

目 次

1. 大阪大学大学院理学研究科の沿革	1
2. 学生心得（学生としての生活について）	2
3. 教育職員免許状取得について	5
4. 理学研究科教育プログラム	6
1) 履修方法等	6
2) 履修手続きの流れ	13
3) シラバスについて	13
4) 集中講義について	13
5) 学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム (Double-Wing Academic Architecture, DWAA) について	14
6) STEP10	17
7) 高度理系教員養成プログラム (aSTEP)	17
8) 他大学院での科目等履修について	18
9) 長期履修学生制度	18
10) 国際交流・留学	19
11) 学位論文に係る評価に当たっての基準について	20
12) 修士論文及び博士論文提出に関する申請手続概要について	22
5. 授業料の免除及び奨学金	23
1) 入学科免除・授業料免除等について	23
2) 日本学生支援機構奨学金（外国人留学生を除く）について〈貸与・給付〉	23
3) 地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について	24
6. 健康及び災害傷害保険関係	25
1) 健康診断	25
2) キャンパスライフ健康支援・相談センター 保健管理部門	25
3) 学生教育研究災害傷害保険について	25
7. 学生相談	26
1) 学生相談員（理学部・理学研究科）	26
2) なんでも相談室（理学部・理学研究科）	26
3) 基礎工学&理学キャンパスライフ支援室「カウンセリングルーム樹里（じゅり）」	27
4) 就職担当教員（理学部・理学研究科）	27
5) キャリア支援室（理学部・理学研究科）	27
6) 留学生相談室（理学部・理学研究科）	27
7) ハラスメント相談員（理学部・理学研究科）	28
8) キャンパスライフ健康支援・相談センター 相談支援部門（全学）	28
9) キャンパスライフ健康支援・相談センター ハラスメント相談室（全学）	29
10) キャリアセンター（全学）	29
8. 理学研究科建物への入館	30
9. 理学研究科ホームページ	30
10. 理学研究科情報資料室	31
11. 修学上の注意	32
1) 気象警報発表時等における授業の取扱いについて	32
2) 理学研究科開講の授業・試験欠席の取扱いについて	34
3) 不正行為を行った場合の取扱いについて	35
12. 海外渡航届システム	35
付 録	
大阪大学学部学則	36
大阪大学大学院学則	47
大阪大学大学院理学研究科規程	60
大阪大学学位規程	89
大学院理学研究科授業担当等教員名簿	92
理学研究科・理学部 建物配置図	105
講義室等案内図	106

令和5(2023)年度 理学研究科行事予定表

学期	月	日(曜)	学 務 事 項
春 夏 学期	4	3 (月)	春～夏学期 (通年科目を含む) 履修登録開始 (4/3 9:30～4/21 16:30) 博士論文題目届提出期限 (6月審査分)
		4 (火)	入学式
		5 (水)	大学院新入生オリエンテーション (於: 理学研究科)
		10 (月)	学生定期健康診断 (豊中地区学生) (～4/13)
		11 (火)	春～夏学期 (～9/30)、春学期 (～6/12) 授業開始
		20 (木)	学生定期健康診断 (吹田地区学生) (～4/27 ※土日は除く)
		24 (月)	履修取消期間 (4/24 9:30～4/28 16:30)
		29 (土)	いちよう祭準備
		30 (日)	いちよう祭 (～5/1) (授業休業)
		5	1 (月)
	2 (火)		いちよう祭り片付け (授業休業)
	8 (月)		課程博士学位申請書類提出期限 (6月審査分)
	6	6 (火)	試験実施期間 春学期開講科目 (～6/12) 夏学期履修登録開始 (6/6 9:30～6/19 16:30)
		12 (月)	春学期授業終了
		13 (火)	夏学期 (～9/30) 授業開始
		22 (木)	博士論文題目届提出期限 (9月審査分)
		27 (火)	履修取消期間 (6/27 9:30～7/3 16:30)
	7	31 (月)	課程博士学位申請書類提出期限 (9月審査分)
	8	1 (火)	試験実施期間 春～夏学期、夏学期開講科目 (～8/4、8/8 (8/8は月曜日の振替試験実施日))
		8 (火)	春～夏学期、夏学期授業終了
9 (水)		夏季休業 (～9/30)	
9		1 (金)	成績閲覧開始 年度跨り、春～夏学期、春学期、夏学期
		15 (金)	秋～冬学期 (秋入学通年科目を含む) 履修登録開始 (9/15 9:30～10/16 16:30)
		25 (月)	博士論文題目届提出期限 (12月審査分) 学位記授与式
		30 (土)	夏季休業終了
秋 冬 学期	10	2 (月)	秋～冬学期 (～3/31)、秋学期 (～12/3) 授業開始
		17 (火)	履修取消期間 (10/17 9:30～10/23 16:30)
		2 (木)	大学祭準備 (授業休業)
	11	3 (金)	大学祭 (～11/5) (授業休業)
		6 (月)	大学祭片付け (授業休業) 課程博士学位申請書類提出期限 (12月審査分)
		21 (火)	試験実施期間 秋学期開講科目 (～11/22、11/29～12/1 11/28は木曜日。11/29は月曜日の振替試験実施日)
		27 (月)	冬学期履修登録開始 (11/27 9:30～12/8 16:30)
	12	3 (日)	秋学期授業終了
		4 (月)	冬学期授業開始 (～3/31)
		18 (月)	履修取消期間 (12/18 9:30～12/22 16:30)
	1	26 (火)	冬季休業 (～1/3)
		4 (木)	授業再開
		5 (金)	博士論文題目届提出期限 (3月審査分)
		12 (金)	大学入試共通テスト準備日 ※授業休業
		29 (月)	博士前期・後期課程修了予定者の学位論文受付 (～1/30)
2		1 (木)	試験実施期間 秋～冬学期、冬学期開講科目 (2/1、2/5～2/8 2/8は金曜日の振替試験実施日)
	8 (木)	秋～冬学期、冬学期授業終了	
	下旬	春季入学者研究概要報告書受付 (博士前期・後期課程修了予定者を除く)	
3	1 (金)	成績閲覧開始 通年、秋～冬学期、秋学期、冬学期	
	15 (金)	修士・博士課程修了者発表	
	25 (月)	修士・博士学位記授与式 (大阪城ホール)	

注1 大学入学共通テストおよび大阪大学前期日程入学試験の際には、その準備および実施のため、理学部棟への入館が制限されます。

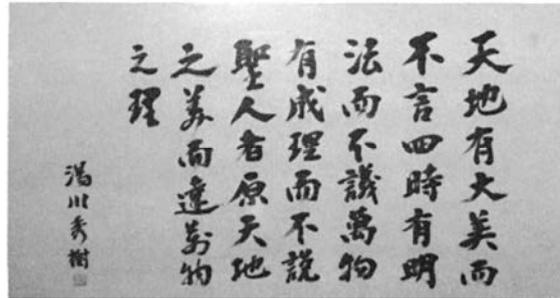
注2 上記日程等は変更されることがあります。変更が生じる場合はKOAN掲示などでお知らせします。



上の写真の書

勿嘗糟粕 甲戌夏日 樂 水

は理学研究科本館大講義室（D501）に掲げられている額です。樂水とは、有名な物理学者で、第1回文化勲章を受章された本学初代総長 長岡半太郎先生の雅号です。甲戌は昭和9年に当たり、この年の4月に大阪市内の中之島に理学部の旧建物が竣工しています。「勿嘗糟粕」は糟粕を嘗る勿れと読みます。辞書によると、糟粕とは酒のしぼりかすで、転じて、「滋味をとりさった不用物、精神のない遺物」とあり、また、糟粕をなめるとは、「作った人の精神を汲みとらず、形だけまねることをするな」と解説しています。従って、この書は科学を志す者にとって貴重な教訓といえましょう。



上の写真の書

天地有大美而不言 四時有明法而不議
萬物有成理而不說 聖人者原天地之美
而達萬物之理

は理学研究科長室に掲げられている額で、湯川秀樹先生の筆になるものです。この句の出典は「莊子」で、その最終編第4節の冒頭に出ているもので、「天地は大美有れども、而も言わず。四時は明法有れども、而も議せず。萬物は成理有れども、而も説かず。聖人は天地の美を原(たづ)ねて萬物の理に達す」と読みます。本学名誉教授森三樹三郎先生は次のように訳されました。「天地は萬物を生育するという、すぐれた働きをもちながらも、それを口に出して語る事ができない。春夏秋冬の四時は、明らかな法則をそなえながらも、みずからこれを論じたてることができない。萬物はそれぞれに完成した理をそなえながらも、みずからこれを説くことはない。聖人とは、この天地のすぐれた働きのありかたをたづね、萬物の理に達した人間のことをいうのである」。

また、James Legge 氏により次のように英訳されています。

(The operations of)Heaven and Earth proceed in the most admirable way, but they say nothing about them; the four seasons observe the clearest laws, but they do not discuss them; all things have their complete and distinctive constitutions, but they say nothing about them. The sages trace out the admirable operations of Heaven and Earth. and reach to and understand the distinctive constitutions of all things ∴.

(F. M. Muller; The Sacred Books of the East, vol. 40, 1891 より)

1. 大阪大学大学院理学研究科の沿革

本研究科は、1933年から旧制大学院学生を受け入れ、その教育・研究を開始した。1943年からは大学院特別研究生の受け入れも行い、1961年までに総計361名の大学院学生を教育し、旧制大学院の使命を果たした。1953年に、新学制による理学研究科が、数学系1、物理学系3、化学系2および生物学系2の計8専攻の構成で発足した。その後1963年に高分子学専攻が増設され、1966年に物理学系3専攻が物理学専攻に統合され、また1995年には宇宙地球科学専攻が新設された。さらに1996年から大学院重点化により、理学研究科は数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物科学専攻、高分子科学専攻、宇宙地球科学専攻の6専攻に再編成された。

本研究科の講義及び研究指導は、理学研究科の教員のほか、放射線科学基盤機構、全学教育推進機構、社学共創本部、安全衛生管理部、情報科学研究科、生命機能研究科、微生物病研究所、産業科学研究所、蛋白質研究所、レーザー科学研究所、核物理研究センター、サイバーメディアセンターなどに所属する教員によって行われている。また、連携・招へい枠を使って、国立研究開発法人産業技術総合研究所、同情報通信研究機構、同医薬基盤・健康・栄養研究所、独立行政法人理化学研究所、公益財団法人サントリー生命科学財団、株式会社ペプチド研究所、株式会社JT生命誌研究館、武田薬品工業株式会社など、学外の研究機関からの、本研究科の研究と教育への参画も行われている。なお、大学院重点化に伴い、前期（修士）課程及び後期（博士）課程の入学定員は、それぞれ117名、59名から288名、140名へと大幅に増員されたが、2002年に生命機能研究科及び情報科学研究科が新設されたことにより、前期課程は258名、後期課程は126名と入学定員の改定が行われ、その後、2007年の大阪外国語大学との統合により、前期課程の入学定員は266名となった。

最近の科学の急速な発展に柔軟に対応しうる優秀な人材を育成するために、1989年に学校教育法施行規則が改正され、学部3年次から大学院に進学できる、いわゆる「飛び級」の受験が認められるようになった。本研究科は、これを直ちに実施し、1991年度に2名を合格させた。これは全国で初めてのことである。その後、2022年度までに36名の学生が3年次から大学院に進学している。

なお、2022年3月現在で新制度の理学修士の学位取得者は10,806名、理学博士の学位取得者は3,878名（うち、課程博士3,062名、論文博士816名）である。また、旧制度の理学博士の学位取得者は621名で、この中には湯川秀樹博士も含まれている。

付 表（2023年度）

		理 学 研 究 科						
専 攻		数 学	物 理 学	化 学	生物科学	高分子科学	宇宙地球科学	計
入 学 定 員	前 期	32	68	60	54	24	28	266
	後 期	16	33	30	23	11	13	126

2. 学生心得（学生としての生活について）

大学院生の諸手続きは、理学研究科大学院係窓口で行います。

また、学生の修学上必要な事項についての通知は、原則として掲示により行います。理学研究科A棟1階通用口横の掲示板、および学務情報システム（KOAN）の掲示板を確認するよう心がけてください。

また、学生生活全般については、大阪大学ホームページの「学生生活・学生支援」を参照してください。

1-1. 願について

提出先 大学院係

提出書類	摘要
在学期間延長願	提出時期：修了時期の2ヶ月前 ----- 博士後期課程在学3年以上の者で、かつ6月または12月修了を予定している場合は提出してください。
在学年限延長願	提出時期：在学年限満了の2ヶ月前 ----- 博士後期課程在学年限（5年）を越える者で、特別の事情がある場合は在学年限の延長が認められる場合があります。
留 学 願	提出時期：留学開始2ヶ月前 ----- 留学しようとする場合は、研究科長の許可を得て留学することができます。 ※留学期間が3ヶ月未満の場合は提出不要
休 学 願	提出時期：1ヶ月前（但し年度末は2ヶ月前） ----- 病気その他の理由により3ヶ月以上修学を中断しようとする場合は、研究科長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができます。 (1) 休学期間は在学年数には算入されませんが、学年は進行します。 (2) 許可された休学期間が学期の途中からである場合は、原則その学期または学年に開講している授業科目を履修することは認められません。 (3) 前期課程においては通算2年、後期課程においては通算3年の期間を越えて休学することはできません。 (4) 休学する場合の授業料の取り扱いについて、3月までに前期（4～9月）の休学を許可された場合又は9月までに後期（10月～3月）の休学を許可された場合は、免除されます。学期の途中から願い出て休学する場合は、大学院係に詳細を確認してください。
復 学 願	提出時期：1ヶ月前（但し年度末は2ヶ月前） ----- 休学の理由が解消し履修を再開しようとする場合は、研究科長の許可を得て復学することができます。ただし、病気等で医師の診断書に基づく休学を許可された者は「医師の診断書」を添えて願い出てください。 学期の途中で復学した場合は、原則その学期または学年に開講している授業科目を履修することは認められません。

<p>学力に関する証明書、 教育職員免許状取得 見込証明書</p>	<p>教職課程に関する証明書交付は、理学研究科学務係において行います。所定の交付願により、必要とする日の1週間前（休日が入る場合はその日数を加算）までに願い出てください。なお、時期により1週間以上かかる場合がありますので、お早めに願い出てください。</p> <p>・理学研究科ホームページ「各種証明書の発行」 https://www.sci.osaka-u.ac.jp/ja/certificate/studente_ce/</p>
---	--

*教務・大学院関係等行事により証明書発行業務が停止する場合は、掲示等により通知します。

2-2. 証明書自動発行機について

発行できる証明書	設置場所等
<p>1. 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証） 1日3枚まで、年10枚を限度に発行できます。事情により年10枚を超えて必要となる場合は、大学院係へ申し出てください。 （有効期限：発行日から3ヶ月）</p> <p>2. 在学証明書</p> <p>3. 成績証明書</p> <p>4. 修了見込証明書（※1）</p> <p>5. 健康診断証明書（※2）</p>	<p>豊中地区 豊中学生センター（2台） 全学教育管理・講義A棟</p>
	<p>吹田地区 吹田学生センター1階 医学部医学科共通棟1階 工学部管理棟1階（2台）</p>
	<p>箕面地区 外国学研究講義棟2階 就職情報コーナー横</p>

※1 修了見込証明書は、前期課程は2年次から、後期課程は博士論文題目届提出の2～4週間後から発行できます。

※2 健康診断証明書は、定期健康診断受検者のみ発行可能です。また、受検状況等によっては証明書自動発行機で発行できない場合があります。その場合はキャンパスライフ健康支援・相談センターに問い合わせてください。

2-3. 学生証の再交付について

交付事務 学生センター

種類	摘要
<p>学生証の再交付</p>	<p>学生証を紛失・破損等したときは、豊中・吹田学生センターで再交付手続きをしてください。なお、理学研究科建物への入館システムを利用するには、再交付後、理学研究科庶務係に申し出てください。</p>

3. 教育職員免許状取得について

- (1) 大学を除く全ての国公立学校の教育職員（常勤、非常勤を問いません）になるためには、それぞれの校種・教科に応じた教育職員免許状を有する必要があります。
- (2) 大学院理学研究科は、中学校教諭、高等学校教諭の専修免許状「数学」「理科」を取得できる課程として認定されています。また、理学部は、中学校教諭、高等学校教諭の一種免許状「数学」「理科」を取得できる課程として認定されています。
- (3) 令和5年4月5日（水）に教職課程ガイダンスが行われます。教職課程ガイダンスは、翌年以降も同じ時期に開催される予定です。詳細はKOANの掲示板を参照してください。
- (4) 教育職員免許状の取得についての詳細は、大阪大学教育課程委員会が作成する「**大阪大学【教職課程ブックレット】1 教職課程への招待 教育職員免許状取得ガイド**」（以下「ブックレット」とします）をご覧ください。このブックレットは、上記の教職課程ガイダンスで配布するほか、理学研究科学務係でも入手可能です。
- (5) 専修免許状を取得するために必要な「教職課程 大学が独自に設定する科目表」は、理学研究科学務係で配布します。なお、専修免許状を取得するためには、同表により必要な単位を修得するだけでなく、一種免許状の取得要件を満たしている必要があります。詳細は、上記の教職課程ガイダンス及びブックレットで確認してください。

[注] 教職課程に関する連絡事項はKOANの掲示板に掲載されます。見逃すことのないように注意してください。

4. 理学研究科教育プログラム

1) 履修方法等

(A) 履修方法

1. 履修方法については「(B) 各専攻履修上の注意」を熟読してください

2. 博士前期課程

- a. 「専門教育科目」、「高度教養教育科目」、「高度国際性涵養教育科目」の3つの科目群より単位の修得が必要です。各科目群の必要単位数は、下記表および「(B) 各専攻履修上の注意」を確認してください。

博士前期課程修了要件単位数

	数学	物理学	化学	生物科学	高分子科学	宇宙地球科学
専門教育科目	28	30	30	28	32	19
高度教養教育科目	1	1	1	1	1	1
高度国際性涵養教育科目	1	1	1	1	1	2
自由選択	0	0	0	2	0	8
合計(単位)	30	32	32	32	34	30

各科目群の構成科目は以下のとおりです。

- (1) 専門教育科目は次の科目により構成されます。
 - (ア) 自専攻の専門教育科目
 - (イ) 研究科共通科目のうち専門教育科目として開講される科目
 - (2) 高度教養教育科目は次の科目により構成されます。
 - (ア) 研究科共通科目のうち高度教養教育科目として開講される科目
 - (イ) 他専攻の専門教育科目
 - (ウ) 他研究科の専門教育科目・コミュニケーションデザイン科目・COデザイン科目・全学教育推進機構が開講する学際融合教育科目・博士課程教育リーディングプログラム科目のうち高度教養教育科目として開講される科目
 - (3) 高度国際性涵養教育科目は次の科目により構成されます。
 - (ア) 自専攻の高度国際性涵養教育科目
 - (イ) 研究科共通科目のうち高度国際性涵養教育科目として開講される科目
 - (ウ) 他専攻の高度国際性涵養教育科目
 - (エ) 他研究科の高度国際性涵養教育科目・マルチリンガル教育科目・国際交流科目・博士課程教育リーディングプログラム科目のうち高度国際性涵養教育科目として開講される科目
- * 自専攻専門教育科目のうち、高度国際性涵養教育科目にも該当する科目の単位を修得した場合は、高度国際性涵養教育科目の単位として認定されます。ただし、高度国際性涵養教育科目の修了要件単位数が満たされている場合は、専門教育科目の単位として認定されます。

- * 他専攻または他研究科の専門教育科目のうち高度国際性涵養教育科目の性質も有する科目として位置づけられている科目の単位を修得した場合は、高度教養教育科目の単位として認定されます。
- b. 上記の科目のうち、(2)(ウ)または(3)(エ)に属する科目を履修する場合は、指導教員の許可を必要とします。履修登録前に指導教員と相談した後に、「履修登録確認表」にある該当科目に指導教員の押印が必要です。
- c. 数学・生物科学・高分子科学専攻の博士前期課程の学生が、自専攻の博士後期課程配当科目を履修し、修了要件単位として認定を受ける場合も、指導教員の許可を必要とします。上記 b. に準拠した手続きを行ってください。ただし、生物科学専攻の「生物科学特別講義Ⅰ～Ⅷ」並びに物理学、化学、宇宙地球科学専攻については、手続きは不要です。
- d. 生物科学専攻および宇宙地球科学専攻の自由選択は、専門教育科目、高度教養教育科目、高度国際性涵養教育科目のすべての科目が対象となります。また、生物科学専攻では、科学技術論 A・B の修了要件単位としての認定は合計で 2 単位を限度とします。科学技術論 A・B の単位を 3 単位以上修得しても、高度教養教育科目および自由選択の修了要件単位として認められるのは 2 単位までです。

3. 博士後期課程

- a. 修了要件については、「(B) 各専攻履修上の注意」を確認してください。
- b. 研究科共通科目、他専攻、他研究科の科目、または本学の研究科を横断して開設されるプログラム（基礎理学計測学、ナノサイエンス・ナノテクノロジー高度学際教育訓練プログラム、CO デザインセンター、数理・データ科学教育研究センター等）の科目を履修し、修了要件単位として認定を受けるためには、指導教員の許可を必要とします。履修登録前に指導教員と相談した後に、「履修登録確認表」にある該当科目に指導教員の押印が必要です。
- c. なお、理学研究科が実施部局となる大学院等高度副プログラムに関する科目には、開講科目表の備考欄に印を付しています（◆：基礎理学計測学）。また、理学研究科で開設するナノ教育訓練プログラムに関する科目には、開講科目表の備考欄にナノ教育プログラムと記入してあります。

(B) 各専攻履修上の注意

1. 数学専攻

A. 前期課程

- a. 前期課程においては、高度教養教育科目から 1 単位以上、高度国際性涵養教育科目から 1 単位以上、専門教育科目からセミナー科目 18 単位と講義科目 10 単位以上、合計 30 単位以上の修得を要します。
- b. 慶應義塾大学工学部の教員による集中講義形式の授業があります。（詳細についてはシラバスを参照してください）
- c. セミナーは、1 年次の基礎セミナー（9 単位）、および 2 年次のセミナー（9 単位）を必修とします。
- d. その年度に履修する科目について、所定の期日までに Web にて履修登録をしなければなりません。
- e. 各年度の終わりに、「研究概要報告書」を所定の期日までに、指導教員の押印をもらって提出

しなければなりません。

f. 指導教員は4月に、学生の希望もできるだけ取り入れて決定されます。指導教員は修了まで変更されません。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではありません。

g. 修了に当たっては、修士論文を提出し、その審査を受けなければなりません。

修士論文は次のいずれかの要件を満たすものとします。

1. 論文筆者により得られた新しい数学的結果を含むもの
2. 数学的に意義のある計算結果（計算機実験も含む）や定理の新しい証明などで、論文筆者自身による部分を含むもの
3. ある分野において既に知られている重要な数学的事実について、論文筆者自身の観点からまとめたもの

* 修士論文には、標題、序文、本文、文献表が必要です。

標題としては、論文内容を最も適切に表すものを選んでください。

序文は、本文の内容を簡潔にまとめ、諸結果が、論文筆者によって得られたものであるか否かという点についても明確に書いてください。

本文は、適当に章や節に分け、できるだけ省略せず丁寧に書いてください。特に、独自に得られた結果については、細部まで省略せず書くことが望まれます。

文献表には、論文のもとになった研究において、あるいは論文執筆に当たって、参考にした文献の中から、特に関係の深いものや重要なものを選んで書いてください。

数学専攻において、これまでに提出された修士論文はすべて製本され、数学教室図書室に保管されていますので、必要に応じて閲覧することができます。

h. 講義について

大学院では、講義を聞いて単位をとることが最終目標ではありません。学生諸君の自発的な学習を促し、研究を開始するきっかけを提供するのが、大学院における講義の主な目的です。このことをしっかりと理解しておかなければなりません。（多くの講義を漠然と聴講することは意味がありません。）

1. 講義には概論と特論があり、概論は主に1年次、特論は主に2年次の学生の履修を念頭においていますが、各人の興味、知識、能力に応じて、2年次で概論を、1年次で特論を履修することは差し支えありません。
2. 講義内容については科目名だけで判断せずに、シラバスを熟読して各自の興味にあったものを選んでください。
3. 集中講義は、多くの場合、現在活発に研究されている分野への入門的講義を短期間で行います。単位にこだわらず、積極的に聴講することを薦めます。個々の集中講義の実施については、理学研究科ホームページおよび学内掲示等で通知します。集中講義は数学特別講義として開講され、それぞれ1単位です。年次は無関係に履修が可能です。

i. セミナーについて

（以下、1年次基礎セミナーと2年次セミナーを総称して単にセミナーと記すことにします。）

セミナーの指導形態は、指導教員により様々ですが、次のような形態をとることが多いと思われます。

指導教員と相談のうえ選んだ文献について、学生が自力で学習してきた内容を週1回、指導教員の前で発表します。そこで指導教員から質問やコメントがなされ学生はこれに適切に応答することが要求されます。

このためには漠然とした内容の理解だけでは不十分で、内容をよく消化し、これを指導教員、

あるいは他の教員に対して十分わかりやすく説明できる程度まで周到な準備をする事が期待されます。学生は原則として、ノートに発表の内容を準備し、できればこれを見ないで発表することが望ましいです。(教科書を見てその場で考えながら発表したりするのは論外です。)したがって、セミナーは自分の考えていることを、他人にわかりやすく説明することの訓練の場です。更に、セミナーの進展状況によっては文献を読むだけでなく、自ら考えたことを発表する場にもなり得ることが期待されます。

2年次の最後に提出する修士論文は、このセミナーにおける学習を土台とし、執筆することになります。したがって、少なくとも2年次のセミナーはこの修士論文の準備と密接に関連しています。

B. 後期課程

- a. 修了までに、特別講義2科目以上、特別セミナー1科目以上を修得しなければなりません。原則として必ず各学年のセミナーを修得してください。
- b. 慶應義塾大学理工学部の教員による集中講義形式の授業があります。(詳細についてはシラバスを参照)
- c. 修了に当たっては、博士論文を提出し、その審査を受けなければなりません。
- d. 後期課程3年間の主な目的は、博士論文の完成です。この博士論文作成への過程として、(特別)セミナーがあります。その指導形態は前期課程よりもさらに自由度が増え、指導教員によっても一様ではありません。いずれにせよ、定期的に指導教員のもとで文献を読み、与えられた又は自ら設定した研究課題について、各自学習したこと、考えたことを指導教員に発表し、これに対するコメントや指示を受けて、これを再び自身の研究に生かすという繰り返しのようになります。

以上の後期課程の目的から、講義の履修義務は3年間で2科目の特別講義の修得という最低限の条件にとどめられています。しかし、興味ある講義については、単位にとらわれず、集中講義はもちろんのこと、前期課程の講義、他専攻の講義などにも積極的に出席することが望まれます。

2. 物理学専攻

A. 前期課程

- a. 前期課程においては、専門教育科目として、講義12単位以上と、セミナー18単位、高度教養教育科目から1単位以上、高度国際性涵養教育科目から1単位以上、合計32単位以上を修得しなければなりません。
- b. セミナー(必修、4.5単位)は指導教員が行うものを通算2年間修得してください。同じセミナーを繰り返して修得しても構いません。
- c. 物理学専攻で開講する学部・大学院共通科目(基礎科目)は、修了要件単位に含めることはできません(開講授業科目及び担当教員表の備考欄に「*修了要件外」と明記)。
- d. 後期課程の特別講義各科目を、前期課程学生が履修すれば、専門教育科目の修了要件単位として認められます。
- e. 特に優れた研究業績を上げたものについては、審査のうえ、特に認めた場合に限り、在学期間が1.5年で足りるものとします。その場合の修了要件は、講義16.5単位以上、セミナー13.5単位、高度教養教育科目から1単位以上、高度国際性涵養教育科目から1単位以上、

合計32単位以上となります。

- f. 理工情報系オナー大学院プログラムの履修生は、最大2単位まで、「理工情報研究室ローテーション (I~IV)」が専門教育科目の修了要件単位として認められます。
- g. 多彩な講師が英語で講義するTopical Seminarの履修を強く勧めます。
- h. 一部の科目は、年度によっては英語で開講されます。英語で開講される年度に単位修得した場合、日本語で開講する年度には履修を認めますが、修了要件単位として認められるのは、いずれかひとつの科目になります。

B. 後期課程

- a. 後期課程において、特別講義2科目以上および特別セミナー1科目以上を履修し、その単位を修得しなければなりません。
- b. 多彩な講師が英語で講義するTopical Seminarの履修を強く勧めます。Topical Seminarは特別講義に該当します。

3. 化学専攻

A. 前期課程

- a. 専門教育科目として講義11単位以上と、半期セミナーI (1年次担当、春~夏学期、秋~冬学期をそれぞれ4.5単位) と半期セミナーII (2年次担当、春~夏学期、秋~冬学期をそれぞれ4.5単位) から18単位、インタラクティブセミナーもしくは化学アドバンスト実験から1単位以上、高度教養教育科目から1単位以上、高度国際性涵養教育科目から1単位以上、合計32単位以上を修得する必要があります。
- b. 半期セミナー (4.5単位) は指導教員が行うものを履修し、18単位を修得する必要があります。同じセミナーを繰り返して履修することを認めます。
- c. 特論 (各1単位) は、集中講義として随時開講されます。
- d. 後期課程の特別講義科目を履修すれば、前期課程学生の専門教育科目の修了要件単位として認めます。
- e. 特に優れた研究業績を上げたものについては、審査のうえ、特に認めた場合に限り、在学期間が1.5年で足りるものとします。その場合の修了要件は、半期セミナーが13.5単位、講義が15.5単位以上、インタラクティブセミナーもしくは化学アドバンスト実験から1単位以上、高度教養教育科目から1単位以上、高度国際性涵養教育科目から1単位以上、合計32単位以上となります。
- f. 一部の科目は、年度によっては英語で開講されます。英語で開講される年度に単位修得した場合、日本語で開講する年度には履修を認めますが、修了要件単位として認められるのは、いずれかひとつの科目になります。
- g. 理工情報系オナー大学院プログラムの履修生は、最大2単位まで、「理工情報研究室ローテーション (I~IV)」が専門教育科目の修了要件単位として認められます。

B. 後期課程

- a. 特別講義2科目 (2単位) 以上、特別セミナー1科目 (9単位)、インタラクティブ特別セミナー1科目 (1単位)、合計12単位以上を修得する必要があります。原則として毎年特別セミナーを履修してください。

- b. 特別講義は、集中講義として随時開講されます。
- c. 特別講義は、各年度において副題を付して開講し、副題を異にする場合は、それぞれについて所定の単位を付与します。
- d. 化学専攻において開講される「Current Topics」は、「特別講義」と同様に扱います。
- e. 課程の途中で、研究進展度調査（中間審査）を行います。

4. 生物科学専攻

A. 前期課程

- a. 修了要件は、専門教育科目 28 単位、高度教養教育科目 1 単位、高度国際性涵養教育科目 1 単位、自由選択 2 単位の合計 32 単位です。
- b. 専門教育科目については、所属研究室において開講される「〇〇学半期セミナー」（半期 4.5 単位）を 2 年間履修して単位を修得し（必修 18 単位）、これに加えて講義科目を 10 単位以上修得してください。なお、遠隔地で研究に従事するなどの特別な理由が無い限り、学年・学期に応じた「サイエンスコア」（半期 1 単位）を履修するよう心がけてください。
- c. 理工情報系オナー大学院プログラムの履修生は、「理工情報研究室ローテーションI～IV」（各 1 単位）および「理工情報学外研修I～IV」（各 1 単位）が専門教育科目の修了要件単位として認められます。
- d. 後期課程対象の「生物科学特別講義」は集中講義形式で、前期課程の学生も履修できます。修得した単位は専門教育科目の修了要件単位となります。
- e. 「生物科学インタラクティブセミナー」（通年 1 単位）は本人の視野を広げるために役立つ科目です。

B. 後期課程

- a. 所属研究室において開講される「〇〇学特別セミナー」（通年 9 単位）と「生物科学特別講義」（1 単位）2 科目以上とを履修し、単位を修得してください。また、遠隔地で研究に従事するなどの特別な理由が無い限り、学年に応じた「サイエンスコア」（通年 1 単位）を履修するよう心がけてください。
- b. 「生物科学特別講義」は、各年度において授業内容を表す副題を付して開講します。副題が異なっていれば、別の講義として単位を認定します。「生物科学特別講義IV～VIII」の履修方法についてはシラバスを参照してください。
- c. 生物科学専攻において開講される「Current Topics」は、「生物科学特別講義」と同様に扱います。
- d. 修了要件外ですが、「生物科学インタラクティブ特別セミナー」（通年 1 単位）は本人の視野を広げるために役立つ科目です。

5. 高分子科学専攻

A. 前期課程

- a. 専門教育科目（32 単位）・高度教養教育科目（1 単位）・高度国際性涵養教育科目（1 単位）を修得しなければなりません。専門教育科目のうち高分子有機化学、高分子物理化学 A・B、高分子凝集科学及び情報高分子科学は必修とします。2 年間にこれら 5 科目 8 単位を含む講義 12 単位以上を修得し、さらに各学年で半期セミナー（9 単位）およびインタラクティブセミナー（1 単位）を修得しなければなりません。ただし、リーディングプログラム「インタ

ラクティブ物質科学・カデットプログラム」で実施されている「物質科学研究室ローテーション1」ならびに理工情報系オナー大学院プログラム科目の「理工情報研究室ローテーションI～IV」および「理工情報学外研修I～IV」のいずれか1単位を修得した場合、あるいは長期の国内外のインターンシップや海外留学などを経験した場合には、審査のうえ同じ年度の「インタラクティブセミナー」の単位として認定する場合があります。

- b. 後期課程に配当される講義（高分子科学専攻特別講義、各1単位）を履修すれば、指導教員の許可を得たのちに、前期課程学生の専門教育科目の修了要件単位として認めます。
- c. 他研究科、COデザインセンターで行われる授業科目、ナノサイエンス・ナノテクノロジー教育訓練プログラムおよび高分子科学専攻特別講義の単位が、必修科目以外の講義の修了要件単位として認定されるには、指導教員の許可が必要です。
- d. 特に優れた研究業績を上げたものについては、審査のうえ、特に認めた場合に限り、在学期間が1.5年で足りるものとします。その場合の修了要件は、半期セミナーが13.5単位、インタラクティブセミナーが1単位、講義（必修5科目8単位を含む）が15.5単位以上、高度教養教育科目から1単位以上、高度国際性涵養教育科目から1単位以上、合計32単位以上となります。

B. 後期課程

- a. 特別講義2科目以上を修得し、かつ各学年の特別セミナー（9単位）およびインタラクティブ特別セミナー（1単位）を原則として修得しなければなりません。ただし、理工情報系オナー大学院プログラム科目の「理工情報研究室ローテーションI～IV」および「理工情報学外研修I～IV」のいずれか1単位を修得した場合、あるいは長期の国内外のインターンシップや海外留学などを経験した場合には、審査のうえ同じ年度の「インタラクティブ特別セミナー」の単位として認定する場合があります。なお、他大学院研究科・他専攻から本専攻後期課程に入学した者については、博士前期課程の高分子有機化学、高分子物理化学A・B、高分子凝集科学及び情報高分子科学を履修し、それらの合計5科目8単位を上記科目に加えて修得しなければなりません。ただし、既卒大学院で高分子有機化学、高分子物理化学、高分子凝集科学、情報高分子科学に相当する科目を修得している場合、審査のうえで単位として認定することがあります。
- b. 「特別講義」は、各年度において副題を付して開講し、副題を異にする場合は、それぞれについて所定の単位を付与します。
- c. 高分子科学専攻において開講される「Current Topics」は、「特別講義」と同様に扱います。

6. 宇宙地球科学専攻

A. 前期課程

- a. 前期課程においては、総修了要件単位数30単位以上を修得しなければなりません。その内訳として、専門教育科目の19単位、高度教養教育科目の1単位、高度国際性涵養教育科目の2単位、自由選択の8単位が修了要件単位として認められます。宇宙地球科学専攻では、「宇宙生命論」を高度国際性涵養教育科目として提供しています。
- b. 専門教育科目のセミナー（必修4.5単位）は、指導教員が行うものを通算2年間履修してください。同じセミナーを繰り返して修得しても構いません。
- c. 宇宙地球科学専攻で開講する学部・大学院共通科目（基礎科目）は、修了要件単位に含めるこ

とはできません。「一般相対性理論」がこれに該当します。

- d. 後期課程の特別講義各科目を、前期課程学生が履修すれば、専門教育科目の修了要件単位として認められます。

B. 後期課程

後期課程において、特別講義 2 科目以上及び特別セミナー 1 科目以上を履修し、その単位を修得しなければなりません。

2) 履修手続きの流れ

履修登録は、学務情報システム「KOAN」にて行ってください。

URL <https://koan.osaka-u.ac.jp/>

履修登録や履修取消は、学期ごとに定められた期間に行わなければなりません。

登録期間や登録方法の詳細は、各年度の「時間割表・開講科目表」及び KOAN を参照してください。

期間外の登録、修正等は原則認められませんので、注意してください。

3) シラバスについて

理学研究科のシラバス（授業概要）は KOAN に掲載しています。

詳細は下記 URL から参照してください。

KOAN

https://koan.osaka-u.ac.jp/syllabus_ex/campus



4) 集中講義について

集中講義の時間割については、KOAN 掲示等により通知します。

5) 学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム (Double-Wing Academic Architecture、DWAA) について

大学院教育システム構築の背景と目的

現代社会には、SDGs に代表される様々な課題が数多く存在します。こうした複雑な社会課題を解決するには、それぞれのコアとなる専門的知見に加えて、広い視野から課題を多角的に捉え、多様なステークホルダーと柔軟に協働する力が求められます。

このような社会背景を踏まえて、大阪大学では、大学院での学びを皆さん自身がデザインすることができる新しい大学院教育システム「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム” Double-Wing Academic Architecture” (以下「DWAA」という。))」を推進しています。

DWAA の考え方

DWAA は、研究科・専攻等における専門分野の教育（「知の探究」型教育）に加え、専門分野のコアの修得を前提として、新たに「知と知の融合」「社会と知の統合」の二つの方向に教育を広げていく点が特徴です。

知の探究

これまでの学術編成を尊重し専門分野を深め、専門家を育成する教育

従来の学術編成に基づいた研究科の専門分野における深い知識や高い技術を保持する人材を育成する教育です。

知と知の融合

いくつかの異なる学問・研究分野からなる複合領域を学修する教育

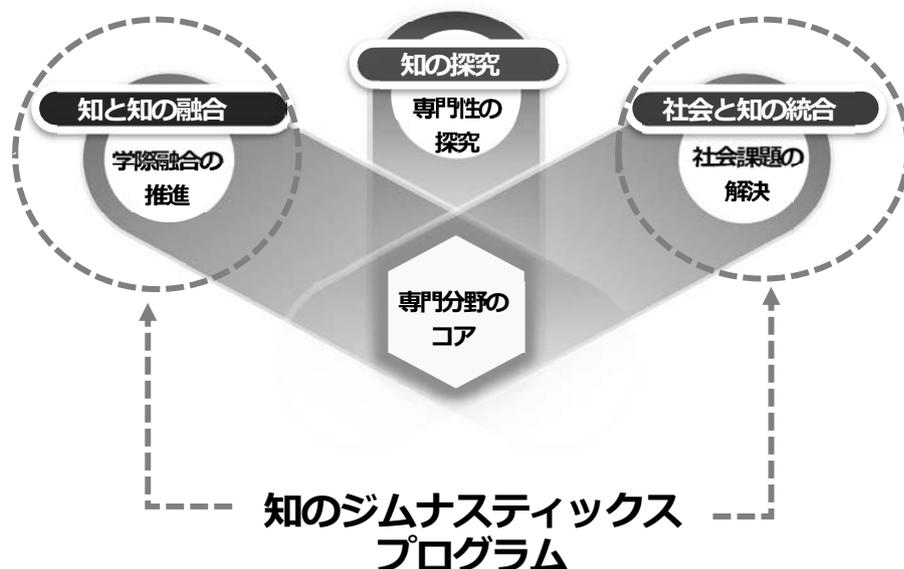
異なる分野にも視野を向け知的地平を広げられる教育を指します。新たな知識や技術の組み合わせを試みる創造的な活動を促進します。

社会と知の統合

社会課題に対する解決に向けての実践的な取り組みを通じて学修する教育

社会の様々なステークホルダーとともに解決すべき課題を発見して解決方法を創造し、さらに社会に実装することができる能力を育成します。授業の中で、社会課題の解決に実践的に取り組む機会を提供し、異なる背景を持った人々と意思疎通を図る能力や社会を変えようとする過程で直面する困難を乗り越える力量を身につけます。授業によっては、学外（社会、企業等）との接点を持った取り組み等も含まれます。

学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム (Double-Wing Academic Architecture)



知のジムナスティックプログラムとは

この DWAA の考え方にに基づき、「知と知の融合」「社会と知の統合」の二つの学際領域に分類される高度教養教育の教育プログラムを総称して「知のジムナスティックプログラム」と呼び、専門分野の深化を目指す従来の大学院教育と併せて履修を推進しています。知のジムナスティックとして、「大学院副専攻プログラム、大学院等高度副プログラム」、「博士課程教育リーディングプログラム」、「理工情報系オーナー大学院プログラム」、「多様な知の協奏による先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラム」等のプログラムが実施されています。

DWAA の詳細はこちら:

<https://itgp.osaka-u.ac.jp/systems/dwaa/>



知のジムナスティックプログラムの詳細はこちら:

<https://itgp.osaka-u.ac.jp/programs/list/>



■大学院副専攻プログラム、大学院等高度副プログラム等

「大学院副専攻プログラム」、「大学院等高度副プログラム」は、学生が所属する主専攻の教育課程以外の内容を学んだり、あるいは主専攻の専門性を生かすための関連分野を学んだりするための教育プログラムです。主専攻の学修と並行して、用意されたプログラム科目を効果的に受講することで、学際的・俯瞰的な視点や複眼的視野を養うことを目的としています。

どちらのプログラムも、教育目標に沿った、一定のまとまりのある授業科目で構成されており、各プログラムが定める要件を満たすことで、当該プログラムの修了認定証が交付されます。

各プログラムの詳細については、以下の URL もしくは QR コードからご参照ください。

<https://itgp.osaka-u.ac.jp/programs/list/advanced/>



また、上記のプログラムと同様に「複眼的」かつ「俯瞰的」な視点を身につけさせ、かつ、社会的課題に応じた高度汎用力を養成することを目的とする「横断教育科目」として、「学際融合教育科目」、「コミュニケーションデザイン科目」及び「COデザイン科目」が全学的に展開されており、これらは一科目から履修できます。

■博士課程教育リーディングプログラムについて

博士課程教育リーディングプログラムは、文部科学省により平成23年度から公募が開始されたプログラムで、優秀な学生を広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、専門分野の枠を超えて世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援し、最高学府に相応しい大学院の形成を推進する事業です。

本学にはオールラウンド型と複合領域型の2つの類型に属する5つのプログラムがあります。このうち、理学研究科学生が履修できるプログラムは「超域イノベーション博士課程プログラム」と「インタラクティブ物質科学・カデットプログラム」の2つのプログラムです。

博士課程教育リーディングプログラムについて

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/education/leading>



■理工情報系オーナー大学院プログラムについて

履修生が自らの専門分野の研究を深く追求するだけでなく、視野を広げ、異分野や新分野にも分け入っていきける力を獲得することを目的とします。履修生は所属研究科の専門課程科目以外にプログラム独自の科目も履修し、産官学の各セクターで社会をけん引できる人材になることを目指します。

◇対象学生

理学研究科、工学研究科、基礎工学研究科、情報科学研究科に所属する大学院生

◇プログラム期間

M2 から D3 までの 4 年間。D1 からの履修も可能。

◇給付型奨学金制度あり

詳細は「理工情報系オーナー大学院プログラム」ホームページでご確認ください。

<https://www.sth.osaka-u.ac.jp/>



■多様な知の協奏による先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラムについて

本プログラムで育成される人材は、高度な専門性と広い俯瞰力、さらに高い国際通用力を身につけることにより、「知のプロフェッショナル」として産学官の各セクターで国際的なリーダーとなって活躍することが期待されます。そのために以下の資質を備えた人材を育成します。

- ① 人類の持続可能性に対するリスクを考える能力
- ② 主たる専門分野での卓越した学識や技術力
- ③ 多分野にまたがる異なるスケールの現象を俯瞰する能力
- ④ 異なる分野の先端実験や計算を複数こなした経験と知識
- ⑤ 先端技術を社会実装する際のリスクとベネフィットを評価する能力
- ⑥ 国際的な活動の中で、リーダーシップを発揮し、人的ネットワークを構築し活用する能力

◇対象学生

出願時点（2023 年 5 月）で本学の理学研究科物理学専攻・化学専攻・高分子科学専攻、情報科学研究科情報システム工学専攻、医学系研究科保健学専攻の大学院博士前期課程、後期課程 1 年、または医学系研究科医学専攻博士課程 1 年、2 年に在学中の者。

◇プログラム期間

M1 から D3 までの 5 年間。M2、D1 からの履修も可能。

◇経済的支援あり

その他詳細は「多様な知の協奏による先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラム」ホームページでご確認ください。

<https://www.rcnp.osaka-u.ac.jp/pqba/>



6) STEP10

STEP10 とは、国立大学法人 10 大学理学部長会議が、よりグローバルでより多様な人材育成のために設置した、大学間連携学生交流プログラムです。10 大学が協力して、他大学学生も聴講できる授業科目を相互に設けることにより、大学の枠を超えた教育・研究を促進することを目指しています。

学生諸君には、「武者修行」や「道場破り」のような意気込みで積極的に本プログラムに参加し、自己研鑽を積むとともに知的交流を体験し、既存の大学の枠から踏み出して自主的に学ぶことを強く望みます。チャレンジをいとわない想像力にあふれた学生諸君の存在こそが、我が国の力強い成長の源であると信じます。STEP10 は、次代を担う科学人材育成を使命とする国立 10 大学理学部の新たなステップです。

詳細は、以下の URL からご参照ください。

<https://www.s.u-tokyo.ac.jp/STEP10/>



7) 高度理系教員養成プログラム (aSTEP)

aSTEP は、次代を担う理系人材の育成を目的として、「研究重点大学」、「教育大学」、および「教育委員会」の 3 者が連携し、学校教育の充実と人材育成に熱意のある理系の博士学位取得者(学位取得予定者を含む)を、理数教育における指導的役割を果たし得る人材として養成するプログラムです。

このプログラムの説明会を毎年 9 月前後に開催しています。基本的に博士前期課程 2 年生から応募できます。詳細は、以下を参照してください。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/liaison/cooperation/astep/>



8) 他大学院での科目等履修について

本研究科は、以下の他大学研究科との間において授業交流(単位の相互認定)を実施しています。

1) 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科

①履修について

- 履修希望者は、所定の履修願を提出してください。
- 履修科目及び総単位数は、各課程においてそれぞれ5科目、10単位以内とします。
- 履修は、講義及び演習により行う授業のみとし、実験、実習及び研究指導等は含みません。
- 「履修願」を申請しても、収容人数その他事情により受講できない場合があります。

②単位の認定

- 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科で認定された単位は、審査のうえ、本研究科授業科目の所定の単位数に認定します。

③履修申請

- 履修希望者は、理学研究科大学院係まで問い合わせてください。

2) 兵庫県立大学大学院生命理学研究科

①履修について

- 履修希望者は、所定の履修願を提出してください。
- 履修は、講義及び演習により行う授業のみとし、実験、実習及び研究指導等は含みません。
- 「履修願」を申請しても、収容人数その他事情により受講できない場合があります。

②単位の認定

- 兵庫県立大学大学院生命理学研究科で認定された単位は、審査のうえ、本研究科授業科目の所定の単位数に認定します。

③履修申請

- 履修希望者は、理学研究科大学院係まで問い合わせてください。

※上記以外の大学院で科目履修・単位認定を希望する場合は、理学研究科大学院係までご相談ください。

9) 長期履修学生制度

この制度は、学生が、職業を有している等の事情により標準修業年限内での修学が困難な者に対して、標準修業年限を超えて一定の延長期間を加えた期間に、計画的な教育課程の履修を認めるものです。

長期履修が許可されれば、通常の修業年限(博士前期課程2年、博士後期課程3年)において支払う授業料の総額を、長期履修期間として認められた期間に春・夏学期、秋・冬学期に均分して支払うこととなります。

ただし、授業料が改定された場合、または長期履修期間に変更があった場合には、改定または変

更時に授業料は見直されます。

長期履修学生制度の詳細内容については、理学研究科大学院係まで問い合わせてください。

10) 国際交流・留学

大阪大学では、海外の多くの大学等との間で、大学間交流や部局間交流の学術交流及び学生交流協定を結んでいます。協定校とは、共同研究や研究者、学生の交流を行っています。協定校の中には、学部学生と大学院生が大阪大学に在籍したまま海外留学し、留学先の協定校では授業料を納めずに、1年以内の履修や研究指導を受けることが可能となる場合があります。

留学先の大学で履修した単位を、本研究科の単位に充当できるかどうか、予め指導教員及び専攻長と相談しておいてください。

なお、留学に関する情報は以下の URL からご参照ください。

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/outbound/ex_students.html



また、年に数回「留学オリエンテーション」が行われていますので、留意しておいてください。

その他、国際交流・留学に関することは以下の URL からご参照ください。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/top>



11) 学位論文に係る評価に当たっての基準について

理学研究科及び各専攻が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査を行います。

1.1 修士論文

1.1.1 審査体制

修士論文の審査は、3名以上の審査委員により行うものとする。

修士の学位に係る論文審査委員会の主査は、次のとおりとする。

1. 理学研究科に置かれる基幹講座、協力講座及び理学研究科附属施設の専任の教授・准教授
2. 理学研究科の教育を担当する本学の教授・准教授（招へい教授・准教授を含む）で理学研究科委員会が認めた者
3. 前記各号以外の者で理学研究科委員会が特に認めた者

修士の学位に係る論文審査委員会の副査は、次のとおりとする。

1. 理学研究科に置かれる基幹講座、協力講座及び理学研究科附属施設の専任の教授・准教授・講師
2. 理学研究科の教育を担当する本学の教授・准教授・講師（招へい教授・准教授を含む）で理学研究科委員会が認めた者
3. 前記各号以外の者で理学研究科委員会が特に認めた者

1.1.2 審査の方法

修士論文に記述された内容については、各専攻の論文発表会において学術研究に相応しい発表及び討論がなされることとする。なお、原則として論文発表会は公開とする。また、この方法に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

1.1.3 評価項目及び基準

修士論文の審査について、次の評価項目及び基準を設ける。また、この評価項目及び基準に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

1. 修士の学位を受ける者は、当該専攻分野に関する学識を備え、かつ専門的研究能力を有すること。
2. 修士論文は、当該専攻分野に関する学術的価値を有し、論理的かつ明瞭に記述されていること。論文に含まれる研究結果が複数の研究者の共同による場合は、学位を受ける者の貢献が有意に認められること。
3. 論文の内容、図及び表等について他文献の引用等に対する対応が適正になされていること。

1.1.4 論文が満たすべき水準

上記の評価項目及び基準を満たす場合、修士論文として合格とする。

2. 博士論文

2.1 審査体制

博士論文の審査は、3名以上の審査委員により行うものとする。

博士の学位に係る論文審査委員会の主査は、次のとおりとする。

1. 理学研究科に置かれる基幹講座、協力講座及び理学研究科附属施設の専任の教授
2. 理学研究科の教育を担当する本学の教授（招へい教授を含む）で理学研究科委員会が認めた者
3. 前記各号以外の者で理学研究科委員会が特に認めた者

博士の学位に係る論文審査委員会の副査は、次のとおりとする。

1. 理学研究科に置かれる基幹講座、協力講座及び理学研究科附属施設の専任の教授・准教授・講師
2. 理学研究科の教育を担当する本学の教授・准教授・講師（招へい教授・准教授を含む）で理学研究科委員会が認めた者
3. 前記各号以外の者で理学研究科委員会が特に認めた者

2.2 審査の方法

博士論文に記述された内容については、各専攻の論文発表会において学術研究に相応しい発表及び討論がなされること。なお、原則として論文発表会は公開とする。また、この方法に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

2.3 評価項目及び基準

博士論文の審査について、次の評価項目及び基準を設ける。また、この評価項目及び基準に定めるもののほか、専攻分野において必要なものは当該専攻が定める。

1. 博士の学位を受ける者は、当該専攻分野に関する高い学識を備え、かつ高度な専門的研究能力を有すること。
2. 博士論文は、当該専攻分野において高度な学術的価値を有する研究結果を含み、論理的かつ明瞭に記述されていること。論文に含まれる研究結果が複数の研究者の共同による場合は、学位を受ける者の貢献が顕著であると認められること。
3. 博士論文の主要部分は、既に学術論文として公表されているか、若しくは学位を授与された日から1年以内に公表される予定であること。
4. 論文の内容、図及び表等について他文献の引用等に対する対応が適正になされていること。

2.4 論文が満たすべき水準

上記の評価項目及び基準を満たす場合、博士論文として合格とする。

12) 修士論文及び博士論文提出に関する申請手続概要について

修士論文または博士論文を提出する際は、論文のほかに所定の様式により「論文審査、最終試験受験申請書」等を提出しなければなりません。

各年度の「申請手続概要」（提出方法、提出期日、様式等）は、KOAN掲示板にてお知らせします。

単位修得退学後の課程博士申請等のためKOAN掲示板から「申請手続概要」を取得できない場合は、大学院係（ri-daigakuin@office.osaka-u.ac.jp）に請求してください。

申請種別	学位取得時期※	提出書類等
修士学位	9月または3月	①修士論文審査、最終試験受験申請書 ②修士論文（各専攻事務等へ提出） ③公正な研究活動に関する誓約書 ④離学後の進路について（留学生のみ）
博士学位	6月、9月、 12月または3月	①博士論文題目届 ②博士論文審査、最終試験受験申請書 ③博士論文 ④論文目録 ⑤論文内容の要旨 ⑥履歴書 ⑦博士学位授与記録 ⑧公正な研究活動に関する誓約書 ⑨博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載） 確認書 ⑩博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載） 保留事由に係る報告書 ⑪単位修得退学証明書（該当者のみ） ⑫離学後の進路について（留学生のみ）

注1) 申請書類等については、上記のほかに各専攻において別途指示する場合があります。

注2) 上記の内容は2023年1月時点のものです。学位申請の際は、必ず最新の「申請手続概要」を確認してください。

※留年している者が指定月以外での修了を希望する場合、条件によっては認められる場合があります。詳細は各専攻事務または大学院係にご相談ください。

5. 授業料の免除及び奨学金

1) 入学料免除・授業料免除等について

担当事務：学生センター

奨学支援の一環として、本人の申請に基づき選考等のうえ、授業料（入学料）の免除が認められる制度や、納入期限が猶予される制度等があります。各制度で定める申請対象や申請条件等に該当する場合は、これらの制度を申請することにより、授業料等の全部または一部の納入額が免除される（納入期限が猶予される）可能性があります。経済的理由や家庭の事情等により納入が困難な状況にあるときは、本学のホームページに掲載するこれらの制度の案内や情報をよく確認してください。なお、授業料（入学料）の免除等制度への申請を希望される場合には、下記 URL または QR コードから Web ページにアクセスし、申請要項（※）を確認の上、所定の手続を申請期間内に行ってください。（※前期：2月末 後期：8月末掲載予定）

（注1）授業料免除等の申請については、前期（4月から9月まで）分、後期（10月から翌年3月まで）分のそれぞれの期の授業料ごとに免除を決定します。

（注2）入学料免除等の申請については、入学時に限り申請可能です。

大阪大学ホームページ

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system>



問い合わせ先

吹田学生センター授業料免除担当（開館時間 平日 8:30～17:00）

06-6879-7088・7161

gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

2) 日本学生支援機構奨学金（外国人留学生を除く）について〈貸与・給付〉

担当事務：学生センター

日本学生支援機構奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないように支援する制度です。貸与奨学金は返済の義務があり、必ず返済しなければなりません。給付奨学金は原則として返済の義務はありません（※給付奨学金は、「学部生」のみが対象）。

入学前に「予約採用」で採用候補者となった場合や、入学後に新規で申請したい場合の必要手続きや期限の詳細は、3月下旬頃に本学ウェブサイトに掲載します。下記 URL から該当する募集情報を確認して、所定の方法により期限までに手続きを行ってください。

大阪大学ホームページ（貸与奨学金）

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/recruit>



問い合わせ先

豊中学生センター奨学金担当（豊中キャンパス学生交流棟2階）

※お問い合わせは大阪大学ウェブサイトの問合せフォームをご利用ください。

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/form_recruit



3) 地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について

担当事務：学生センター

地方公共団体及び民間奨学団体奨学会による奨学金（以下、「各種奨学金」という。）は、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方に給与もしくは貸与される制度です。

学生センターで取り扱っている各種奨学金は、「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」と「希望者が直接出願する奨学金」があります。

「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」については、推薦人数に限りがあり、またそれぞれの奨学会での推薦基準があるため、必ずしも申請者全員が推薦候補者になるとは限りません。

また、民間奨学団体等奨学会の奨学生に採用されると、在学中のみならず卒業後も民間奨学団体等との関係は続きます。大阪大学から推薦されたという自覚を持ち、向学心をさらに高め、交流会、面談、研修会への出席や、生活状況調書、成績表、奨学金受領書の提出など、奨学生としての義務を果たさなければなりません。これらの義務を怠った場合、辞退や採用取り消しとなる場合もありますので、十分に考慮の上、申請してください。

対象者・申請方法の詳細はホームページにてご確認ください。

◆候補者を選考し大学から推薦する奨学金

大学からの奨学生候補者は、登録者から選考します。登録要項をダウンロードのうえ、要項で指定している受付期間内に申請してください。「登録要項」は、12月下旬から、大阪大学ホームページよりダウンロードできます。下記 URL または QR コードから Web ページにアクセスしてください。

大阪大学ホームページ（地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金）

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/gov_n_private



◆希望者が直接出願する奨学金

大学に募集案内があった場合、その都度 KOAN 掲示板にてお知らせします。地方公共団体奨学金については、本学に募集案内が来ない場合があるので、直接、出身地等の教育委員会等へ照会してください。

問い合わせ先

吹田学生センター民間団体等奨学金担当（開館時間 平日 8:30～17:00）

06-6879-7084

gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

6. 健康及び災害傷害保険関係

1) 健康診断

学生定期健康診断は、学校保健安全法、大阪大学学生健康診断規定により義務付けられています。定期健康診断は毎年必ず受検してください。詳細・注意事項については、健診前に通知される実施通知を各自確認してください。健康診断の結果に対しては保健管理部門の医師が検討し、必要な方には再検査や精査・加療の為の医療機関の紹介などの事後処置を行います。なお、大学が実施する健康診断を受検しなかった場合は、他で受検した健康診断証明書（身長・体重・血圧・尿・胸部レントゲンを含む。様式任意。）を後日、理学研究科学務係へ提出してください。

キャンパスライフ健康支援・相談センターホームページ：

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/home/sosiki/hokenkanri/results/>



2) キャンパスライフ健康支援・相談センター 保健管理部門

キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門では、本学に在籍している学生（留学生を含む）に、診察や健康相談等の業務を行っています。けがや体調が悪くなった場合の初期治療や、精神科医による相談、そのほか禁煙外来や女性外来など、学生のこころとからだのサポートをしています。受付診療時間や予約方法については、キャンパスライフ健康支援・相談センターのホームページにてご確認ください。

キャンパスライフ健康支援・相談センターホームページ（こころとからだのサポート）：

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/home/sosiki/hokenkanri/clinic/>



また、こころの悩みを相談したいときは、心理カウンセラーやピアアドバイザー、「なんでも相談室」等の窓口があります。

キャンパスライフ健康支援・相談センターホームページ（こころのケア）：

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/mentalhealthcare/>



3) 学生教育研究災害傷害保険について

「学生教育研究災害傷害保険（学研災（がっけんさい））」は、国内外における教育研究活動中に学生が被った「けが」に対して補償を提供するために設立された保険制度です。大阪大学では、全ての対象者がこの保険に加入することとしています。加入手続きがまだの方、留年された方は、豊中・吹田・箕面の各生協事務所で配布している所定の払込用紙を用いて、速やかに郵便局もしくはゆうちょ銀行で保険料を支払い、加入してください。保険金の内容や保険期間、保険料についてはホームページにてご確認ください。

大阪大学ホームページ：

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/insurance.html>



7. 学生相談

理学部・理学研究科では、学生の皆さんが大学生活を送る中で抱える様々な悩みや疑問などに対して、気軽に相談できるよう複数の相談窓口を設置しています。例えば、その悩みは、学業のことや大学の手続きのことであったり、あるいは、将来の進路のこと、健康のこと、友人関係のことであったり、もしかしたら、1人で解決できない困難な悩みを抱えてしまうこともあるかもしれません。そんなとき、家族、友人、身近な教員等に相談する方法以外に、理学部・理学研究科には、悩みの解決に向けたサポートを行う相談窓口として、下記1)～7)があることを知っておいてください。どうしてもわからない、そう思ったときは気軽に相談してみましょう。なお、どの窓口にもどんな相談をしても適切な対応が行われますので、相談する内容に関わらず、相談しやすい窓口、相談しやすい方法で相談してみてください。

各窓口の担当者・担当教員は、ホームページにてご確認ください。

1)～6) 理学部・理学研究科ホームページ：

<https://www.sci.osaka-u.ac.jp/ja/campuslife/studentsupport/>



また、理学部・理学研究科の相談窓口のほか、全学の相談窓口として、下記8)～10)もあります。下記のすべての相談窓口は、秘密厳守で相談に応じています。

1) 学生相談員（理学部・理学研究科）

理学部・理学研究科の学生の皆さんが抱える修学面、生活面、健康面等の日常における様々な悩みに対して、担当教員が学生相談員として、解決のためのアドバイスやサポートを行っています。学生相談員は、所属学科・専攻関連の相談内容に限らず対応することになっていますので気軽に何でも相談してみてください。相談は電話でもよいですがEメールでも受け付けています。悩みごとがあれば、どんな小さなことでも構いませんので、とにかく一度メールしてみてください。

メールアドレス：sodan@sci.osaka-u.ac.jp（全学科・専攻共通）

2) なんでも相談室（理学部・理学研究科）

理学部・理学研究科の学生の皆さんが、気軽になんでも相談できるように、学生相談員の他に「なんでも相談室」を理学研究科内に設置しています。勉学や学問の内容に限らず、対人関係のほか、学生生活全般に関するものや「漠然とした相談」「誰に聞いたらいいかわからない質問」など、担当者が文字通りなんでも相談にのってくれます。相談は基本的に、火曜日・水曜日・木曜日に相談時間枠を設けてあり、場所は、理学研究科E棟2階（E217）の「なんでも相談室」です。悩みがあれば気軽に相談しに来てください（場合によっては、他の場所で相談を受け付けることもあります。）。なお、Eメールによる相談や予約も受け付けています。

メールアドレス：nandemo@sci.osaka-u.ac.jp

3) 基礎工学&理学キャンパスライフ支援室「カウンセリングルーム樹里（じゅり）」

理学部・理学研究科と基礎工学部・基礎工学研究科の専属カウンセラー（資格名：公認心理師、臨床心理士、国家資格キャリアコンサルタント、認定ハラスメント相談員）が学生の皆さんの相談に対応します。悩み事や困りごとだけでなく、将来への夢や思い、人生全般に関する思いを気軽にお話いただける支援室です。それぞれの思いやニーズに寄り添って対応します。必要に応じて他の相談窓口をご紹介します。個人情報は守られます。学生間の交流の場を作って欲しい、心に関するお話の場を持って欲しいなどのご要望にも応じます。皆さんの生活に役立つよう広く支援室をご活用ください。カウンセリングルーム樹里はメール予約ではなく、Web予約サイトから予約してください。

4) 就職担当教員（理学部・理学研究科）

就職に関する相談は、各学科、専攻の就職担当教員にお問い合わせください。学科・専攻ごとに就職担当教員の任期が異なるため、最新の情報は理学部・理学研究科ホームページでご確認ください。

理学部・理学研究科ホームページ：

<https://www.sci.osaka-u.ac.jp/ja/campuslife/studentsupport/>



5) キャリア支援室（理学部・理学研究科）

原則として、毎週月曜日の16:00-20:00に開設しています（8月・9月は閉室）。就職活動のエントリーシートのチェック、模擬面接、将来の進路相談、就職以外の将来への不安の相談等を実施しています。相談の予約は相談室（B棟2階B224）のドアに貼った予約表で受け付けています。当日でも空きがあれば対応できます。

6) 留学生相談室（理学部・理学研究科）

理学部・理学研究科の留学生の皆さんが、日本で大学生活を送る中で抱える修学面、生活面、健康面等の様々な悩みを英語で相談できるように、「留学生相談室」を理学研究科内に設置しています。相談したいことがあれば、どのようなことでもよいので一人で悩まずに遠慮なく相談してください。担当の留学生専門相談員が、解決のためのアドバイスやサポートをします。Eメールや電話での相談はもちろんのこと、相談室で直接相談にのることもできますので、Eメールで予約をとってください。

また、各学科、専攻の留学生担当教員にも相談ができるほか、留学生相談室担当職員（理学研究科D棟2階D201国際交流サロン内）が、生活相談に対応しています。

メールアドレス：foreign@sci.osaka-u.ac.jp 電話番号：06-6850-8169

7) ハラスメント相談員（理学部・理学研究科）

ハラスメントの防止等に関する取り組みの一環として、ハラスメントに関する苦情や相談に対応するため、理学部・理学研究科にハラスメント相談員を置いています。学生の皆さんが、不幸にしてハラスメントの被害に遭ったときには、一人で悩まず、まずは家族や友人など信頼できる人に相談し、必要に応じて理学部・理学研究科のハラスメント相談員に相談してください。相談があった場合、ハラスメント相談員は真摯に話を聞いて問題解決にあたります。次項9)の専門相談員のいる全学の相談室での対応がより適切であると判断される場合には、相談者本人の了解を得た上でそちらへ連絡することもあります。相談は、学科・専攻に関わらず、誰にしてもらっても構いません。

理学部・理学研究科ハラスメント相談員 2023年 4月現在

学科（専攻）	職名	氏名	連絡先
数学	教授	渡部 隆生	06-6850-5706
物理学・宇宙地球科学	准教授	小田原 厚子	06-6850-5744
化学・高分子科学	准教授	浦川 理	06-6850-5458
生物科学	講師	稲木 美紀子	06-6850-5805

※事務部にも相談員がいます（最新の相談員名簿は、理学部・理学研究科のホームページに掲載）

<https://www.sci.osaka-u.ac.jp/inside/opinion/harrasment/>（内部専用ページ）



8) キャンパスライフ健康支援・相談センター 相談支援部門（全学）

さまざまな困り事や悩み事についての相談へ応じたり、支援を提供したりする部門です。学生の皆さんを対象にしたものとしては、①学生相談（カウンセリング）、②アクセシビリティ支援（障がいや慢性疾患を有する学生の支援）、③ピア活動支援（学生どうしの助け合いの支援）などがあります。

キャンパスライフ健康支援・相談センターホームページ：

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/>



○学生相談室

学生相談室は、どんな相談も受け付けています。こころの悩みだけでなく、大学生活への不安、日常の困り事、ちょっと愚痴りたい...等気軽にご利用ください。経験豊かな相談相手（カウンセラー）に相談することができます。英語でのカウンセリングも受け付けています。相談は1回だけでも結構ですし、継続して何回でも相談することができます。

学生相談室ホームページ：

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/home/sosiki/gakusou/>



○アクセシビリティ支援室

障がいを持っている学生だけではなく、大学生活で困難を感じているすべての学生に対してアドバイスや情報の提供などを行っています。

アクセシビリティ支援室ホームページ：

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/home/sosiki/sodansien/acs/>



○ピア相談

学業、進路、人間関係の悩みのほか、サークル活動や経済上の問題など、学生生活上のことからについて、本学大学院人間科学研究科で臨床心理学を専攻している大学院生（ピア・アドバイザー）が、同じ世代の立場からお話を聞きます。※来室（対面）・オンライン（ZOOM）・電話で相談可能。

その他グループ活動等も行っています。

ピア相談ホームページ：

<https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/home/sosiki/piatomo/>



9) キャンパスライフ健康支援・相談センター ハラスメント相談室（全学）

大阪大学では、ハラスメントのない大学を目指し、その発生の防止や解決に取り組んでいます。その一環として、各キャンパスに全学の相談室を設置しており、前項7)のハラスメント相談員とは別に、専門相談員が問題の解決にあたっています。ハラスメントの被害に遭ったときや周囲の人が被害に遭って困っているときは、勇気を出して相談しましょう。

相談をご希望の場合は、事前に電話予約を行ってください。

大阪大学ホームページ：

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention_sh



10) キャリアセンター（全学）

キャリアアドバイザーに就職相談（進路相談）ができます。予約システム（進路・就職相談予約管理システム）で希望日時・キャンパスの予約をして、相談開始時刻に来室してください。

キャリアセンターホームページ：<http://career.osaka-u.ac.jp/>



進路・就職相談予約システム：<https://cs-web.osaka-u.ac.jp/soudan/student/>



8. 理学研究科建物への入館

理学研究科、理学部の建物の外部に通じる玄関、通用口等は平日夜間時間及び休業日終日、入館が規制されます。入館する場合は、磁気カードが必要です。

大学院正規生については、学生証により入館が可能です。ただし、紛失・破損等により学生証の再発行手続きを行った場合、再発行された学生証では入館できなくなりますので、庶務係（A棟1階A123）で入館情報の更新手続きを行ってください。

大学院非正規生（研究生）については、研究のため夜間入館が必要な場合は、庶務係（A棟1階A123）で磁気カードの申請手続きを行ってください。

科目等履修生については、磁気カードは発行されません。

曜日等	開閉時間
平日（月～金）	正面玄関：6：00～23：00 （23：00～6：00はカード入館） 学生通用口：7：00～19：00 （19：00～7：00はカード入館）
土・日・祝祭日	全館終日閉鎖（カード入館のみ可）
年末・年始	全館終日閉鎖（カード入館のみ可）

9. 理学研究科ホームページ

シラバスや担当教員などの教育に関する情報、その他の必要な情報、また教員の研究活動について理学研究科ホームページで閲覧することができます。

なんでも相談室のスケジュール、意見・相談コーナー、ハラスメント相談員名簿等、より詳しい情報は、内部専用ページにあります。内部専用ページは、学内のコンピューターからのみアクセス可能です。

<https://www.sci.osaka-u.ac.jp>



10. 理学研究科情報資料室

理学研究科・理学部には、研究に必要な資料（学術雑誌等）を所蔵し閲覧することのできる理学研究科情報資料室があります。

○場所 理学研究科D棟2階（D205）

○電話 06-6850-5555（内線2390）

○利用時間

曜日等	利用時間	学生証または入館カード
平日（月～金）	9：30～17：00	不要
	17：00～9：00	必要
土・日・祝日	終日	必要

※入室する場合、学生証または入館カードが必要な時間帯があります。

※平日の9：00～9：30は完全閉室します。

○閲覧

情報資料室の資料を閲覧できます。閲覧したい資料が情報資料室にあるかどうかは、大阪大学蔵書検索システム（OPAC）において検索できます。

<大阪大学蔵書検索システム（OPAC）>

<https://opac.library.osaka-u.ac.jp/>



（情報資料室の資料は、「配架場所：理資」と表示されます。）

※当年度に刊行された雑誌は、閲覧室にあります。

※前年度以前に刊行された雑誌は製本され、隣接する書庫に配架しています。（ただし、製本作業中の前年度刊行雑誌は除きます。）

※すべての資料や雑誌等は貸出できません。

○文献複写

情報資料室の資料は、調査研究のために複写することができます。

※研究室配属されている学生は、各研究室のコピーカードで複写できます。

※研究室未配属の学生は、私費にて複写（白黒25円、カラー65円/1枚）できますので、スタッフまでお申し出ください。（スタッフが不在の日や時間帯はできません。）

○学内図書館等の図書取寄せ・文献複写取寄せ

ご希望の場合は、スタッフまでお申し出ください。

○学習スペースの提供

閲覧室には36席あり、調べもの等の学習ができるスペースを提供しています。また、ご自分のパソコンを持ち込み、大阪大学個人IDによる無線LANを利用することができます。

11. 修学上の注意

1) 気象警報発表時等における授業の取扱いについて

- ・メディア授業（定期試験を含む。以下同じ。）については、この取扱いを適用せず、気象警報の発表時等においても原則として授業を実施します。
- ・ただし、メディア授業の実施が困難な事象が発生した場合は、授業開講部局の判断により休講とすることがあります。その場合は、KOAN等でお知らせします。
- ・学生の皆さんの居住地又は通学経路にある地域に暴風警報又は特別警報が発表された場合、震度5強以上の地震が発生した場合において、避難又はその準備をしなければならない等やむを得ない事情により、メディア授業を受講できない場合には、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は所属部局の教務担当係に申し出てください。

1. 気象警報発表時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか又はこれらの市を含む地域」に「暴風警報」、又は「特別警報*」が発表された場合、授業を休講とします。

なお、当該発表が授業開始後の場合は、次の時限の授業から休講とします。

*「特別警報」については大雨、暴風、暴風雪、大雪など内容を限定せず、すべての「特別警報」を対象とします。

2. 公共交通機関の運休時の取扱い

災害により、通学路線のうち以下の公共交通機関のいずれかが運行の休止又は運転の見合せ(以下、「運休」という。)となった場合(一部区間の運休を含む)、当該キャンパスで開講する授業を休講とします。

- ①豊中キャンパス 阪急電車（宝塚線：大阪梅田－宝塚間）又は
大阪モノレール（全線）
- ②吹田キャンパス 阪急電車（千里線：大阪梅田／天神橋筋六丁目－北千里間）又は
大阪モノレール（全線）
- ③箕面キャンパス 大阪メトロ（御堂筋線（北大阪急行路線含む）：梅田－千里中央間）
又は大阪モノレール（全線）

ただし、事故等による一時的な運転見合せについては、休講とはしません。

3. 気象警報又は公共交通機関運休の解除時の取扱い

気象警報又は公共交通機関の運休が解除された場合の取扱いは次のとおりとします。

警報・運休解除時刻	授業の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時を超過しても解除されない場合	全日授業休業

注1 連合小児発達学研究科については、別途当該研究科からメールにより取扱いを連絡します。

注2 解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によるものとします。

4. 地震発生時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかで震度5強以上の地震が発生した場合、その日の授業を休講とします。ただし、地震の発生が午後5時15分以降の場合は、翌日の授業も休講とします。

また、地震が当該地域以外で発生した場合又は震度5強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとし、上記2の取扱いに従うこととします。

5. 災害に伴う避難勧告又は避難指示発令時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかの市から、災害に伴う避難勧告又は避難指示（以下「避難勧告等」という。）が発令された地域（以下「避難地域」という。）に所在する部局においては、授業を休講とする場合があるので、部局からの連絡に従ってください。

6. その他

(1) この取扱いに該当しないため授業を実施する場合であっても、学生の皆さんの居住地又は通学経路にある地域で、上記1と同様の気象警報が発表された場合、上記4と同様の地震が発生した場合、上記2以外の公共交通機関が運休した場合等やむを得ない事情により授業を欠席した場合は、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は所属部局の教務担当係に申し出てください。

(2) 気象警報の発表、公共交通機関の運休又は避難勧告等の発令が事前に予想される場合、又は緊急に休講措置の必要が生じた場合は、大学ホームページ又はKOANにおいて通知します。

2) 理学研究科開講の授業・試験欠席の取扱いについて

下表の欠席事由により理学研究科開講の授業を欠席した場合、授業担当教員は学生が履修上不利とならないよう配慮を行うものとして定められています。ただし、配慮内容は授業担当教員にて個別に検討されます。授業担当教員に、診断書等の証明書類を提示の上で直接事情を説明し、判断を仰いでください。

欠席事由	配慮を要する期間	必要書類
学校感染症（学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症）を罹患したことにより出席停止の措置を受けた場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する <u>出席停止</u> の期間	診断書 等 「病名」、「出席停止期間」が特定できるもの
親族（3親等以内）が死亡した場合	通夜、葬儀などのために要した日数 ・配偶者、1親等 連続7日以内 ・2、3親等 連続3日以内	死亡診断書、 会葬礼状 等
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員の選任手続きのため及び裁判員の職務に従事するため裁判所に出頭した場合	裁判所に出頭した日	裁判所からの呼出状 等
居住地及び通学経路に係る特別警報が発令された場合	特別警報が発令された日	不要
教職課程に係る「教育・養護実習」及び「介護等の体験」を行う場合	・「教育・養護実習」を実施する期間 ・「介護等の体験」を実施する期間	欠席届

（備考）

- ・学校感染症以外の疾病・負傷等のその他やむを得ない事由

授業担当教員に、診断書等の証明書類を提示の上で直接事情を説明し、判断を仰いでください。

- ・教職課程に係る「教育・養護実習」及び「介護等の体験」

実習・体験申込者に配付される欠席届（専用様式）を使用してください。配付時期等は、教職課程ブックレットにてご確認ください。なお、他の理由でも欠席を繰り返したり、欠席した授業科目を自習しなかったりして、学習成果が各授業で求められる水準に達していない場合、単位修得はできません。

- ・教職課程に係る「総合演習」及び「教職実践演習」

履修上不利とならないよう配慮すべき事由には該当しないものとします。

- ・課外活動による欠席

原則として履修上不利とならないよう配慮すべき事由には該当しないものとします。

3) 不正行為を行った場合の取扱いについて

試験等において学生の不正行為が確認された場合は、当該学生が当該学期・セメスターに履修したすべてまたは一部の科目の成績評価を無効とする処分を科し、その旨を学内に公表します。レポート・論文等の作成における盗用・剽窃・捏造等の行為も不正行為として処分の対象となります。

12. 海外渡航届システム

在学中に海外へ渡航する場合は、海外渡航届システムへアクセスし渡航情報を登録してください。テロ事件をはじめ災害や感染症の発生など、万が一海外で緊急事態が発生した場合、大阪大学ではシステムの登録内容を元に海外渡航中の学生の皆さんの安否確認を行っています。

留学・学会参加・海外旅行・留学生の一時帰国など公私に関わらずいかなるケースにおいても必ず出発前に登録するようお願いします。

◆大阪大学ホームページ

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/international/outbound/Studyabroad_crisis_management/assovr



◆海外渡航届システムへの登録はこちらから

<http://osku.jp/m0783>



1) 大阪大学学部学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の学部の修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部 人文学科

人間科学部 人間科学科

外国語学部 外国語学科

法学部 法学科、国際公共政策学科

経済学部 経済・経営学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物科学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 薬学科

工学部 応用自然科学科、応用理工学科、電子情報工学科、環境・エネルギー工学科、地球総合工学科

基礎工学部 電子物理科学科、化学応用科学科、システム科学科、情報科学科

(収容定員)

第3条 前条に定める学部及び学科の収容定員は、別表1のとおりとする。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の4学期とする。

春学期

夏学期

秋学期

冬学期

2 春学期及び秋学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、夏学期及び冬学期の開始日は、総長がその都度定める。

3 夏学期及び冬学期の終了日は、それぞれ9月

30日及び3月31日とし、春学期及び秋学期の終了日は、総長がその都度定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

大阪大学記念日 5月1日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月5日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学部長が総長の承認を得て、その都度変更することができる。

3 臨時の休業日については、総長がその都度定める。

第7条 削除

第2章 学生

(修業年限)

第8条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、6年とする。

2 第10条の5の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を修業年限とする。

(在学年限)

第9条 在学年限（長期履修学生の在学年限にあっても同様とする。）は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、12年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条から第15条までの規定により、入学を許可された者の在学年限については、学部規程で別に定める。

3 学生が前2項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(教育課程及びその履修方法等)

第10条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を開設し、教養教育、専門教育及び国際性涵養教育を基に体系的に編成するものとする。

2 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養教育系科目

学問への扉、基盤教養教育科目、高度教養

教育科目、情報教育科目、健康・スポーツ教育科目、アドヴァンスト・セミナー、コミュニケーションデザイン科目
専門教育系科目
専門基礎教育科目、専門教育科目
国際性涵養教育系科目
マルチリンガル教育科目、高度国際性涵養教育科目、国際交流科目

- 3 前項に定める区分の各授業科目、履修方法等については、学部規程で別に定める。ただし、全学の協力のもとに実施する科目については、全学共通教育科目として別に定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、コミュニケーションデザイン科目及び国際交流科目の開設及び履修方法等については、別に定める。
- 5 第2項に定めるもののほか、教職教育科目を開設し、その授業科目、履修方法等については、別に定める。

(大学院等高度副プログラム)

第10条の2 前条の教育課程のほか、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、大学院等高度副プログラムを開設する。

- 2 大学院等高度副プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第10条の2の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第10条の2の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(学修証明書等)

第10条の2の4 第10条に規定する教育課程の一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

- 2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。
- 3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修)

第10条の3 学部長（学部長から委任を受けた者を含む。以下同じ。）が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

- 2 前項の規定により、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、60単位を限度として、卒業に要する単位に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条の3の2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高

等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第2項により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条の4 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学において修得したものととして認定することができる。

- 2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものととして認定し、又は与えることのできる単位数は、第14条から第15条までの規定により入学又は転学を許可された場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第10条の3第2項及び前条第2項の規定により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。
- 4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間を、第8条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の5 学部長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第10条の6 本学における教育職員の免許状授与の

所要資格の取得方法は、別に定める。

(試験及び評価)

第10条の7 履修した各授業科目の可否は、当該授業担当教員が実施する筆記試験によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。

- 2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

- S (90点以上)
- A (80点以上90点未満)
- B (70点以上80点未満)
- C (60点以上70点未満)
- F (60点未満)

(成績評価基準等の明示等)

第10条の8 本学においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

第10条の9 本学においては、教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

第12条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により、12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に

指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第13条 入学を志願する者に対して、入学者受入れの方針に基づき選抜試験を行い、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

2 選抜試験については、別に定める。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 一の学部を卒業し、更に他の学部又は同一学部の他の学科(文学部、人間科学部及び外国語学部の場合にあっては、同一学科の他の専攻分野)に入学を志願する者
- (2) 学部を退学した後、更にその学部に入学者を志願する者
- (3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業し、更に本学の学部に入学者を志願する者

2 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学の学部に入学者を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入学を許可することがある。

3 高等専門学校を卒業した者で、工学部又は基礎工学部に編入学を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入学を許可することがある。

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法学部第3年次に入学を志願するものについては、総長は、法学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

- (2) 大学又は専門職大学において2年以上在学し、法学部が別に定める所定の単位を修得した者

- (3) 外国において学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(外国において最終の学年を含め2年以上継続して学校教育を受けていた者に限る。)

- (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、人間科学部の第3年次に入学を志願するものについては、総長は、人間科学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 大学又は専門職大学において2年以上在学し、人間科学部が別に定める所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号に相当する学校教育における課程を修了した者

第14条の4 外国語学部又は経済学部の第3年次、医学部の第2年次若しくは第3年次又は歯学部の第3年次に入学を志願する者については、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

第15条 他の大学又は専門職大学の学部の学生で本学に転学を志願する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、転学を許可することがある。

2 前項の規定により、転学を願い出た者は、その際現に在学する大学又は専門職大学の長の許可書を願書に添えなければならない。

第16条 第14条から前条までの規定により、入学を許可された者であつて、既に1学年以上本学の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定されたものの修業年数の計算については、既に1学年以上本学において修業したものとみなすことができる。

2 前項の認定に当たり必要があるときは、学部規程の定めるところにより、試験を行う。

第17条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類を添えて、提出しなければならない。

第18条 入学の許可は、別に定める書類の提出、入学料の納付等所定の手続を経た者に対して行う。

第19条 前2条に定める手続その他に虚偽又は不正があった場合は、入学の許可を取り消すことがある。

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生はその身分を失う。

(1) 第45条の2第1項又は第2項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの

(2) 第45条の3第1項又は第2項の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者

(転部等)

第19条の3 転部又は学科の変更を志願する学生については、志願先の学部長が、学部規程の定めるところにより、転部又は学科の変更を許可することがある。

2 前項の規定により、転部を願い出た者は、その際現に在学する学部の長の許可書を願書に添えなければならない。

3 第1項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て学部長が行う。

(転学)

第20条 他の大学又は専門職大学に転学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

第20条の2 第10条の3第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入するものとする。

(休学)

第21条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない場合は、学部長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。

第22条 疾病のため、修学が不相当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

第23条 休学した期間は、在学年数には算入しない。

第24条 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、その休学期間は、6年を超えることができないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、薬学部については、薬学部長が特別の事情があると認めるときは、休学期間を延長することができる。

第25条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願書を、学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条 削除

(卒業)

第28条 第8条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修してその単位数を修得し、かつ、学部規程に定める試験に合格した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。ただし、次項に定める場合を除き、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めるときは、第8条に規定する期間在学しない場合でも、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部、歯学部及び薬学部を除き本学に3年以上在学した者で、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものに対し、学部長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

3 学部長は、前2項により卒業を認定したときは、文書で総長に報告しなければならない。

4 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第10条の2の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(学士の学位)

第29条 総長は、前条により卒業の認定を受けた者に対し、卒業を決定し、学士の学位を授与する。

2 前項の学位には、学部又は学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

文学部 文学

人間科学部 人間科学

外国語学部 言語・文化

法学部 法学

経済学部 経済学

理学部 理学

医学部 医学科 医学
保健学科／看護学／保健衛生学
歯学部 歯学
薬学部 薬学
工学部 工学
基礎工学部 工学

3 本学において学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。

4 学士の学位記の様式は、別表 2 のとおりとする。

(除籍)

第30条 削除

第31条 学生が故なく授業を受けないことが長きにわたるとき、又は成業の見込みがないときは、教授会の議を経て、総長は、除籍することができる。

第32条 学生が授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないときは、学部長は、除籍することができる。

(復籍)

第32条の2 前条の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、学部長は、復籍を認めることができる。

(懲戒)

第33条 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、総長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び放學とする。

3 停学の期間は、第 9 条に規定する在学年限に算入し、第 8 条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が 1 月未満の場合には、修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する手続は、別に定める。

第 3 章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生)

第34条 他の大学、専門職大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学部長（大阪大学全学交換留学プログラムに係る場合にあつては、学部長又は当該プログラムの受入部局長。第37条、第38条の2及び第40条において同じ。）は、当該大学等に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、授業科目を履修させることができる。

第34条の2 授業科目中 1 科目又は複数科目を選ん

で履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

第35条 授業科目中 1 科目又は複数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

第36条 学部において特定事項について攻究しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

3 在学期間は原則として 1 年とする。ただし、研究上必要と認めるときは在学期間を延長することができる。

第37条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に別に定める書類を添えて、学部長に提出しなければならない。

第38条 実習及び攻究に要する特別の費用は、科目等履修生及び研究生の負担とする。

第38条の2 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長は、除籍することができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

第39条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、この学則に定めるもののほか、学部規程（大阪大学全学交換留学プログラムに係るものにあつては、大阪大学全学交換留学プログラムに関する規程）で定める。

第 4 章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第39条の2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第40条 外国人で留学のため、本学に学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、総長又は学部長は、入学を許可することができる。

2 前項の許可を受け入学する者を外国人留学生という。

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第44条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(検定料の免除)

第44条の2 総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、検定料を免除することができる。

(入学料の納付)

第45条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(入学料の免除等)

第45条の2 入学する者(科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項及び次項並びに次条第1項及び第2項において同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下この号において「学資負担者」という。)が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

2 前項に定めるもののほか、入学する者であって、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。)に基づく入学料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

3 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合は、別に定めるところにより、当該学生に係る入学料を免除することができる。

4 本学学部合格し、一方の学部に対する入学(編入学、転入学及び聴講生、研究生としての入学を除く。)を行った後に、その入学を辞退し、他方の学部に対する入学手続を行う者については、入学料を免除することができる。

5 前各項に定めるもののほか、総長が相当の事由

があると認めて別に定めた場合は、入学料を免除することができる。

6 第1項又は第2項の規定により入学料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その入学料の免除を取り消すものとする。

第45条の3 入学する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

(2) 前条第1項第1号に掲げる場合で、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると総長が認めた場合

2 前項に定めるもののほか、修学支援法に基づく入学料免除の申請を入学する者から受理した場合は、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。

3 前2項の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

4 第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その入学料の徴収猶予を取り消すものとする。

第45条の4 第45条の2第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定により、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに必要書類を添えて、総長に願い出るものとする。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る入学料の納付については、免除又は徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

(授業料の納付)

第46条 学生は、授業料を毎年前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、月割分納を許可することができる。

2 第1項本文の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、各期に受講する単位数分又は月数分の授業

料を第1項(ただし書を除く。)に準じて納付しなければならない。

- 4 第1項ただし書の月割分納を許可された者は、授業料年額の12分の1に相当する額を毎月納付しなければならない。ただし、夏季及び冬季休業中の授業料については、その開始前に納付させるものとする。

第47条 学生が退学し、除籍又は放学された場合の授業料については、別に定める場合を除くほか、その納期に属する分は徴収する。

- 2 停学中の学生の授業料については、その期間中も徴収する。

(授業料の免除等)

第48条 学生が休学した場合の授業料は、休学月の翌月(休学する日が月の初日からのときは、その月)から復学当月の前月まで月割をもって免除する。ただし、休学する日が前期にあつては5月以後、後期にあつては11月以後であつて、授業料の徴収猶予又は月額分納を許可されていない者で、かつ、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに休学を許可されていないものの当該期の授業料については、この限りでない。

- 2 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合、第32条若しくは第38条の2の規定により学生を除籍した場合、又は死亡若しくは行方不明のため、学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。
- 3 第49条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている学生が退学した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第49条 本学の学生(科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。次項において同じ。)であつて、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、本学の学生であつて、修学支援法に基づく授業料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 3 前2項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。

第49条の2 前2条に定めるもののほか、総長が相

当の事由があると認めて別に定めた場合は、授業料を免除することができる。

第50条 第49条の規定により授業料の免除又は徴収猶予(月割分納の場合を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願い出るものとする。

- 2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る授業料の納付については、免除若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

第51条 授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。

第52条 第49条第1項の規定により授業料の免除を受けている者がその事由を失ったときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。

- 2 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の免除を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により授業料の免除を取り消されたときは、当該免除に係る授業料を所定の期日までに納付しなければならない。
- 4 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の徴収猶予を取り消すものとする。
- 5 第49条第1項若しくは第2項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者がその事由を失ったとき又は前項の規定により授業料の徴収猶予が取り消されたときは、直ちに授業料を納付しなければならない。

(授業料等の不徴収等)

第52条の2 第44条及び第45条の規定にかかわらず、特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

- 2 第46条第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。

(1) 国立の大学又は専門職大学の学生

(2) 本学と相互に授業料の不徴収を定めた相互単位互換協定(部局間協定を含む。)に基づき授業科目を履修する公立若しくは私立の大学、専門職大学若しくは短期大学又は国立、公立若しくは私立の高等専門学校の学生

- 3 第44条、第45条及び第46条の規定にかかわ

らず、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

（検定料、入学料及び授業料の額）

第53条 第44条の検定料、第45条の入学料及び第46条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。

（納付済の検定料、入学料及び授業料）

第54条 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

2 第13条に規定する選抜試験における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、その者の申出により、前項の検定料のうち当該各号に掲げる額を返付する。

(1) 出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者 納付金規程第2条第4項に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額（以下「第2段階目選抜検定料相当額」という。）

(2) 出願を受け付けた後において、大学入学共通テストの受験科目の不足により出願資格のないことが判明した者 第2段階目選抜検定料相当額

3 第46条第2項の規定により前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

4 第45条の2第2項又は第49条第2項の規定により入学料又は授業料の免除が認定された場合で、免除対象の入学料又は授業料を納付済のときは、それぞれ免除された額の相当額を返付する。

第7章 学寮等

（学寮等）

第55条 本学に、学寮及び外国人留学生を寄宿させる施設（以下「学寮等」という。）を設ける。

2 学寮等は、総長の監督に属する。

第56条 学寮等について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、公布の日から施行する。

2 次の規程は、廃止する。

大阪大学通則（昭和6年5月1日制定）

3 この通則施行の際、現に在学する旧制学部 of 学生については、学期、修業年限、在学年数、学科課程、履修方法及び卒業については、なお従前の例による。

4 昭和27年3月31日以前に入学し、引続き在学する者並びに他の国立大学から転学した者の授業料については、なお従前の例による。

5 旧制の大学院に関する規定は、なお従前の例による。

（略）

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年2月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月21日から施行する。ただし、第5条、第10条、第11条及び第46条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の場合において、改正前の第10条の適用については、同条第2項中「グローバルコラボレーション科目」の次に

「国際性涵養教育系科目

グローバルイニシアティブ科目」

を加え、同条第5項中「及びグローバルコラボレーション科目」とあるのは、「、グローバルコラボレーション科目及び国際性涵養教育系科目のグローバルイニシアティブ科目」と読み替えるものと

する。

4 薬学部薬科学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

5 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成31年度から平成35年度までの次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

左欄		右欄				
学部名	学科名	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
		収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
薬学部	薬学科	205	260	315	370	425

6 改正後の別表1の規定にかかわらず、平成31年度から令和10年度までの医学部医学科の入学定員、編入学定員及び収容定員並びに収容定員合計は、次表に掲げるとおりとする。

学部名	学科名	平成31年度		令和2年度		令和3年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	100	650	100	650	100	650
		2年次編入学定員		10		2年次編入学定員	
	計		1,330		1,330		1,330
収容定員合計			13,381		13,436		13,491

学部名	学科名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	100	650	97	647	95	642
		2年次編入学定員		10		2年次編入学定員	
	計		1,330		1,307		1,282
収容定員合計			13,546		13,598		13,648

学部名	学科名	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員	入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	95	637	95	632	95	627
		2年次編入学定員		10		2年次編入学定員	
	計		1,277		1,272		1,267
収容定員合計			13,643		13,638		13,633

学部名	学科名	令和10年度	
		入学定員及び編入学定員	収容定員
医学部	医学科	95	622
		2年次編入学定員	
	計		1,262
収容定員合計			13,628

附 則

この改正は、平成31年3月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年11月11日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 令和2年9月30日現在理学部、工学部又は基礎工学部の化学・生物学複合メジャーコースに在学中の者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第10条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定にかかわらず、令和5年度の次表の左欄に掲げる学部学科の収容定員は、それぞれ対応右欄に掲げるとおりとする。

別表1（略）

別表2（略）

2) 大阪大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨及び目的等)

- 第1条 この学則は、大阪大学（以下「本学」という。）の大学院の修業年限、教育方法その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。
- 2 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 3 本学大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(課程及び標準修業年限)

- 第2条 本学大学院の課程は、博士課程とする。ただし、医学系研究科においては、修士課程及び博士課程とし、高等司法研究科においては、法科大学院の課程とする。
- 2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 3 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学系研究科医学専攻、歯学研究科又は薬学研究科医療薬学専攻の博士課程（以下「医学・歯学・薬学の博士課程」という。）の標準修業年限は、4年とする。
- 4 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。ただし、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程にあつては、この区分を設けないものとする。
- 5 前項の前期課程は、標準修業年限を2年とし、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 6 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。
- 7 第3項及び第4項の規定にかかわらず、大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科の博士課程は、後期課程のみの博士課程とし、その標準修業年限は、3年とする。
- 8 第10条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

(研究科、専攻及び課程)

第3条 本学大学院に置く研究科、専攻及びその課程は、次表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	人文学、言語文化学、外国学、日本学、芸術学	博士課程
人間科学研究科	人間科学	博士課程
法学研究科	法学・政治学	博士課程
経済学研究科	経済学、経営学系	博士課程
理学研究科	数学、物理学、化学、生物科学、高分子科学、宇宙地球科学	博士課程
医学系研究科	医学、保健学	博士課程
	医科学	修士課程
歯学研究科	口腔科学	博士課程
薬学研究科	創成薬学、医療薬学	博士課程
工学研究科	生物工学、応用化学、物理学系、機械工学、マテリアル生産科学、電気電子情報通信工学、環境エネルギー工学、地球総合工学、ビジネスエンジニアリング	博士課程
基礎工学研究科	物質創成、機能創成、システム創成	博士課程
国際公共政策研究科	国際公共政策、比較公共政策	博士課程
情報科学研究科	情報基礎数学、情報数理学、コンピュータサイエンス、情報システム工学、情報ネットワーク学、マルチメディア工学、バイオ情報工学	博士課程
生命機能研究科	生命機能	博士課程
高等司法研究科	法務	法科大学院の課程
大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科	小児発達学	博士課程

2 前項の高等司法研究科は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項に定める専門職大学院とする。

（課程の目的）

第4条 修士課程及び前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第5条 後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第5条の2 法科大学院の課程は、専門職大学院設置基準に定める専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

第2章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第5条の3 本学大学院の教育課程は、専門教育、国際性涵養教育及び教養教育を基に体系的に編成するものとする。

第5条の4 本学大学院（専門職大学院を除く。以下次項、第5条の6第1項、第9条の2、第9条の4第1項及び第12条において同じ。）においては、その教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学大学院においては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第5条の5 専門職大学院においては、その教育上の目的を達成するために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき専攻分野に応じた必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、開設するものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じた事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法によ

り授業を行うなど適切に配慮しなければならない。
（博士課程教育リーディングプログラム等）

第5条の6 各研究科において編成する教育課程を充実させるため、本学大学院に、次のプログラムを開設する。

博士課程教育リーディングプログラム
卓越大学院プログラム

2 前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（大学院副専攻プログラム等）

第5条の7 第5条の3から前条までに規定する教育課程等のほか、本学に、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、次のプログラムを開設する。

大学院副専攻プログラム
大学院等高度副プログラム

2 前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（学修証明書等）

第5条の8 第5条の3から第5条の6までに規定する教育課程又はプログラムの一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第163条の2に規定する学修証明書を交付することができる。

2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。

3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（教育方法等）

第6条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、専門職大学院にあつては、研究指導を除くものとする。

2 各研究科の授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容及びこれら履修方法は、各研究科において別に定める。

3 授業の方法及び各授業科目の単位の計算方法については、本学学部学則第10条の2の2及び第10条の2の3の規定を準用する。

4 第2項に規定する授業科目のほか、次の授業科目を開設する。

大学院横断型の教育に関する授業科目（以下「大学院横断教育科目」という。）

博士課程教育リーディングプログラムに関する授業科目（以下「リーディングプログラム科目」という。）

国際交流科目

- 5 大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目及び国際交流科目に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第7条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長（研究科長から委任を受けた者を含む。以下同じ。）が必要と認めるときは、当該研究科の他の専攻の授業科目、他の研究科の授業科目若しくは前条第4項の授業科目又は学部 of 授業科目を履修し、これを第15条に規定する単位に充当することができる。

（他の大学院等における授業科目の履修）

第8条 本学大学院においては、研究科長が当該研究科教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目、外国の大学院の授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目を学生に履修させることができる。

- 2 前項に規定する授業科目の履修については、本学学部学則第10条の3第1項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定により修得した単位は、15単位を限度として、これを第15条に規定する単位に充当することができる。

（特別の課程における学修）

第8条の2 本学大学院においては、研究科長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。当該条及び次条において同じ。）における学修を、本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第3項により修得した単位と合わせて15単位を限度とする。

（入学前の既修得単位の認定）

第8条の3 本学大学院においては、研究科長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程において修得した授業科目の単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭

和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定により修得したものとして認定することができる単位数は、第24条の2第1項に規定する入学又は第32条第2項に規定する再入学若しくは転学を許可された場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を限度として、第15条に規定する単位に充当することができるものとし、第8条第3項及び前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を限度とする。

第8条の4 専門職大学院における他の大学院における授業科目、外国の大学院における授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目の履修、特別の課程における学修及び入学前の既修得単位の認定については、当該研究科の定めるところによる。

第9条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、他の大学院等又は外国の大学院等とあらかじめ協議の上、当該大学院等において必要な研究指導（第45条で規定する国際連携専攻の学生が第46条で規定する連携外国大学院において受けるものを除く。）を受けることができる。

- 2 前項の研究指導を受ける期間は、修士課程及び前期課程の学生にあつては、1年を超えることはできない。

（成績評価基準等の明示等）

第9条の2 本学大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第9条の3 専門職大学院においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 専門職大学院においては、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあ

らかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

第9条の4 本学大学院においては、教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 専門職大学院においては、教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(長期にわたる課程の履修)

第10条 研究科長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第2条第2項、第3項及び第5項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第10条の2 本学大学院における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

(試験及び評価)

第11条 履修した各授業科目の合否は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって決定する。

ただし、試験に代わる方法によることもできる。

2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

S (90点以上)

A (80点以上90点未満)

B (70点以上80点未満)

C (60点以上70点未満)

F (60点未満)

(学位論文の提出等)

第12条 本学大学院においては、在学期間中に学位論文を当該研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。ただし、第15条第1項本文に規定する特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合並びに同条第2項に規定する試験及び審査を受ける場合は、この限りでない。

第13条 後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試

験を受けることができる。

2 医学・歯学・薬学の博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

3 生命機能研究科の博士課程に5年以上(第24条の2の規定により入学を許可された者にあつては3年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。

4 研究科長は、前3項の許可を与える場合は、研究科教授会の議を経なければならない。

(学位論文の審査等)

第14条 学位論文の審査及び最終試験は、当該研究科教授会が、審査委員会を設けて行う。

2 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を実施するものとする。

3 学位論文の審査に当たって必要があるときは、当該研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

4 第1項及び前項の規定は、次条第2項に規定する試験及び審査を行う場合について準用する。

(修了要件)

第15条 修士課程又は前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査
- 3 前項の規定は、第2条第3項に規定する標準修業年限を5年とする博士課程における一貫した人材養成上の目的を有する教育課程を履修する者に限り適用することができる。
- 4 医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に5年（修士課程又は前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年（修士課程又は前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 5 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に修士課程又は前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年（修士課程又は前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 6 医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は、この課程に4年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、修士の

学位若しくは専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者又は施行規則第156条の規定により、後期課程への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の後期課程の修了の要件は、この課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 8 前項本文の規定にかかわらず、各研究科において必要と認めるときは、前項の修了要件として、所要の授業科目について、所定の単位を修得することを加えることができる。
- 9 法科大学院の課程の修了の要件は、この課程に3年以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の授業科目について、98単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。）については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

（大学院における在学期間の短縮）

第15条の2 入学前に本学大学院及び他の大学院において修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限るものとし、大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院において修得したものと認定することのできる場合であつて、当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博士課程（後期課程を除く。）若しくは法科大学院の課程の教育課程の一部を履修したと当該研究科が認めるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 2 前項の規定は、修士課程又は前期課程を修了した者の前条第4項及び第5項に規定する博士課程

における在学期間（同条第4項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程又は前期課程における在学期間を除く。）及び法学既修者の在学期間については、適用しない。

(学位の授与)

第16条 第15条第1項から第7項まで及び前条の規定により課程を修了した者には、総長は、当該課程に応じて修士又は博士の学位を授与する。

2 第15条第9項及び前条の規定により法科大学院の課程を修了した者には、総長は、法務博士の学位を授与する。

3 第1項に規定するもののほか、生命機能研究科の博士課程において、第15条第1項及び第2項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、総長は、修士の学位を授与することができる。

第17条 前条第1項及び第3項の学位には、研究科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士
人文学研究科	文学	文学
	言語文化学	言語文化学
	日本語・日本文化	日本語・日本文化
人間科学研究科	人間科学	人間科学
法学研究科	法学	法学
経済学研究科	経済学	経済学
	応用経済学	応用経済学
	経営学	経営学
理学研究科	理学	理学
医学系研究科	医科学	医学
	公衆衛生学	
	保健学	保健学
	看護学	看護学
歯学研究科		歯学
薬学研究科	薬科学	薬科学
		薬学
工学研究科	工学	工学
基礎工学研究科	工学	工学
		理学
国際公共政策研究科	国際公共政策	国際公共政策
情報科学研究科	情報科学	情報科学
	理学	理学

	工学	工学
生命機能研究科	生命機能学	生命機能学
	理学	理学
	工学	工学
大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所		小児発達学

2 前条第2項の法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、学際領域等の分野を専攻した者で、当該研究科教授会の議を経て総長が適当と認めるときは、学術と付記することができる。

第18条 前条に定めるもののほか、修士、博士及び法務博士の学位については、本学学位規程の定めるところによる。

第19条 削除

第4章 入学、休学、退学、転学、転科、留学、再入学及び専攻の変更

(入学資格等)

第20条 修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの(当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認められたものを含む。)
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (12) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 第21条** 修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程の入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。
- 第22条** 修士課程、前期課程又は生命機能研究科の博士課程の入学志願者に対しては、入学者受入れの方針に基づき学力検査を行い、志望理由を記載した書類、成績証明書等を総合して、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。
- 2 法科大学院の課程の入学志願者に対しては、高等司法研究科において定めるところにより入学者受入れの方針に基づき選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。
- 第23条** 後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 第24条** 後期課程の入学志願者に対しては、本学大学院において修士の学位を取得した者については、

当該前期課程における学業成績及び修士論文等により、その他の志願者については、各研究科において定めるところにより、入学者受入れの方針に基づきそれぞれ選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第24条の2 生命機能研究科の博士課程第3年次への入学志願者については、総長は、当該研究科において定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学した者にかかる修了要件等については、当該研究科において別に定める。

第25条 医学・歯学・薬学の博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程（以下「医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程」という。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限り。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限り。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者受入れの方針に基づき当該研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(8) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの

(9) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの

(10) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第26条 医学・歯学・薬学の博士課程の入学志願者に対しては、各研究科において定めるところにより選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。

第27条 第21条の規定は、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程第3年次の入学志願者に準用する。

(在学年限)

第28条 修士課程及び前期課程には4年、後期課程には5年、医学・歯学・薬学の博士課程及び法科大学院の課程には6年、生命機能研究科の博士課程には7年を超えて在学することはできない。ただし、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程、生命機能研究科の博士課程及び法科大学院の課程に限り、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、在学の年限を延長することができる。

- 2 学生が前項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(入学の時期等)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科長が特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。

- 2 入学の手続、許可及び許可の取り消し並びに退学及び転学については、本学学部学則の規定を準用する。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生は、その身分を失う。

- (1) 第38条第1項の規定により入学料の免除を願ひ出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの

- (2) 第38条の2の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者

(休学)

第30条 休学期間は、修士課程及び前期課程においては2年、後期課程及び法科大学院の課程においては3年、医学・歯学・薬学の博士課程においては4年、生命機能研究科の博士課程においては5年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、休学期間を延長することができる。

- 2 前項のほか、休学については本学学部学則の規定を準用する。

(留学)

第31条 外国の大学院に留学を志望する学生は、研究科長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項により留学した期間は、第2条第2項、第3項、第5項及び第6項に規定する修業年限に算入するものとする。

(転科等)

第32条 転科又は専攻の変更を志望するときは、志願先の研究科長は、選考の上教授会の議を経て、転科又は専攻の変更を許可することがある。

- 2 再入学を志望するとき並びに他の大学院及び国際連合大学から転学を志望するときは、総長は、選考の上教授会の議を経て、再入学又は転学を許可することがある。

- 3 前2項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科教授会の議を経て研究科長が行うものとする。

第5章 除籍、復籍及び懲戒

(除籍等)

第33条 除籍、復籍及び懲戒については、本学学部学則の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第34条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第3年次に入学を志願する者については、検定料を徴収しない。

- 2 前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所に入学を志願する者について準用する。

(入学料の納付)

第35条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第3年次に入学する者については、入学料を徴収しない。

- 2 前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所に入学を志願する者について準用する。

(授業料の納付)

第36条 大学院学生は、授業料を毎年前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。

- 2 授業料の納付及び月割分納等については、本学学部学則の規定を準用する。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第37条 第34条の検定料、第35条の入学料及び第36条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程（以下「納付金規程」という。）の定めるところによる。

(検定料の免除)

第37条の2 検定料の免除については、本学学部学則の規定を準用する。

(入学料の免除等)

第38条 本学大学院に入学する者(科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項において同じ。)であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるもの及びこれに該当しない者であっても、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下この号において「学資負担者」という。)が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

2 第29条第3項の規定により学生の身分を失った場合は、当該学生に係る入学料の全部又は一部を免除することができる。

第38条の2 前条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。

(授業料の免除等)

第39条 授業料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。

(納付済の検定料、入学料及び授業料)

第39条の2 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

2 第22条第2項に規定する法科大学院の課程の入学志願者に対する選考において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に合格しなかった者に対し、当該者の申出により、前項の検定料のうち、納付金規程第2条第5項において定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返付する。

3 第36条第2項の規定により、学部学則第46条第2項の規定を準用して前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した

者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

第7章 収容定員

(収容定員)

第40条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

第8章 特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

(特別研究学生等)

第41条 本学大学院に特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生の制度を置く。

2 他の大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程に在学する学生で、本学大学院又は本学の研究所(各附置研究所、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設及び免疫学フロンティア研究センターをいう。)において研究指導を受けようとするものがあるときは、研究科長又は研究所の長は、これを特別研究学生として入学を許可することができる。

3 特別研究学生の授業料及びその納付については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。ただし、特別研究学生が国立大学の大学院の学生であるとき又は本学と相互に授業料の不徴収を定めた大学間特別研究学生交流協定(部局間交流協定を含む。)に基づき研究指導を受ける公立若しくは私立の大学の大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

5 特別研究学生の除籍については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。

6 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、本学学部学則の特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生に関する規定を準用する。

7 外国人で、留学のため本学に大学院学生、特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を外国人留学生という。

8 第3項本文、第6項及び第7項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協

定（部局間交流協定を含む。）に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

第9章 特別の課程

（履修証明プログラム）

第41条の2 本学に、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムを編成することができる。

2 前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 学年、学期及び休業日

（学年等）

第42条 学年、学期及び休業日については、本学学部学則の規定を準用する。

第11章 教員組織

（教員組織）

第43条 本学大学院を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

2 大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連小児発達学研究科の教育研究は、本学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の協力により実施する。

第12章 研究科委員会等

（研究科委員会等）

第44条 研究科教授会の審議事項のうち、特定の事項について審議を行うため、当該研究科に研究科委員会等を置くことができる。

2 研究科委員会等の組織は、当該研究科の定めるところによる。

第13章 国際連携専攻に関する特例

（国際連携専攻の設置）

第45条 研究科（高等司法研究科を除く。以下同じ。）は、教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

（国際連携教育課程の編成）

第46条 国際連携専攻を設ける研究科は、第5条の

3及び第5条の4第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。

（共同開設科目）

第47条 国際連携専攻を設ける研究科は、第5条の3及び第5条の4第1項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける研究科が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、7単位を超えない範囲で、当該研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該研究科及び連携外国大学院において修得した単位数が、第49条第1項及び第2項の規定により当該研究科及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該研究科及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定等）

第48条 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

（国際連携専攻に係る修了要件）

第49条 国際連携専攻の修士課程又は前期課程の修了の要件は第15条第1項に、同専攻の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は同条第4項及び第5項に、同専攻の医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は同条第6項に、それぞれ定めるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

2 前項により国際連携専攻を設ける研究科及びそ

それぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第8条若しくは第8条の2又は第48条第1項の規定により充当することができ、又は修得したものと認定することができ、若しくは修得したものとしてみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第8条の2の規定により修得したものと認定することができる単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携専攻学生の授業料等)

第50条 国際連携専攻の学生のうち、連携外国大学院を主として入学する学生の本学における検定料、入学金及び授業料については、第34条本文、第35条本文及び第36条第1項の規定にかかわらず、その全額を徴収しない。

(その他)

第51条 本学則に定めるもののほか、国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については、あらかじめ当該専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議により、別に定める。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教育組織の編成に関する事項
- (3) 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- (4) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (5) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (6) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (7) その他国際連携専攻に関する事項

附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月16日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

(略)

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 薬学研究科創成薬学専攻の修士課程は、改正後の第2条第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 経済学研究科政策専攻の前期課程は、改正後の第2条第7項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 歯学研究科統合機能口腔科学専攻及び分子病態口腔科学専攻並びに薬学研究科分子薬科学専攻、

応用医療薬科学専攻及び生命情報環境科学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 5 大阪大学・金沢大学・浜松医科大学連合小児発達学研究科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年5月28日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

附 則

この改正は、平成24年7月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年7月18日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在医学系研究科の修士課程に在学中の者については、改正後の第17条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成25年12月18日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科政策専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 人間科学研究科グローバル人間学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月21日から施行する。た

だし、第29条、第50条及び別表の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在在学中の者（以下この項において「在学者」という。）及び平成31年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転入学する者については、改正後の第5条の3、第5条の4第1項、第5条の5第1項、第46条及び第47条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大阪大学博士課程教育リーディングプログラム「生体統御ネットワーク医学教育プログラム」規程（平成24年3月21日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の5」を「第5条の6」に改める。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科生命先端工学専攻、応用化学専攻、精密科学・応用物理学専攻、知能・機能創成工学専攻、機械工学専攻、マテリアル生産科学専攻、電気電子情報工学専攻及び環境・エネルギー工学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 文学研究科文化形態論専攻、文化表現論専攻及び文化動態論専攻並びに言語文化研究科言語文化専攻、言語社会専攻及び日本語・日本文化専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表の規定にかかわらず、令和4年度及び令和5年度の次表の左欄に掲げる研究科専攻及び全研究科の収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ対応右欄のとおりとする。

(略)

4 令和4年3月31日現在在学中の者については、改正後の第6条第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 前項の場合において、改正前の第6条の適用については、同条第4項中「グローバルイニシアティブ科目」の次に「国際交流科目」を加えるものとし、同条第5項中「及びグローバルイニシアティブ科目」とあるのは、「、グローバルイニシアティブ科目及び国際交流科目」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和5年度の次表の左欄に掲げる研究科専攻及び全研究科の収容定員並びに収容定員合計は、それぞれ対応右欄のとおりとする。

(別表（大学院収容定員表）略)

3) 大阪大学大学院理学研究科規程

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、大阪大学大学院学則及び大阪大学学位規程に基づき、大阪大学大学院理学研究科（以下「本研究科」という。）における必要な事項を定めるものとする。

2 本研究科は、柔軟な発想と論理的思考に基づいた問題設定及び課題探求の能力を養うことにより、自然科学への知的好奇心や真理探究に喜びを感じる感性を備えた創造性豊かな研究者及び社会のさまざまな分野でリーダーとして活躍できる人材を養成することを目的とする。

(課程及び専攻)

第2条 本研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。

3 本研究科に次の専攻を置く。

数学

物理学

化学

生物科学

高分子科学

宇宙地球科学

4 博士課程に、卓越大学院プログラム「多様な知の協奏による先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラム」（以下「先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラム」という。）を設ける。

5 博士課程に、大阪大学理工情報系オナー大学院プログラム（以下「オナー大学院プログラム」という。）を設ける。

(教育方法等)

第2条の2 本研究科の教育は、研究指導及び授業科目の授業によって行い、各専攻別の授業科目及びその単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

(1) 講義は、15時間をもって1単位とする。

(2) 演習は、30時間をもって1単位とする。

(3) 実習は、45時間をもって1単位とする。

(指導教員)

第3条 学生には、指導教員を定める。

2 指導教員は、専攻担当の教授とする。ただし、必要があるときは、研究科委員会の議を経て研究科長が認めた准教授又は専任講師をもって代えることができる。

(履修計画)

第4条 学生は、指導教員の指示を受けて、履修する授業科目等について、履修計画を毎年指定する期日までに届け出なければならない。

(前期課程の履修方法)

第5条 前期課程の学生は、必要な研究指導を受けるほか、各専攻（国際物理特別コースに入学を許可された学生にあっては、当該コース）が定める履修方法に基づき、別表1に定める授業科目の中から講義により行われる授業科目の単位12単位以上及びセミナーの単位を合わせて30単位以上を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、統合理学特別コースに入学を許可された学生は、必要な研究指導を受けるほか、指導教員の指示に従い、別表2に定める授業科目の中から講義により行われる授業科目の単位12単位以上及びセミナーの単位を合わせて30単位以上を修得しなければならない。ただし、指導教員が必要と認めたときは、別表1に定める授業科目を履修し、当該コースの単位とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラムを履修する前期課程の学生は、必要な研究指導を受けるほか、別に定める履修方法により別表1及び別表3に定める授業科目の中から講義により行われる授業科目の単位12単位以上及びセミナーの単位を合わせて30単位以上を修得しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラムを履修する前期課程の学生であって、統合理学特別コースに入学を許可された者にあつては、必要な研究指導を受けるほか、別に定める履修方法により別表2及び別表3に定める授業科目の中から講義により行われる授業科目の単位12単位以上及びセミナーの単位を合わせて30単位以上を修得しなければならない。ただし、指導教員が必要と認めたときは、別表1に定める

授業科目を履修し、当該コースの単位とすることができる。

- 5 前2項に定めるもののほか、先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 前各項の規定にかかわらず、オナー大学院プログラムを履修する前期課程の学生は、必要な研究指導を受けるほか、別に定める履修方法により別表1及び別表4に定める授業科目の中から講義により行われる授業科目の単位12単位以上及びセミナーの単位を合わせて30単位以上を修得しなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、オナー大学院プログラムを履修する前期課程の学生であって、統合理学特別コースに入学を許可された者にあつては、必要な研究指導を受けるほか、別に定める履修方法により別表2及び別表4に定める授業科目の中から講義により行われる授業科目の単位12単位以上及びセミナーの単位を合わせて30単位以上を修得しなければならない。ただし、指導教員が必要と認めるときは、別表1に定める授業科目を履修し、当該コースの単位とすることができる。
- 8 前2項に定めるもののほか、オナー大学院プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。
- 9 学生は、大学院横断教育科目を履修し、当該専攻の単位とすることができる。
- 10 学生は、指導教員及び専攻の承認を得て、リーディング科目又は国際交流科目を履修し、当該専攻の単位とすることができる。
- 11 学生は、他の専攻又は他の研究科の授業科目を履修し、当該専攻の単位とすることができる。
- 12 研究指導については、研究概要を毎年指定する期日までに研究科長に報告しなければならない。

(後期課程の履修方法)

- 第6条** 後期課程の学生は、必要な研究指導を受けるほか、各専攻（国際物理特別コースに入学を許可された学生にあつては、当該コース）が定める履修方法に基づき、別表1に定める授業科目の中から特別講義2科目以上及び特別セミナー1科目以上を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、統合理学特別コースに入学を許可された学生は、必要な研究指導を受

けるほか、指導教員の指示に従い、別表2に定める授業科目の中から特別講義2科目以上及び特別セミナー1科目以上を履修し、その単位を修得しなければならない。ただし、指導教員が必要と認めるときは、別表1に定める授業科目を履修し、当該コースの単位とすることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラムを履修する後期課程の学生は、必要な研究指導を受けるほか、別に定める履修方法により別表1及び別表3に定める授業科目の中から特別講義2科目以上及び特別セミナー1科目以上を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラムを履修する前期課程の学生であつて、統合理学特別コースに入学を許可された者にあつては、必要な研究指導を受けるほか、別に定める履修方法により別表2及び別表3に定める授業科目の中から特別講義2科目以上及び特別セミナー1科目以上を履修し、その単位を修得しなければならない。ただし、指導教員が必要と認めるときは、別表1に定める授業科目を履修し、当該コースの単位とすることができる。
- 5 前2項に定めるもののほか、先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 前各項の規定にかかわらず、オナー大学院プログラムを履修する後期課程の学生は、必要な研究指導を受けるほか、別に定める履修方法により別表1及び別表4に定める授業科目の中から特別講義2科目以上及び特別セミナー1科目以上を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、オナー大学院プログラムを履修する前期課程の学生であつて、統合理学特別コースに入学を許可された者にあつては、必要な研究指導を受けるほか、別に定める履修方法により別表2及び別表4に定める授業科目の中から特別講義2科目以上及び特別セミナー1科目以上を履修し、その単位を修得しなければならない。ただし、指導教員が必要と認めるときは、別表1に定める授業科目を履修し、当該コースの単位とすることができる。
- 8 前2項に定めるもののほか、オナー大学院プロ

グラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

- 9 前項までの規定にかかわらず、特別講義は、随時実施されるもの及び本研究科の前期課程又は他の研究科の授業科目のうち、指導教員が履修を指示したものを含むことができる。
- 10 学生は、大学院横断教育科目を履修し、当該専攻の単位とすることができる。
- 11 学生は、指導教員及び専攻の承認を得て、リーディングプログラム科目又は国際交流科目を履修し、当該専攻の単位とすることができる。
- 12 研究指導については、研究概要を毎年指定する期日までに研究科長に報告しなければならない。

(長期にわたる課程の履修)

第6条の2 研究科長は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により計画的な履修を許可された学生に関し必要な事項は、別に定める。

(履修認定)

第7条 履修認定は、試験により授業科目担当教員が行い、これに合格した学生に対しては、当該授業科目所定の単位を与える。

- 2 試験の期日は、授業が終了した際、授業科目担当教員が適宜定める。

(修士論文及び最終試験)

第8条 修士論文は、所定の用紙により2通作成し、指定する期日までに提出するとともに、所定の様式によりその審査と最終試験の受験とを併せて申請しなければならない。

- 2 提出された論文の審査及び最終試験は、3名以上の審査委員により行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、国際物理特別コース、統合理学特別コース及び先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラムを履修する前期課程の学生については、研究科委員会が当該博士課程の目的を達成するために必要と認める場合には、論文の審査及び最終試験に代えて、大学院学則第15条第2項で定める試験及び審査を行うことができる。
- 4 前項に規定する大学院学則第15条第2項で定める試験及び審査の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(博士論文及び最終試験)

第9条 後期課程の学生は、指導教員及び専攻の承認を得て、指定する期日又はその時期以後は随時に博士論文を提出するとともに、所定の様式によりその審査と最終試験の受験とを併せて申請することができる。

- 2 後期課程に3年以上在学し、所定の教育課程の履修を終えて退学した者が、別に定める期間内に博士論文を提出する場合についても前項同様とする。

- 3 前2項の申請に当たっては、提出する論文に、その目録、内容の要旨（論文が邦文によるときは欧文の梗概を付する。）及び履歴書を添付しなければならない。

- 4 提出された論文の審査及び最終試験は、3名以上の審査委員により行うものとする。

(最終試験の方法)

第10条 最終試験は、提出された論文の審査後において、審査委員会が適宜日時を定めて行う。その方法は、提出論文を中心として、それに関連ある科目について口頭試問又は筆答試問により行うものとする。ただし、公開研究業績発表会における当該申請者の発表をもってこれに代えることができる。

(他の大学院又は外国の大学院の教育課程の履修)

第11条 研究科委員会の議を経て研究科長が教育上有益と認める場合には、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を第2条の2に規定する各専攻の授業科目として履修することができる。

- 2 前項のほか、研究科委員会の議を経て研究科長が教育上有益と認める場合には、他の大学院等又は外国の大学院等で研究指導を受けることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、前期課程の学生にあつては、1年を超えることはできない。

- 3 前2項の規定による履修を志願する学生は、あらかじめ所定の手続によって申請し、許可を得なければならない。

第12条 前条の規定により、他の大学院等又は外国の大学院等において修得した単位等については、研究科長は、審査の上、第5条及び第6条に規定する授業科目の単位又は研究指導として認定することができる。

- 2 前項の規定により認定できる単位数は、15単位

を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 研究科委員会の議を経て研究科長が教育上有益と認める場合には、本研究科入学前に大学院において修得した授業科目の単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）について、審査の上、第5条及び第6条に規定する授業科目の単位として認定することができる。

2 前項の規定により認定できる単位数のうち、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、前条第1項の規定により認定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(特別研究学生及び特別聴講学生)

第14条 本研究科において研究指導を受けようとする他の大学院に在学中の者又は本研究科において授業科目を履修しようとする他の大学院若しくは外国の大学院に在学中の者は、所定の手続に従い研究科長に願い出るものとする。

2 前項による志願者については、研究科長は、選考の上、研究指導を受ける者を特別研究学生として、また、授業科目を履修する者を特別聴講学生として、入学を許可することができる。

第15条 特別研究学生の在学期間は、1年を超えることができない。ただし、必要により更に在学を希望する者は、研究科長に、1年ごとに期間の延長を願い出て、許可を得なければならない。

2 特別聴講学生の在学期間は、履修する授業科目所定の授業期間とする。

第16条 特別聴講学生の履修認定、成績及び試験については、第7条の規定を準用する。

(科目等履修生)

第17条 科目等履修生は、正規学生の学修に差し支えない限り、次の各号のいずれかに該当する者について研究科長が選考の上、入学を許可する。

(1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) その他本研究科において研究科長が適当と認める者

2 科目等履修生の入学手続、入学時期及び在学期間は、本学理学部規程第25条及び第26条の規定を準用する。

3 科目等履修生の履修認定、成績及び試験については、第7条の規定を準用する。

4 科目等履修生で単位を修得した者には、証明書を交付することができる。

(研究生)

第18条 研究生は、設備に差し支えない限り、次の各号のいずれかに該当する者について研究科長が選考の上、入学を許可する。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 本研究科において研究科長が前号と同等以上の学力があると認める者

2 研究生の入学手続、入学時期、指導教員、在学期間、攻究報告及び攻究証明については、本学理学部規程第15条から第20条までの規定を準用する。

(規格外事項の処理)

第19条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

(略)

附 則

- 1 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表の規定にかかわらず、第5条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。この場合において、改正前の別表の規定により、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を修得した者は、改正後の別表の規定にかかわらず、対応右欄の授業科目を履修することができない。

左 欄	右 欄
素粒子物理学序説 (2単位)	素粒子物理学序論A (2単位)
素粒子・核反応学 (2単位)	原子核反応学 (2単位)
加速器・計測学 (2単位)	加速器物理学 (2単位)
同位体宇宙地球科学Ⅰ (2単位)	同位体宇宙地球科学 (2単位)
同位体宇宙地球科学Ⅱ (2単位)	地球内部構造論 (2単位)
物質構造学 (2単位)	極限物質構造学 (2単位)

附 則

- 1 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。この場合において、

改正前の別表の規定により、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を修得した者は、改正後の別表の規定にかかわらず、対応右欄の授業科目を履修することができない。

左 欄	右 欄
磁性物理学序説 (2単位)	物性物理学3序説 (2単位)

附 則

- この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表の規定にかかわらず、第5条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。この場合において、改正前の別表の規定により、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を修得した者は、改正後の別表の規定にかかわらず、対応右欄の授業科目を履修することができない。

左 欄	右 欄
物性物理学3序説 (2単位)	物性物理学序説 (2単位)
原子核理論Ⅰ (2単位)	原子核理論 (2単位)
原子核理論特論Ⅰ (2単位)	原子核理論特論 (2単位)
生体機能物質学セミナーⅡ (9単位)	生体機能物質学 (9単位)
蛋白質反応機構学セミナーⅡ (9単位)	蛋白質反応機構学 (9単位)
蛋白質生理機能学セミナーⅡ (9単位)	蛋白質生理機能学 (9単位)
蛋白質細胞生物学セミナーⅡ (9単位)	蛋白質細胞生物学 (9単位)
代謝調節機構学セミナーⅡ (9単位)	代謝調節機構学 (9単位)
遺伝子機能学セミナーⅡ (9単位)	遺伝子機能学 (9単位)
情報伝達機構学セミナーⅡ (9単位)	情報伝達機構学 (9単位)
遺伝子情報学セミナーⅡ (9単位)	遺伝子情報学 (9単位)
糖鎖生化学セミナーⅡ (9単位)	糖鎖生化学 (9単位)
極限生物学セミナーⅡ (9単位)	極限生物学 (9単位)
分子神経生物学セミナーⅡ (9単位)	分子神経生物学 (9単位)
蛋白質化学セミナーⅡ (9単位)	蛋白質化学 (9単位)
蛋白質物理化学セミナーⅡ (9単位)	蛋白質物理化学 (9単位)
構造分子生物学セミナーⅡ (9単位)	構造分子生物学 (9単位)
生体膜分子生化学セミナーⅡ (9単位)	生体膜分子生化学 (9単位)
細胞機能構造学セミナーⅡ (9単位)	細胞機能構造学 (9単位)
代謝機能生物学セミナーⅡ (9単位)	代謝機能生物学 (9単位)
生命誌学セミナーⅡ (9単位)	生命誌学 (9単位)

附 則

- この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

この改正は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

- この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に定める必要修得

単位数に算入するものとする。

附 則

この改正は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表1の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。
- 3 平成23年3月31日現在統合理学特別コースに在学する者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表2の規定にかかわらず、第5条第2項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表1の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するもの

とする。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表1の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、第5条第1項、同条第2項、第6条第1項及び同条第2項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、第5条第1項、同条第2項、第6条第1項及び同条第2項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、第5条第1項、同条第2項、第6条第1項及び同条第2項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日現在在学中の者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この改正施行の際既に修得した授業科目の単位については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、第5条第1項、同条第2項、第6条

第1項及び同条第2項に定める必要修得単位数に算入するものとする。

附 則

- この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年3月31日現在前期課程に在学中の者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の場合における改正前の別表1の適用については、化学専攻（前期課程）の表中「

○	○	界面分析化学(I)	1	
---	---	-----------	---	--

」とあるのは「

○		界面分析化学(I)	1	
---	--	-----------	---	--

」と、

○	○	量子化学(I)	1	
---	---	---------	---	--

」とあるのは「

○		量子化学(I)	1	
---	--	---------	---	--

」と、

○	○	ゲノム化学(I)	1	
---	---	----------	---	--

」とあるのは「

○		ゲノム化学(I)	1	
---	--	----------	---	--

」と、

○	○	蛋白質分子化学(I)	1	
---	---	------------	---	--

」とあるのは「

○		蛋白質分子化学(I)	1	
---	--	------------	---	--

」と、

○	○	生体分子化学(II)	1	
---	---	------------	---	--

」とあるのは「

○		生体分子化学(II)	1	
---	--	------------	---	--

」と、

○	○	物性有機化学(I)	1	
---	---	-----------	---	--

」とあるのは「

○		物性有機化学(I)	1	
---	--	-----------	---	--

」と、それぞれ読み替えるものとし、数学専攻（前期課程）の表中に「

	○	実践科学英語A	1	
--	---	---------	---	--

	○	実践科学英語B	1	
--	---	---------	---	--

」を、物理学専攻（前期課程）の表中に「

○		Electrodynamics and Quantum Mechanic	1	
---	--	---	---	--

	○	実践科学英語A	1	
--	---	---------	---	--

	○	実践科学英語B	1	
--	---	---------	---	--

	○	物性理論半期セミナーIV	4.5	
--	---	--------------	-----	--

	○	原子核実験半期セミナー	4.5	
--	---	-------------	-----	--

	○	海外文献研究（物性理論IV）	1	
--	---	----------------	---	--

」を、化学専攻（前期課程）の表中に「

○		大学院有機化学 I	2	
○		大学院有機化学 II	2	
	○	Biomolecular Chemistry	1	
	○	Analytical Chemistry for Interface	1	
	○	Chemistry on Catalysis	1	
	○	Genome Chemistry	1	
	○	Natural Product Chemistry	1	
	○	Organic Biochemistry	1	
	○	Physical Organic Chemistry	1	
	○	Protein Chemistry	1	
	○	Quantum Chemistry	1	
	○	Structural Organic Chemistry	1	
	○	Thermal and Entropic Science	1	
	○	熱・エントロピー科学(I)	1	
	○	複合分子化学(I)	1	
	○	実践科学英語A	1	
	○	実践科学英語B	1	
	○	複合分子化学特論	1	
	○	熱・エントロピー科学特論	1	
	○	熱・エントロピー科学半期セミナー I	4.5	
	○	熱・エントロピー科学半期セミナー II	4.5	
	○	複合分子化学半期セミナー I	4.5	
	○	複合分子化学半期セミナー II	4.5	

」を、生物科学専攻（前期課程）の表中に「

	○	実践科学英語A	1	
	○	実践科学英語B	1	
	○	生物無機化学半期セミナー	4.5	
	○	生体統御学半期セミナー	4.5	
	○	RNA生物学半期セミナー	4.5	

」を、高分子科学専攻（前期課程）の表中に「

○		高分子キャラクタリゼーション特論	1	
○		高分子材料設計学特論	1	
○		蛋白質構造基礎論3	1	
	○	実践科学英語A	1	
	○	実践科学英語B	1	
○		生体高分子電子線構造解析学半期セ ミナー	4.5	

」を、宇宙地球科学専攻（前期課程）の表中に「

○		非平衡物理学	2	
○		理論物質学セミナー	4.5	
○		ソフトマター地球惑星科学セミナー	4.5	
	○	実践科学英語A	1	
	○	実践科学英語B	1	

」をそれぞれ加えるものとする。

4 第2項の場合における改正前の別表2の適用については、化学専攻（統合理学特別コース）（前期課程）、生物科学専攻（統合理学特別コース）（前期課程）及び高分子科学専攻（統合理学特別コース）（前期課程）の表中に「

Thermal and Entropic Science	1	
------------------------------	---	--

」を加えるものとする。

5 令和2年3月31日現在後期課程に在学中の者については、改正後の第2条第5項、第6条第6項、第7項及び第8項並びに別表1、別表2及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表1の適用については、数学専攻（後期課程）の表中に「

○	○	実践科学英語A	1	
○	○	実践科学英語B	1	

」を、物理学専攻（後期課程）の表中に「

○	○	実践科学英語A	1	
○	○	実践科学英語B	1	
○	○	物性理論特別セミナーIV	9	

」を、化学専攻（後期課程）の表中に「

○	○	実践科学英語A	1	
○	○	実践科学英語B	1	
○	○	熱・エントロピー科学特別セミナーI	9	
○	○	熱・エントロピー科学特別セミナーII	9	
○	○	熱・エントロピー科学特別セミナーIII	9	
○	○	複合分子化学特別セミナーI	9	
○	○	複合分子化学特別セミナーII	9	
○	○	複合分子化学特別セミナーIII	9	

」を、生物科学専攻（後期課程）の表中に「

○	○	実践科学英語A	1	
○	○	実践科学英語B	1	
○	○	生物無機化学特別セミナー	9	
○	○	生体統御学特別セミナー	9	
○	○	RNA生物学特別セミナー	9	

」を、高分子科学専攻（後期課程）の表中に「

○	○	実践科学英語A	1	
○	○	実践科学英語B	1	
○	○	生体高分子電子線構造解析学特別セミナー	9	

」を、宇宙地球科学専攻（後期課程）の表中に「

○	○	実践科学英語A	1	
○	○	実践科学英語B	1	
○	○	理論物質学特別セミナー	9	
○	○	ソフトマター地球惑星科学特別セミナー	9	

」をそれぞれ加えるものとする。

附 則

- この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和3年3月31日現在前期課程に在学中の者については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合における改正前の別表1の適用については、数学専攻（前期課程）の表中に「

○	○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
---	---	--------------------------------------	---	-------

」を、物理学専攻（前期課程）の表中に「

○	○	物質科学概論	2	講義・実習
○	○	Radiation science in the environment	1	
○	○	レーザープラズマ加速ビーム半期セミナー	4.5	
○	○	海外文献研究（レーザープラズマ加速ビーム）	1	

」を、化学専攻（前期課程）の表中に「

○	○	Bio/Chemoinformatics	1	講義・実習
○	○	Complex Molecular Chemistry	1	
○	○	Radiation science in the environment	1	
○	○	計算生物学半期セミナーI	4.5	
○	○	計算生物学半期セミナーII	4.5	

をそれぞれ加え、同表中「

○	○	Biomolecular Chemistry	1	
○	○	Analytical Chemistry for Interface	1	
○	○	Chemistry on Catalysis	1	
○	○	Genome Chemistry	1	
○	○	Natural Product Chemistry	1	
○	○	Organic Biochemistry	1	

」とあるのは「

○	○	Biomolecular Chemistry	1	
○	○	Analytical Chemistry for Interface	1	
○	○	Chemistry on Catalysis	1	
○	○	Genome Chemistry	1	
○	○	Natural Product Chemistry	1	
○	○	Organic Biochemistry	1	

」と、

○	○	Protein Chemistry	1	
○	○	Quantum Chemistry	1	
○	○	Structural Organic Chemistry	1	
○	○	Thermal and Entropic Science	1	

」とあるのは「

○	○	Protein Chemistry	1	
○	○	Quantum Chemistry	1	
○	○	Structural Organic Chemistry	1	
○	○	Thermal and Entropic Science	1	

」とそれぞれ読み替え、生物科学専攻（前期課程）の表中に「

○	○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
○		計算生物学半期セミナー	4.5	
○		電子線構造生物学半期セミナー	4.5	

」を、高分子科学専攻（前期課程）の表中に「

	○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
--	---	--------------------------------------	---	-------

」を、宇宙地球科学専攻（前期課程）の表中に「

○		高エネルギー天文学	2	講義・実習
○		天体物理の基礎	1	
○	○	Radiation science in the environment	1	

」をそれぞれ加えるものとする。

4 第2項の場合における改正前の別表2の適用については、化学専攻（統合理学特別コース）（前期課程）、生物科学専攻（統合理学特別コース）（前期課程）及び高分子科学専攻（統合理学特別コース）（前期課程）の表中に「

Bio/Chemoinformatics	1	
Complex Molecular Chemistry	1	
Radiation science in the environment	1	

」を加えるものとする。

5 令和3年3月31日現在後期課程に在学中の者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表1の適用については、数学専攻（後期課程）の表中に「

	○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
--	---	--------------------------------------	---	-------

」を、物理学専攻（後期課程）の表中に「

○	○	Radiation science in the environment レーザープラズマ加速ビーム特別セミナー	1 9	講義・実習
---	---	---	--------	-------

」を、化学専攻（後期課程）の表中に「

○	○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
○		計算生物学特別セミナーⅠ	9	
○		計算生物学特別セミナーⅡ	9	
○		計算生物学特別セミナーⅢ	9	

」を、生物科学専攻（後期課程）の表中に「

○	○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
○		計算生物学特別セミナー	9	
○		電子線構造生物学特別セミナー	9	

」を、高分子科学専攻（後期課程）の表中に「

	○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
--	---	--------------------------------------	---	-------

」を、宇宙地球科学専攻（後期課程）の表中に「

	○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
--	---	--------------------------------------	---	-------

」をそれぞれ加えるものとする。

附 則

- この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和4年3月31日現在前期課程に在学中の者については、改正後の第5条並びに別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合における改正前の第5条の適用については、同条第10項中「又はグローバルイニシアティブ科目」とあるのは、「、グローバルイニシアティブ科目又は国際交流科目」と読み替えるものとし、改正前の別表1の適用については、

物理学専攻（前期課程）の表中に「

○		放射線計測学1	2	
○		高エネルギー密度プラズマ科学	2	
○		放射線計測学2	2	
○		Theoretical Particle Physics	2	
○		Cosmology	2	
○		High Energy Astrophysics	2	
○		基礎原子核物理学半期セミナー	4.5	
○		ナノスケール物性半期セミナー	4.5	
○	○	海外文献研究（基礎原子核物理学）	1	
○	○	海外文献研究（ナノスケール物性）	1	

」を、生物科学専攻（前期課程）の表中に「

○		生物分子機械設計学半期セミナー	4.5	
○		生体非平衡物理学半期セミナー	4.5	

」を、宇宙地球科学専攻（前期課程）の表中に「

○		非平衡物理学	1	
○		非平衡現象論	1	
○		Cosmology	2	
○		High Energy Astrophysics	2	

」を、それぞれ加えるものとする。

- 令和4年3月31日現在後期課程に在学中の者については、改正後の第6条及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合における改正前の第6条の適用については、同条第11項中「又はグローバルイニシアティブ科目」とあるのは、「、グローバルイニシアティブ科目又は国際交流科目」と読み替えるものとし、改正前の別表1の適用については、物理学専攻（後期課程）の表中に「

○		基礎原子核物理学特別セミナー	9	
○		ナノスケール物性特別セミナー	9	

」を、生物科学専攻（後期課程）の表中に「

○		生物分子機械設計学特別セミナー	9	
○		生体非平衡物理学特別セミナー	9	

」を、高分子科学専攻（後期課程）の表中に「

○		高分子精密化学特論(S)	1	
---	--	--------------	---	--

」を、それぞれ加えるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日現在前期課程に在学中の者については、改正後の第5条並びに別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の場合における改正前の別表1の適用については、数学専攻（前期課程）の表中に「

○		量子情報・統計数学概論	2	
○		代数幾何学特論Ⅰ	2	
○		代数幾何学特論Ⅱ	2	
○		整数論特論Ⅰ	2	
○		整数論特論Ⅱ	2	

」を、物理学専攻（前期課程）の表中に「

○		素粒子原子核物理学序論	2	
○		素粒子物理学序論	2	
○		素粒子原子核宇宙論序論	2	
○		ナノスケール物理学	2	

」を、化学専攻（前期課程）の表中に「

○		核化学Ⅰ(Ⅰ)	1	
○		吸着化学(Ⅰ)	1	
○		吸着化学半期セミナーⅠ	4.5	
○		吸着化学半期セミナーⅡ	4.5	

」を、宇宙地球科学専攻（前期課程）の表中に「

○		天体輻射論	2	
---	--	-------	---	--

」を、それぞれ加えるものとする。

- 4 令和5年3月31日現在後期課程に在学中の者については、改正後の第6条及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和5年3月31日現在後期課程に在学中の者については、改正後の別表1に関わらず、なお従前の例による。この場合における改正前の別表1の適用については、化学専攻（後期課程）の表中に「

○		吸着化学特別セミナーⅠ	9	
○		吸着化学特別セミナーⅡ	9	
○		吸着化学特別セミナーⅢ	9	

」を、加えるものとする。

別表1(理学研究科専攻別授業科目表)

数学専攻

(前期課程)

専門教育科目	高度国際性 高度教育科目	高度教育科目	授業科目	単位	備考	専門教育科目	高度国際性 高度教育科目	高度教育科目	授業科目	単位	備考
○			代数学概論 I	2		○			科学技術論B1	1	
○			代数学概論 II	2		○			科学技術論B2	1	
○			代数幾何学概論 I	2		○			研究者倫理特論	0.5	
○			代数幾何学概論 II	2		○			科学論文作成概論	0.5	
○			整数論概論 I	2		○			研究実践特論	0.5	
○			整数論概論 II	2		○			企業研究者特別講義	0.5	
○			表現論概論	2		○			Radiation science in the environment	1	講義・実習
○			幾何学概論 I	2		○			実践科学英語 A	1	
○			幾何学概論 II	2		○			実践科学英語 B	1	
○			微分幾何学概論 I	2		○			科学英語基礎	1	
○			微分幾何学概論 II	2		○			先端機器制御学	2	
○			位相幾何学概論 I	2		○			分光計測学	2	講義・実習
○			位相幾何学概論 II	2		○			先端の研究法:質量分析	2	講義・実習
○			複素幾何学概論 I	2		○			先端の研究法:X線結晶解析	2	講義・実習
○			複素幾何学概論 II	2		○			先端の研究法:NMR	2	講義・実習
○			解析学概論 I	2		○			先端の研究法:低温電子顕微鏡	2	講義・実習
○			解析学概論 II	2		○			ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学	1	実習
○			関数解析学概論	2		○			ナノプロセス・物性・デバイス学	1	実習
○			微分方程式概論 I	2		○			超分子ナノバイオプロセス学	1	実習
○			微分方程式概論 II	2		○			ナノ構造・機能計測解析学	1	実習
○			確率論概論 I	2		○			ナノフォトニクス学	1	実習
○			確率論概論 II	2		○			数学特別講義 I A	1	
○			代数解析学概論	2		○			数学特別講義 I B	1	
○			力学系概論	2		○			数学特別講義 II A	1	
○			統計・情報数学概論	2		○			数学特別講義 II B	1	
○			実験数学概論 I	2		○			数学特別講義 III A	1	
○			実験数学概論 II	2		○			数学特別講義 III B	1	
○			組合せ論概論	2		○			数学特別講義 IV A	1	
○			応用数理学概論 I	2		○			数学特別講義 IV B	1	
○			応用数理学概論 II	2		○			数学特別講義 V A	1	
○			数理物理学概論 I	2		○			数学特別講義 V B	1	
○			数理物理学概論 II	2		○			数学特別講義 VI A	1	
○			量子情報・統計数学概論	2		○			数学特別講義 VI B	1	
○			複雑系概論	2		○			数学特別講義 VII A	1	
○			数理工学概論	2		○			数学特別講義 VII B	1	
○			代数学特論	2		○			数学特別講義 VIII A	1	
○			代数幾何学特論 I	2		○			数学特別講義 VIII B	1	
○			代数幾何学特論 II	2		○			数学特別講義 IX A	1	
○			整数論特論 I	2		○			数学特別講義 IX B	1	
○			整数論特論 II	2		○			数学特別講義 X A	1	
○			表現論特論	2		○			数学特別講義 X B	1	
○			幾何学特論	2		○			代数学基礎セミナー I	9	
○			解析学特論	2		○			代数学基礎セミナー II	9	
○			関数解析学特論	2		○			幾何学基礎セミナー I	9	
○			微分方程式特論	2		○			幾何学基礎セミナー II	9	
○			確率論特論	2		○			解析学基礎セミナー I	9	
○			応用数理学特論 I	2		○			解析学基礎セミナー II	9	
○			応用数理学特論 II	2		○			大域数理学基礎セミナー I	9	
○			数理物理学特論	2		○			大域数理学基礎セミナー II	9	
○			科学技術論A1	1		○			実験数学基礎セミナー I	9	
○			科学技術論A2	1		○			実験数学基礎セミナー II	9	

専門教育科目	高度国際性 領域教育科目	高度教育教育科目	授業科目	単位	備考
○			応用数理学基礎セミナーⅠ	9	
○			応用数理学基礎セミナーⅡ	9	
○			現代数理学基礎セミナー	9	
	○		海外文献研究(代数学Ⅰ)	1	
	○		海外文献研究(代数学Ⅱ)	1	
	○		海外文献研究(幾何学Ⅰ)	1	
	○		海外文献研究(幾何学Ⅱ)	1	
	○		海外文献研究(解析学Ⅰ)	1	
	○		海外文献研究(解析学Ⅱ)	1	
	○		海外文献研究(大域数理学Ⅰ)	1	
	○		海外文献研究(大域数理学Ⅱ)	1	
	○		海外文献研究(実験数学Ⅰ)	1	
	○		海外文献研究(実験数学Ⅱ)	1	
	○		海外文献研究(応用数理学Ⅰ)	1	
	○		海外文献研究(応用数理学Ⅱ)	1	

専門教育科目	高度国際性 領域教育科目	高度教育教育科目	授業科目	単位	備考
	○		海外文献研究(現代数理学)	1	
○			代数学セミナーⅠ	9	
○			代数学セミナーⅡ	9	
○			幾何学セミナーⅠ	9	
○			幾何学セミナーⅡ	9	
○			解析学セミナーⅠ	9	
○			解析学セミナーⅡ	9	
○			大域数理学セミナーⅠ	9	
○			大域数理学セミナーⅡ	9	
○			実験数学セミナーⅠ	9	
○			実験数学セミナーⅡ	9	
○			応用数理学セミナーⅠ	9	
○			応用数理学セミナーⅡ	9	
○			現代数理学セミナー	9	

(後期課程)

専門教育科目 高度国際性 高度教育科目 高度教育科目	授業科目	単位	備考
○	特別講義 I A	1	
○	特別講義 I B	1	
○	特別講義 II A	1	
○	特別講義 II B	1	
○	特別講義 III A	1	
○	特別講義 III B	1	
○	特別講義 IV A	1	
○	特別講義 IV B	1	
○	特別講義 V A	1	
○	特別講義 V B	1	
○	特別講義 VI A	1	
○	特別講義 VI B	1	
○	特別講義 VII A	1	
○	特別講義 VII B	1	
○	特別講義 VIII A	1	
○	特別講義 VIII B	1	
○	特別講義 IX A	1	
○	特別講義 IX B	1	
○	特別講義 X A	1	
○	特別講義 X B	1	
	○ 科学技術論A1	1	
	○ 科学技術論A2	1	
	○ 科学技術論B1	1	
	○ 科学技術論B2	1	
	○ 研究者倫理特論	0.5	
	○ 科学論文作成概論	0.5	
	○ 研究実践特論	0.5	
	○ 企業研究者特別講義	0.5	
	○ Radiation science in the environment	1	講義・実習
○	学位論文作成演習	0.5	
○	高度理学特別講義	0.5	
	○ 企業インターンシップ	1	
○	実践科学英語 A	1	
○	実践科学英語 B	1	
○	科学英語基礎	1	

専門教育科目 高度国際性 高度教育科目 高度教育科目	授業科目	単位	備考
○	先端機器制御学	2	
○	分光計測学	2	
○	先端的研究法:質量分析	2	講義・実習
○	先端的研究法:X線結晶解析	2	講義・実習
○	先端的研究法:NMR	2	講義・実習
○	先端的研究法:低温電子顕微鏡	2	講義・実習
	○ ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学	1	実習
	○ ナノプロセス・物性・デバイス学	1	実習
	○ 超分子ナノバイオプロセス学	1	実習
	○ ナノ構造・機能計測解析学	1	実習
	○ ナノフォトニクス学	1	実習
	○ 産学リエゾン PAL 教育研究訓練	5	
	○ 高度学際萌芽研究訓練	5	
○	代数学特別セミナー1	9	
○	代数学特別セミナー2	9	
○	代数学特別セミナー3	9	
○	幾何学特別セミナー1	9	
○	幾何学特別セミナー2	9	
○	幾何学特別セミナー3	9	
○	解析学特別セミナー1	9	
○	解析学特別セミナー2	9	
○	解析学特別セミナー3	9	
○	応用数理学特別セミナー1	9	
○	応用数理学特別セミナー2	9	
○	応用数理学特別セミナー3	9	
○	大域数理学特別セミナー1	9	
○	大域数理学特別セミナー2	9	
○	大域数理学特別セミナー3	9	
○	実験数学特別セミナー1	9	
○	実験数学特別セミナー2	9	
○	実験数学特別セミナー3	9	
○	現代数理学特別セミナー1	9	
○	現代数理学特別セミナー2	9	
○	現代数理学特別セミナー3	9	

別表1(理学研究科専攻別授業科目表)

物理学専攻

(前期課程)

専門教育科目 講義科目	高度国際性 高度教育科目	授業科目	単位	備考
○		場の理論序説	2	
○		原子核理論序説	2	
○		散乱理論	2	
○		一般相対性理論	2	
○		素粒子原子核物理学序論	2	
○		素粒子物理学序論	2	
○		原子核物理学序論	2	
○		素粒子原子核宇宙論序論	2	
○		固体物理学概論 1	2	
○		固体物理学概論 2	2	
○		固体物理学概論 3	2	
○		光物性物理学	2	
○		極限光物理学	2	
○		加速器科学	2	
○		複雑系物理学	2	
○		ニュートリノ物理学	2	
○		非線形物理学	2	
○		原子核反応論	2	
○		素粒子物理学 I	2	
○		素粒子物理学 II	2	
○		場の理論 I	2	
○		場の理論 II	2	
○		原子核理論	2	
○		物性理論 I	2	
○		物性理論 II	2	
○		固体電子論 I	2	
○		固体電子論 II	2	
○		量子多体系の物理	2	
○		計算物理学	2	
○		高エネルギー密度プラズマ科学	2	
○		素粒子物理学特論 I	2	
○		素粒子物理学特論 II	2	
○		原子核理論特論 I	2	
○		原子核理論特論 II	2	
○		物性理論特論 I	2	
○		物性理論特論 II	2	
○		高エネルギー物理学 I	2	
○		高エネルギー物理学 II	2	
○		原子核構造学	2	
○		加速器物理学	2	
○		放射線計測学 1	2	
○		放射線計測学 2	2	
○		高エネルギー物理学特論 I	2	
○		高エネルギー物理学特論 II	2	
○		素粒子・核分光特論	2	
○		原子核物理学特論 I	2	
○		原子核物理学特論 II	2	
○		ハドロン多体系物理学特論	2	
○		半導体物理学	2	
○		超伝導物理学	2	

専門教育科目 講義科目	高度国際性 高度教育科目	授業科目	単位	備考
○		シンクロトン分光学	2	
○		物質科学概論	2	
○		荷電粒子光学概論	2	
○		孤立系イオン物理学	2	
○		ナノスケール物理学	2	
○		強磁場物理学	2	
○		レーザー物理学	2	
○		界面物性物理学	2	
○		強相関係物理学	2	
○		Electrodynamics and Quantum Mechanics	1	
○		Quantum Field Theory I	2	
○		Quantum Field Theory II	2	
○		Theoretical Particle Physics	2	
○		Introduction to Theoretical Nuclear Physics	2	
○		Quantum Many-body Systems	2	
○		Condensed Matter Theory	2	
○		Solid State Theory	2	
○		High Energy Physics	2	
○		Nuclear Physics in the Universe	2	
○		Optical Properties of Matter	2	
○		Synchrotron Radiation Spectroscopy	2	
○		Computational Physics	2	
○		Cosmology	2	
○		High Energy Astrophysics	2	
○		○ 科学技術論A1	1	
○		○ 科学技術論A2	1	
○		○ 科学技術論B1	1	
○		○ 科学技術論B2	1	
○		○ 研究者倫理特論	0.5	
○		○ 科学論文作成概論	0.5	
○		○ 研究実践特論	0.5	
○		○ 企業研究者特別講義	0.5	
○		○ Radiation science in the environment	1	講義・実習
○		○ 実践科学英語 A	1	
○		○ 実践科学英語 B	1	
○		○ 科学英語基礎	1	
○		○ 先端機器制御学	2	
○		○ 分光計測学	2	
○		○ 先端的研究法:質量分析	2	講義・実習
○		○ 先端的研究法:X線結晶解析	2	講義・実習
○		○ 先端的研究法:NMR	2	講義・実習
○		○ 先端的研究法:低温電子顕微鏡	2	講義・実習
○		○ ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学	1	実習
○		○ ナノプロセス・物性・デバイス学	1	実習
○		○ 超分子ナノバイオプロセス学	1	実習
○		○ ナノ構造・機能計測解析学	1	実習
○		○ ナノフォトニクス学	1	実習
○		○ 素粒子論半期セミナー I	4.5	
○		○ 素粒子論半期セミナー II	4.5	
○		○ 場の理論半期セミナー I	4.5	
○		○ 場の理論半期セミナー II	4.5	

専門教育科目 高度国際性 高度教育科目	授業科目	単位	備考
○	原子核理論半期セミナー I	4.5	
○	原子核理論半期セミナー II	4.5	
○	多体問題半期セミナー II	4.5	
○	物性理論半期セミナー I	4.5	
○	物性理論半期セミナー II	4.5	
○	物性理論半期セミナー III	4.5	
○	物性理論半期セミナー IV	4.5	
○	数理物理学半期セミナー	4.5	
○	高エネルギープラズマ物性理論半期セミナー	4.5	
○	高エネルギー物理学半期セミナー I	4.5	
○	高エネルギー物理学半期セミナー II	4.5	
○	クォーク核物理学半期セミナー	4.5	
○	原子核実験学半期セミナー	4.5	
○	原子核反応半期セミナー	4.5	
○	基礎原子核物理学半期セミナー	4.5	
○	加速器科学半期セミナー	4.5	
○	高エネルギー密度物理半期セミナー	4.5	
○	レーザープラズマ加速ビーム半期セミナー	4.5	
○	ナノスケール物性半期セミナー	4.5	
○	質量分析物理半期セミナー	4.5	
○	超伝導半期セミナー	4.5	
○	界面物性半期セミナー	4.5	
○	半導体半期セミナー	4.5	
○	量子物性半期セミナー	4.5	
○	光物性半期セミナー	4.5	
○	強磁場物理半期セミナー	4.5	
○	Semestral Seminar I	4.5	
○	Semestral Seminar II	4.5	
○	Semestral Seminar III	4.5	
○	Semestral Seminar IV	4.5	

専門教育科目 高度国際性 高度教育科目	授業科目	単位	備考
○	海外文献研究(素粒子論 I)	1	
○	海外文献研究(素粒子論 II)	1	
○	海外文献研究(場の理論 I)	1	
○	海外文献研究(場の理論 II)	1	
○	海外文献研究(原子核理論 I)	1	
○	海外文献研究(原子核理論 II)	1	
○	海外文献研究(多体問題 II)	1	
○	海外文献研究(物性理論 I)	1	
○	海外文献研究(物性理論 II)	1	
○	海外文献研究(物性理論 III)	1	
○	海外文献研究(物性理論 IV)	1	
○	海外文献研究(数理物理学)	1	
○	海外文献研究(高エネルギープラズマ物性理論)	1	
○	海外文献研究(高エネルギー物理学 I)	1	
○	海外文献研究(高エネルギー物理学 II)	1	
○	海外文献研究(原子核実験学)	1	
○	海外文献研究(クォーク核物理学)	1	
○	海外文献研究(原子核反応)	1	
○	海外文献研究(基礎原子核物理学)	1	
○	海外文献研究(加速器科学)	1	
○	海外文献研究(高エネルギー密度物理)	1	
○	海外文献研究(レーザープラズマ加速ビーム)	1	
○	海外文献研究(ナノスケール物性)	1	
○	海外文献研究(質量分析物理)	1	
○	海外文献研究(超伝導)	1	
○	海外文献研究(界面物性)	1	
○	海外文献研究(半導体)	1	
○	海外文献研究(量子物性)	1	
○	海外文献研究(光物性)	1	
○	海外文献研究(強磁場物理)	1	

(後期課程)

専門教育科目 高度専門性 高度国際性 高度教育科目	授業科目	単位	備考
○	特別講義 A I	1	
○	特別講義 A II	1	
○	特別講義 A III	1	
○	特別講義 A IV	1	
○	特別講義 A V	1	
○	特別講義 B I	1	
○	特別講義 B II	1	
○	特別講義 B III	1	
○	特別講義 B IV	1	
○	特別講義 B V	1	
○	特別講義 C I	1	
○	特別講義 C II	1	
○	特別講義 C III	1	
○	特別講義 C IV	1	
○	特別講義 C V	1	
○	Topical Seminar I	1	
○	Topical Seminar II	1	
○	Topical Seminar III	1	
○	Topical Seminar IV	1	
○	科学技術論 A1	1	
○	科学技術論 A2	1	
○	科学技術論 B1	1	
○	科学技術論 B2	1	
○	研究者倫理特論	0.5	
○	科学論文作成概論	0.5	
○	研究実践特論	0.5	
○	企業研究者特別講義	0.5	
○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
○	学位論文作成演習	0.5	
○	高度理学特別講義	0.5	
○	企業インターンシップ	1	
○	実践科学英語 A	1	
○	実践科学英語 B	1	
○	科学英語基礎	1	
○	先端機器制御学	2	
○	分光計測学	2	
○	先端的研究法:質量分析	2	講義・実習
○	先端的研究法:X線結晶解析	2	講義・実習
○	先端的研究法:NMR	2	講義・実習

専門教育科目 高度専門性 高度教育科目	授業科目	単位	備考
○	先端的研究法:低温電子顕微鏡	2	講義・実習
○	ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学	1	実習
○	ナノプロセス・物性・デバイス学	1	実習
○	超分子ナノバイオプロセス学	1	実習
○	ナノ構造・機能計測解析学	1	実習
○	ナノフォトニクス学	1	実習
○	産学リエゾン PAL 教育研究訓練	5	
○	高度学際萌芽研究訓練	5	
○	場の理論特別セミナー	9	
○	場の数理特別セミナー	9	
○	素粒子論特別セミナー	9	
○	原子核理論特別セミナー	9	
○	多体問題特別セミナー	9	
○	物性理論特別セミナー I	9	
○	物性理論特別セミナー II	9	
○	物性理論特別セミナー III	9	
○	物性理論特別セミナー IV	9	
○	統計物理学特別セミナー	9	
○	数理物理学特別セミナー	9	
○	高エネルギープラズマ物性理論特別セミナー	9	
○	高エネルギー物理学特別セミナー I	9	
○	高エネルギー物理学特別セミナー II	9	
○	原子核実験学特別セミナー	9	
○	クォーク核物理学特別セミナー	9	
○	原子核反応特別セミナー	9	
○	基礎原子核物理学特別セミナー	9	
○	加速器科学特別セミナー	9	
○	高エネルギー密度物理特別セミナー	9	
○	レーザープラズマ加速ビーム特別セミナー	9	
○	ナノスケール物性特別セミナー	9	
○	強磁場物理特別セミナー	9	
○	界面物性特別セミナー	9	
○	半導体特別セミナー	9	
○	超伝導特別セミナー	9	
○	質量分析物理特別セミナー	9	
○	量子物性特別セミナー	9	
○	光物性特別セミナー	9	
○	Seminar for Advanced Researches	9	

別表1(理学研究科専攻別授業科目表)

化学専攻

(前期課程)

専門教育科目	高度国際性 領域教育科目	高度教育 高度教育科目	授業科目	単位	備考	専門教育科目	高度国際性 領域教育科目	高度教育 高度教育科目	授業科目	単位	備考
○			大学院無機化学	2		○			粒子ビーム化学(I)	1	
○			大学院物理化学	2		○			吸着化学(I)	1	
○			大学院有機化学 I	2		○			有機金属化学概論	2	
○			大学院有機化学 II	2		○			構造生命化学特論	1	
○	○		Current Topics I	1		○			○ 科学技術論A1	1	
○	○		Current Topics II	1		○			○ 科学技術論A2	1	
○	○		Current Topics III	1		○			○ 科学技術論B1	1	
○	○		Current Topics IV	1		○			○ 科学技術論B2	1	
○	○		Current Topics V	1		○			○ 研究者倫理特論	0.5	
○	○		Current Topics VI	1		○			○ 科学論文作成概論	0.5	
○	○		Current Topics VII	1		○			○ 研究実践特論	0.5	
○	○		Current Topics VIII	1		○			○ 企業研究者特別講義	0.5	
○	○		Current Topics IX	1		○			○ Radiation science in the environment	1	講義・実習
○	○		Current Topics X	1		○			○ 実践科学英語A	1	
○	○		Bio/Chemoinformatics	1		○			○ 実践科学英語B	1	
○	○		Biomolecular Chemistry	1		○			○ 科学英語基礎	1	
○	○		Analytical Chemistry for Interface	1		○			○ 先端機器制御学	2	
○	○		Complex Molecular Chemistry	1		○			○ 分光計測学	2	
○	○		Genome Chemistry	1		○			○ 先端的研究法:質量分析	2	講義・実習
○	○		Natural Product Chemistry	1		○			○ 先端的研究法:X線結晶解析	2	講義・実習
○	○		Organic Biochemistry	1		○			○ 先端的研究法:NMR	2	講義・実習
○	○		Protein Chemistry	1		○			○ 先端的研究法:低温電子顕微鏡	2	講義・実習
○	○		Quantum Chemistry	1		○			○ ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学	1	実習
○	○		Structural Organic Chemistry	1		○			○ ナノプロセス・物性・デバイス学	1	実習
○	○		Thermal and Entropic Science	1		○			○ 超分子ナノバイオプロセス学	1	実習
○			生物無機化学(I)	1		○			○ ナノ構造・機能計測解析学	1	実習
○			物性錯体化学 1(I)	1		○			○ ナノフォトニクス学	1	実習
○			物性錯体化学 2(I)	1		○			○ 化学アドバンスト実験	1	実習
○			固体電子物性	2		○			○ 分析化学特論	1	
○			無機分光化学概論	2		○			○ 錯体化学特論	1	
○			反応物理化学	2		○			○ 生物無機化学特論	1	
○			構造錯体化学(I)	1		○			○ 構造錯体化学特論	1	
○			核化学 1(I)	1		○			○ 電気化学特論	1	
○			核化学 2(I)	1		○			○ 触媒化学特論	1	
○			量子化学(I)	1		○			○ 放射化学特論	1	
○			核磁気共鳴分光学(I)	1		○			○ 化学反応特論	1	
○			化学反応論(I)	1		○			○ 生物物理化学特論	1	
○			生物物理化学(I)	1		○			○ 量子化学特論	1	
○			凝縮系物理化学(I)	1		○			○ 物性物理化学特論	1	
○			熱・エントロピー科学(I)	1		○			○ 分子構造特論	1	
○			構造物性化学(I)	1		○			○ 分光学特論	1	
○			天然物有機化学(I)	1		○			○ 分子熱力学特論	1	
○			有機生物化学(I)	1		○			○ 表面化学特論	1	
○			ゲノム化学(I)	1		○			○ 化学情報特論	1	
○			蛋白質分子化学(I)	1		○			○ 分子動力学概論	1	
○			生体分子化学(I)	1		○			○ 天然物有機化学特論	1	
○			生体分子化学(II)	1		○			○ 超分子化学特論	1	
○			有機分光化学(I)	1		○			○ 複素環有機化学特論	1	
○			構造有機化学(I)	1		○			○ 構造有機化学特論	1	
○			複合分子化学(I)	1		○			○ 反応有機化学特論	1	

専門教育科目	高度国際性 高度教育科目	高度教育教育科目	授業科目	単位	備考
○			物性有機化学特論	1	
○			有機合成化学特論	1	
○			複合分子化学特論	1	
○			有機生物化学特論	1	
○			機能生物化学特論	1	
○			天然物化学特論	1	
○			有機立体化学特論	1	
○			有機金属化学特論	1	
○			生体分子化学特論	1	
○			機能性分子化学特論	1	
○			蛋白質分子化学特論	1	
○			蛋白質機能学特論	1	
○			分子材料化学特論	1	
○			生体システム化学特論	1	
○			プロテオミクス分析化学特論	1	
○			合成有機化学特論	1	
○			熱・エントロピー科学特論	1	
○			蛋白質有機化学特論	1	
○			無機化学特論	1	
○			精密制御化学特論	1	
○			サイエンスコア 1	1	
○			サイエンスコア 2	1	
○			インタラクティブセミナー I	1	
○			インタラクティブセミナー II	1	
○			生物無機化学半期セミナー I	4.5	
○			生物無機化学半期セミナー II	4.5	
○			分析化学半期セミナー I	4.5	
○			分析化学半期セミナー II	4.5	
○			物性錯体化学半期セミナーA I	4.5	
○			物性錯体化学半期セミナーA II	4.5	
○			物性錯体化学半期セミナーB I	4.5	
○			物性錯体化学半期セミナーB II	4.5	
○			構造錯体化学半期セミナー I	4.5	
○			構造錯体化学半期セミナー II	4.5	
○			核化学半期セミナーA I	4.5	
○			核化学半期セミナーA II	4.5	
○			核化学半期セミナーB I	4.5	
○			核化学半期セミナーB II	4.5	
○			量子化学半期セミナー I	4.5	
○			量子化学半期セミナー II	4.5	
○			核磁気共鳴分光半期セミナー I	4.5	

専門教育科目	高度国際性 高度教育科目	高度教育教育科目	授業科目	単位	備考
○			核磁気共鳴分光半期セミナー II	4.5	
○			反応化学半期セミナー I	4.5	
○			反応化学半期セミナー II	4.5	
○			粒子ビーム化学半期セミナー I	4.5	
○			粒子ビーム化学半期セミナー II	4.5	
○			吸着化学半期セミナー I	4.5	
○			吸着化学半期セミナー II	4.5	
○			生物物理化学半期セミナー I	4.5	
○			生物物理化学半期セミナー II	4.5	
○			凝縮系物理化学半期セミナー I	4.5	
○			凝縮系物理化学半期セミナー II	4.5	
○			表面化学半期セミナー I	4.5	
○			表面化学半期セミナー II	4.5	
○			熱・エントロピー科学半期セミナー I	4.5	
○			熱・エントロピー科学半期セミナー II	4.5	
○			構造物性化学半期セミナー I	4.5	
○			構造物性化学半期セミナー II	4.5	
○			生体分子機能構造計測学半期セミナー I	4.5	
○			生体分子機能構造計測学半期セミナー II	4.5	
○			計算生物学半期セミナー I	4.5	
○			計算生物学半期セミナー II	4.5	
○			天然物有機化学半期セミナー I	4.5	
○			天然物有機化学半期セミナー II	4.5	
○			構造有機化学半期セミナー I	4.5	
○			構造有機化学半期セミナー II	4.5	
○			物性有機化学半期セミナー I	4.5	
○			物性有機化学半期セミナー II	4.5	
○			有機生物化学半期セミナー I	4.5	
○			有機生物化学半期セミナー II	4.5	
○			生体分子化学半期セミナー I	4.5	
○			生体分子化学半期セミナー II	4.5	
○			ゲノム化学半期セミナー I	4.5	
○			ゲノム化学半期セミナー II	4.5	
○			蛋白質分子化学半期セミナー I	4.5	
○			蛋白質分子化学半期セミナー II	4.5	
○			プロテオミクス分析化学半期セミナー I	4.5	
○			プロテオミクス分析化学半期セミナー II	4.5	
○			構造生命化学半期セミナー I	4.5	
○			構造生命化学半期セミナー II	4.5	
○			複合分子化学半期セミナー I	4.5	
○			複合分子化学半期セミナー II	4.5	

(後期課程)

専門教育科目	高度国際性 高度教育科目	高度教育科目	授業科目	単位	備考
○	○		Current Topics I	1	
○	○		Current Topics II	1	
○	○		Current Topics III	1	
○	○		Current Topics IV	1	
○	○		Current Topics V	1	
○	○		Current Topics VI	1	
○	○		Current Topics VII	1	
○	○		Current Topics VIII	1	
○	○		Current Topics IX	1	
○	○		Current Topics X	1	
○			特別講義 A I	1	
○			特別講義 A II	1	
○			特別講義 A III	1	
○			特別講義 A IV	1	
○			特別講義 A V	1	
○			特別講義 A VI	1	
○			特別講義 B I	1	
○			特別講義 B II	1	
○			特別講義 B III	1	
○			特別講義 B IV	1	
○			特別講義 B V	1	
○			特別講義 B VI	1	
	○		科学技術論A1	1	
	○		科学技術論A2	1	
	○		科学技術論B1	1	
	○		科学技術論B2	1	
			研究者倫理特論	0.5	
			科学論文作成概論	0.5	
			研究実践特論	0.5	
			企業研究者特別講義	0.5	
			Radiation science in the environment	1	講義・実習
			学位論文作成演習	0.5	
			高度理学特別講義	0.5	
	○		企業インターンシップ	1	
	○		実践科学英語 A	1	
	○		実践科学英語B	1	
	○		科学英語基礎	1	
			先端機器制御学	2	
			分光計測学	2	
			先端の研究法:質量分析	2	講義・実習
			先端の研究法:X線結晶解析	2	講義・実習
			先端の研究法:NMR	2	講義・実習
			先端の研究法:低温電子顕微鏡	2	講義・実習
	○		ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学	1	実習
	○		ナノプロセス・物性・デバイス学	1	実習
	○		超分子ナノバイオプロセス学	1	実習
	○		ナノ構造・機能計測解析学	1	実習
	○		ナノフォトニクス学	1	実習
	○		産学リエゾン PAL 教育研究訓練	5	
	○		高度学際萌芽研究訓練	5	
	○		インタラクティブ特別セミナー1	1	
	○		インタラクティブ特別セミナー2	1	
	○		生物無機化学特別セミナー I	9	

専門教育科目	高度国際性 高度教育科目	高度教育科目	授業科目	単位	備考
○			生物無機化学特別セミナー II	9	
○			生物無機化学特別セミナー III	9	
○			分析化学特別セミナー I	9	
○			分析化学特別セミナー II	9	
○			分析化学特別セミナー III	9	
○			物性錯体化学特別セミナーA I	9	
○			物性錯体化学特別セミナーA II	9	
○			物性錯体化学特別セミナーA III	9	
○			物性錯体化学特別セミナーB I	9	
○			物性錯体化学特別セミナーB II	9	
○			物性錯体化学特別セミナーB III	9	
○			構造錯体化学特別セミナー I	9	
○			構造錯体化学特別セミナー II	9	
○			構造錯体化学特別セミナー III	9	
○			核化学特別セミナーA I	9	
○			核化学特別セミナーA II	9	
○			核化学特別セミナーA III	9	
○			核化学特別セミナーB I	9	
○			核化学特別セミナーB II	9	
○			核化学特別セミナーB III	9	
○			量子化学特別セミナー I	9	
○			量子化学特別セミナー II	9	
○			量子化学特別セミナー III	9	
○			反応化学特別セミナー I	9	
○			反応化学特別セミナー II	9	
○			反応化学特別セミナー III	9	
○			粒子ビーム化学特別セミナー I	9	
○			粒子ビーム化学特別セミナー II	9	
○			粒子ビーム化学特別セミナー III	9	
○			吸着化学特別セミナー I	9	
○			吸着化学特別セミナー II	9	
○			吸着化学特別セミナー III	9	
○			生物物理化学特別セミナー I	9	
○			生物物理化学特別セミナー II	9	
○			生物物理化学特別セミナー III	9	
○			凝縮系物理化学特別セミナー I	9	
○			凝縮系物理化学特別セミナー II	9	
○			凝縮系物理化学特別セミナー III	9	
○			表面化学特別セミナー I	9	
○			表面化学特別セミナー II	9	
○			表面化学特別セミナー III	9	
○			熱・エントロピー科学特別セミナー I	9	
○			熱・エントロピー科学特別セミナー II	9	
○			熱・エントロピー科学特別セミナー III	9	
○			構造物性化学特別セミナー I	9	
○			構造物性化学特別セミナー II	9	
○			構造物性化学特別セミナー III	9	
○			生体分子機能構造計測学特別セミナー I	9	
○			生体分子機能構造計測学特別セミナー II	9	
○			生体分子機能構造計測学特別セミナー III	9	
○			計算生物学特別セミナー I	9	
○			計算生物学特別セミナー II	9	
○			計算生物学特別セミナー III	9	

専門教育科目 高度教育科目 高度国際性	高度教育科目 高度国際性	授業科目	単位	備考
○		天然物有機化学特別セミナーⅠ	9	
○		天然物有機化学特別セミナーⅡ	9	
○		天然物有機化学特別セミナーⅢ	9	
○		構造有機化学特別セミナーⅠ	9	
○		構造有機化学特別セミナーⅡ	9	
○		構造有機化学特別セミナーⅢ	9	
○		物性有機化学特別セミナーⅠ	9	
○		物性有機化学特別セミナーⅡ	9	
○		物性有機化学特別セミナーⅢ	9	
○		有機生物化学特別セミナーⅠ	9	
○		有機生物化学特別セミナーⅡ	9	
○		有機生物化学特別セミナーⅢ	9	
○		生体分子化学特別セミナーⅠ	9	
○		生体分子化学特別セミナーⅡ	9	
○		生体分子化学特別セミナーⅢ	9	

専門教育科目 高度教育科目 高度国際性	高度教育科目 高度国際性	授業科目	単位	備考
○		ゲノム化学特別セミナーⅠ	9	
○		ゲノム化学特別セミナーⅡ	9	
○		ゲノム化学特別セミナーⅢ	9	
○		蛋白質分子化学特別セミナーⅠ	9	
○		蛋白質分子化学特別セミナーⅡ	9	
○		蛋白質分子化学特別セミナーⅢ	9	
○		プロテオミクス分析化学特別セミナーⅠ	9	
○		プロテオミクス分析化学特別セミナーⅡ	9	
○		プロテオミクス分析化学特別セミナーⅢ	9	
○		構造生命化学特別セミナーⅠ	9	
○		構造生命化学特別セミナーⅡ	9	
○		構造生命化学特別セミナーⅢ	9	
○		複合分子化学特別セミナーⅠ	9	
○		複合分子化学特別セミナーⅡ	9	
○		複合分子化学特別セミナーⅢ	9	

別表1(理学研究科専攻別授業科目表)

生物科学専攻

(前期課程)

専門教育科目	高度教育科目	高度教育科目	授業科目	単位	備考
○			生物科学特論 A1	0.5	
○			生物科学特論 A2	0.5	
○			生物科学特論 A3	0.5	
○			生物科学特論 A4	0.5	
○			生物科学特論 B1	0.5	
○			生物科学特論 B2	0.5	
○			生物科学特論 B3	0.5	
○			生物科学特論 B4	0.5	
○			生物科学特論 B5	0.5	
○			生物科学特論 B6	0.5	
○			生物科学特論 B7	0.5	
○			生物科学特論 B8	0.5	
○			生物科学特論 B9	0.5	
○			生物科学特論 B10	0.5	
○			生物科学特論 B11	0.5	
○			生物科学特論 C1	0.5	
○			生物科学特論 C2	0.5	
○			生物科学特論 C3	0.5	
○			生物科学特論 C4	0.5	
○			生物科学特論 C5	0.5	
○			生物科学特論 C6	0.5	
○			生物科学特論 C7	0.5	
○			生物科学特論 C8	0.5	
○			生物科学特論 D1	0.5	
○			生物科学特論 D2	0.5	
○			生物科学特論 D3	0.5	
○			生物科学特論 D4	0.5	
○			生物科学特論 D5	0.5	
○			生物科学特論 D6	0.5	
○			生物科学特論 D7	0.5	
○			生物科学特論 D8	0.5	
○			生物科学特論 D9	0.5	
○			生物科学特論 D10	0.5	
○			生物科学特論 D11	0.5	
○			生物科学特論 D12	0.5	
○			生物科学特論 D13	0.5	
○			生物科学特論 E1	0.5	
○			生物科学特論 E2	0.5	
○			生物科学特論 E3	0.5	
○			生物科学特論 E4	0.5	
○			生物科学特論 E5	0.5	
○			生物科学特論 E6	0.5	
○			生物科学特論 E7	0.5	
○			生物科学特論 E8	0.5	
○			生物科学特論 E9	0.5	
○			生物科学特論 E10	0.5	
○			生物科学特論 F1	0.5	
○			生物科学特論 F2	0.5	
○			生物科学特論 F3	0.5	
○			生物科学特論 F4	0.5	

専門教育科目	高度教育科目	高度教育科目	授業科目	単位	備考
○			生物科学特論 F5	0.5	
○			生物科学特論 F6	0.5	
○			生物科学特論 F7	0.5	
○			生物科学特論 F8	0.5	
○			生物科学特論 F9	0.5	
○			生物科学特論 F10	0.5	
○			生物科学特論 F11	0.5	
○			生物科学特論 F12	0.5	
○			生物科学特論 G1	0.5	
○			生物科学特論 G2	0.5	
○			生物科学特論 G3	0.5	
○			生物科学特論 G4	0.5	
○			生物科学特論 G5	0.5	
○			生物科学特論 G6	0.5	
○			生物科学特論 G7	0.5	
○			生物科学特論 G8	0.5	
○			生物科学特論 G9	0.5	
○			生物科学特論 H1	0.5	
○			生物科学特論 H2	0.5	
○			生物科学特論 H3	0.5	
○			生物科学特論 H4	0.5	
○			生物科学特論 J1	0.5	
○			生物科学特論 J2	0.5	
○			生物科学特論 J3	0.5	
○	○		Current Topics XVI	1	
○	○		Current Topics XVII	1	
○	○		Current Topics XVIII	1	
○	○		Current Topics XIX	1	
○	○		Current Topics XX	1	
○		○	科学技術論A1	1	
○		○	科学技術論A2	1	
○		○	科学技術論B1	1	
○		○	科学技術論B2	1	
○		○	研究者倫理特論	0.5	
○		○	科学論文作成概論	0.5	
○		○	研究実践特論	0.5	
○		○	企業研究者特別講義	0.5	
○		○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
○	○		実践科学英語 A	1	
○	○		実践科学英語B	1	
○	○		科学英語基礎	1	
○	○		先端機器制御学	2	
○	○		分光計測学	2	
○	○		先端的研究法:質量分析	2	講義・実習
○	○		先端的研究法:X線結晶解析	2	講義・実習
○	○		先端的研究法:NMR	2	講義・実習
○	○		先端的研究法:低温電子顕微鏡	2	講義・実習
○		○	ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学	1	実習
○		○	ナノプロセス・物性・デバイス学	1	実習
○		○	超分子ナノバイオプロセス学	1	実習

専門教育科目	高度教育科目 高度国際性	高度教育科目 高度国際性	授業科目	単位	備考
		○	ナノ構造・機能計測解析学	1	実習
		○	ナノフォトニクス学	1	実習
○			サイエンスコアⅠ	1	
○			サイエンスコアⅡ	1	
○			サイエンスコアⅢ	1	
○			サイエンスコアⅣ	1	
○			分子細胞運動学半期セミナー	4.5	
○			光合成反応学半期セミナー	4.5	
○			分子遺伝学半期セミナー	4.5	
○			植物生長生理学半期セミナー	4.5	
○			核機能学半期セミナー	4.5	
○			1 分子生物学半期セミナー	4.5	
○			細胞生物学半期セミナー	4.5	
○			系統進化学半期セミナー	4.5	
○			発生生物学半期セミナー	4.5	
○			神経可塑性生理学半期セミナー	4.5	
○			蛋白質有機化学半期セミナー	4.5	
○			機能・発現プロテオミクス学半期セミナー	4.5	
○			超分子構造解析学半期セミナー	4.5	
○			分子創製学半期セミナー	4.5	
○			生体分子反応科学半期セミナー	4.5	
○			オルガネラバイオロジー半期セミナー	4.5	
○			エビジュネティクス学半期セミナー	4.5	
○			蛋白質細胞生物学半期セミナー	4.5	
○			分子発生学半期セミナー	4.5	
○			代謝調節機構学半期セミナー	4.5	
○			極限生物学半期セミナー	4.5	
○			構造分子生物学半期セミナー	4.5	
○			蛋白質結晶学半期セミナー	4.5	
○			細胞機能構造学半期セミナー	4.5	
○			生命誌学半期セミナー	4.5	
○			生物分子情報学半期セミナー	4.5	
○			生体超分子科学半期セミナー	4.5	
○			生体分子機械学半期セミナー	4.5	
○			比較神経生物学半期セミナー	4.5	
○			蛋白質ナノ科学半期セミナー	4.5	
○			細胞システム学半期セミナー	4.5	

専門教育科目	高度教育科目 高度国際性	高度教育科目 高度国際性	授業科目	単位	備考
○			染色体構造機能学半期セミナー	4.5	
○			高次脳機能学半期セミナー	4.5	
○			細胞生命科学半期セミナー	4.5	
○			生物無機化学半期セミナー	4.5	
○			生体統御学半期セミナー	4.5	
○			RNA 生物学半期セミナー	4.5	
○			計算生物学半期セミナー	4.5	
○			電子線構造生物学半期セミナー	4.5	
○			生物分子機械設計学半期セミナー	4.5	
○			生体非平衡物理学半期セミナー	4.5	
○			生物科学インタラクティブセミナーⅠ	1	
○			生物科学インタラクティブセミナーⅡ	1	
○		○	Biological ScienceⅠ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅡ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅢ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅣ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅤ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅥ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅦ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅧ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅨ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅩ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅩⅠ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅩⅡ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅩⅢ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅩⅣ	0.5	
○		○	Biological ScienceⅩⅤ	0.5	

(後期課程)

専門教育科目	高度国際性 選修教育科目	高度国際性 高度教育科目	授業科目	単位	備考
○	○		Current Topics XVI	1	
○	○		Current Topics XVII	1	
○	○		Current Topics XVIII	1	
○	○		Current Topics XIX	1	
○	○		Current Topics XX	1	
		○	科学技術論A1	1	
		○	科学技術論A2	1	
		○	科学技術論B1	1	
		○	科学技術論B2	1	
		○	研究者倫理特論	0.5	
		○	科学論文作成概論	0.5	
		○	研究実践特論	0.5	
		○	企業研究者特別講義	0.5	
		○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
○			学位論文作成演習	0.5	
○			高度理学特別講義	0.5	
		○	企業インターンシップ	1	
		○	実践科学英語 A	1	
		○	実践科学英語B	1	
		○	科学英語基礎	1	
○			先端機器制御学	2	
○			分光計測学	2	
○			先端の研究法:質量分析	2	講義・実習
○			先端の研究法:X線結晶解析	2	講義・実習
○			先端の研究法:NMR	2	講義・実習
○			先端の研究法:低温電子顕微鏡	2	講義・実習
		○	ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学	1	実習
		○	ナノプロセス・物性・デバイス学	1	実習
		○	超分子ナノバイオプロセス学	1	実習
		○	ナノ構造・機能計測解析学	1	実習
		○	ナノフォトニクス学	1	実習
		○	産学リエゾン PAL 教育研究訓練	5	
		○	高度学際萌芽研究訓練	5	
○			生物科学特別講義 I	1	
○			生物科学特別講義 II	1	
○			生物科学特別講義 III	1	
○			生物科学特別講義 IV	1	
○			生物科学特別講義 V	1	
○			生物科学特別講義 VI	1	
○	○		生物科学特別講義 VII	1	
○			生物科学特別講義 VIII	1	
○			サイエンスコア V	1	
○			サイエンスコア VI	1	
○			サイエンスコア VII	1	
○			分子細胞運動学特別セミナー	9	
○			光合成反応学特別セミナー	9	
○			分子遺伝学特別セミナー	9	
○			植物生長生理学特別セミナー	9	

専門教育科目	高度国際性 選修教育科目	高度国際性 高度教育科目	授業科目	単位	備考
○			核機能学特別セミナー	9	
○			1 分子生物学特別セミナー	9	
○			細胞生物学特別セミナー	9	
○			系統進化学特別セミナー	9	
○			発生生物学特別セミナー	9	
○			神経可塑性生理学特別セミナー	9	
○			蛋白質有機化学特別セミナー	9	
○			機能・発現プロテオミクス学特別セミナー	9	
○			超分子構造解析学特別セミナー	9	
○			分子創製学特別セミナー	9	
○			生体分子反応科学特別セミナー	9	
○			オルガネラバイオロジー特別セミナー	9	
○			エピジェネティクス学特別セミナー	9	
○			蛋白質細胞生物学特別セミナー	9	
○			分子発生学特別セミナー	9	
○			代謝調節機構学特別セミナー	9	
○			極限生物学特別セミナー	9	
○			構造分子生物学特別セミナー	9	
○			細胞機能構造学特別セミナー	9	
○			生命誌学特別セミナー	9	
○			生物分子情報学特別セミナー	9	
○			蛋白質結晶学特別セミナー	9	
○			生体超分子科学特別セミナー	9	
○			生体分子機械学特別セミナー	9	
○			比較神経生物学特別セミナー	9	
○			蛋白質ナノ科学特別セミナー	9	
○			細胞システム学特別セミナー	9	
○			染色体構造機能学特別セミナー	9	
○			高次脳機能学特別セミナー	9	
○			細胞生命科学特別セミナー	9	
○			生物無機化学特別セミナー	9	
○			生体統御学特別セミナー	9	
○			RNA 生物学特別セミナー	9	
○			計算生物学特別セミナー	9	
○			電子線構造生物学特別セミナー	9	
○			生物分子機械設計学特別セミナー	9	
○			生体非平衡物理学特別セミナー	9	
○			生物科学インタラクティブ特別セミナー	1	

別表1(理学研究科専攻別授業科目表)

高分子科学専攻

(前期課程)

専門教育科目	高度国際性 選修教育科目	高度教育科目	授業科目	単位	備考	専門教育科目	高度国際性 選修教育科目	高度教育科目	授業科目	単位	備考
○			高分子物理化学 A	1		○			研究実践特論	0.5	
○			高分子物理化学 B	1		○			企業研究者特別講義	0.5	
○			高分子有機化学	2		○			Radiation science in the environment	1	講義・実習
○			高分子凝集科学	2		○			実践科学英語 A	1	
○			情報高分子科学	2		○			実践科学英語B	1	
	○		Current Topics X I	1		○			科学英語基礎	1	
	○		Current Topics X II	1		○			先端機器制御学	2	
	○		Current Topics X III	1		○			分光計測学	2	
	○		Current Topics X IV	1		○			先端的研究法:質量分析	2	講義・実習
	○		Current Topics X V	1		○			先端的研究法:X線結晶解析	2	講義・実習
○			高分子科学インタラクティブ演習	1		○			先端的研究法:NMR	2	講義・実習
○			高分子合成化学特論	2		○			先端的研究法:低温電子顕微鏡	2	講義・実習
○			高分子反応化学特論 1	1					ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学	1	実習
○			高分子反応化学特論 2	1					ナノプロセス・物性・デバイス学	1	実習
○			生体機能高分子特論	2					超分子ナノバイオプロセス学	1	実習
○			高分子キャラクタリゼーション特論	1					ナノ構造・機能計測解析学	1	実習
○			高分子物性特論 1	1					ナノフォトニクス学	1	実習
○			高分子物性特論 2	1		○			高分子合成化学半期セミナー	4.5	
○			高分子溶液学特論 1	1		○			高分子錯体化学半期セミナー	4.5	
○			高分子溶液学特論 2	1		○			高分子反応化学半期セミナー	4.5	
○			高分子構造特論	2		○			無機高分子化学半期セミナー	4.5	
○			高分子材料設計学特論	1		○			生体超分子科学半期セミナー	4.5	
○			蛋白質構造基礎論 1	1		○			高分子固体科学半期セミナー	4.5	
○			蛋白質構造基礎論 2	1		○			高分子溶液論半期セミナー	4.5	
○			蛋白質構造基礎論 3	1		○			高分子精密科学半期セミナー	4.5	
○			高分子精密科学特論	2		○			高分子構造論半期セミナー	4.5	
○			情報高分子物性特論	2		○			高分子物性論半期セミナー	4.5	
○			情報高分子機能特論	2		○			高分子材料科学半期セミナー	4.5	
○			情報高分子構造特論	2		○			高分子凝集論半期セミナー	4.5	
	○		科学技術論A1	1		○			超分子科学半期セミナー	4.5	
	○		科学技術論A2	1		○			情報高分子機能論半期セミナー	4.5	
	○		科学技術論B1	1		○			生体高分子 X 線解析学半期セミナー	4.5	
	○		科学技術論B2	1		○			生体高分子電子線構造解析学半期セミナー	4.5	
	○		研究者倫理特論	0.5		○			重合設計化学半期セミナー	4.5	
	○		科学論文作成概論	0.5		○			インタラクティブセミナー	1	

(後期課程)

専門教育科目	高度国際性 高度教育科目	高度教育科目	授業科目	単位	備考
○			Current Topics X I	1	
○			Current Topics X II	1	
○			Current Topics X III	1	
○			Current Topics X IV	1	
○			Current Topics X V	1	
○			特別講義(1)	1	
○			特別講義(2)	1	
○			特別講義(3)	1	
○			特別講義(4)	1	
○			特別講義(5)	1	
○			特別講義(6)	1	
○			高分子科学インタラクティブ特別演習	1	
		○	科学技術論A1	1	
		○	科学技術論A2	1	
		○	科学技術論B1	1	
		○	科学技術論B2	1	
		○	研究者倫理特論	0.5	
		○	科学論文作成概論	0.5	
		○	研究実践特論	0.5	
		○	企業研究者特別講義	0.5	
		○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
○			学位論文作成演習	0.5	
○			高度理学特別講義	0.5	
		○	企業インターンシップ	1	
		○	実践科学英語 A	1	
		○	実践科学英語B	1	
		○	科学英語基礎	1	

専門教育科目	高度国際性 高度教育科目	高度教育科目	授業科目	単位	備考
○			先端機器制御学	2	
○			分光計測学	2	
○			先端的研究法:質量分析	2	講義・実習
○			先端的研究法:X線結晶解析	2	講義・実習
○			先端的研究法:NMR	2	講義・実習
○			先端的研究法:低温電子顕微鏡	2	講義・実習
		○	ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学	1	実習
		○	ナノプロセス・物性・デバイス学	1	実習
		○	超分子ナノバイオプロセス学	1	実習
		○	ナノ構造・機能計測解析学	1	実習
		○	ナノフォトニクス学	1	実習
		○	産学リエゾン PAL 教育研究訓練	5	
		○	高度学際萌芽研究訓練	5	
○			高分子反応化学特別セミナー	9	
○			高分子合成化学特別セミナー	9	
○			高分子錯体化学特別セミナー	9	
○			高分子凝集論特別セミナー	9	
○			高分子構造論特別セミナー	9	
○			高分子溶液論特別セミナー	9	
○			高分子物性論特別セミナー	9	
○			高分子精密科学特別セミナー	9	
○			生体超分子科学特別セミナー	9	
○			情報高分子機能論特別セミナー	9	
○			情報高分子構造論特別セミナー	9	
○			超分子科学特別セミナー	9	
○			生体高分子電子線構造解析学特別セミナー	9	
○			インタラクティブ特別セミナー	1	

別表1(理学研究科専攻別授業科目表)

宇宙地球科学専攻

(前期課程)

専門教育科目	高度国際性 選修科目	高度教育科目	授業科目	単位	備考	専門教育科目	高度国際性 選修科目	高度教育科目	授業科目	単位	備考
○			一般相対性理論	2		○			ソフトマター地球惑星科学セミナー	4.5	
○			高エネルギー天文学	2		○			レーザー宇宙物理学セミナー	4.5	
○			宇宙論	2					○ 科学技術論A1	1	
○			X線天文学	1					○ 科学技術論A2	1	
○			光赤外線天文学	1					○ 科学技術論B1	1	
○			天体輻射論	2					○ 科学技術論B2	1	
○			天体物理の基礎	1					○ 研究者倫理特論	0.5	
○			同位体宇宙地球科学	1					○ 科学論文作成概論	0.5	
○			惑星物質科学	2					○ 研究実践特論	0.5	
○	○		宇宙生命論	2					○ 企業研究者特別講義	0.5	
○			宇宙進化学セミナー	4.5					○ Radiation science in the environment	1	講義・実習
○			X線天文学セミナー	4.5		○			○ 実践科学英語A	1	
○			赤外線天文学セミナー	4.5		○			○ 実践科学英語B	1	
○			惑星科学セミナー	4.5		○			○ 科学英語基礎	1	
○			地球惑星物質科学セミナー	4.5		○			○ 先端機器制御学	2	
○			非平衡物理学	1		○			○ 分光計測学	2	
○			非平衡現象論	1		○			○ 先端的研究法:質量分析	2	講義・実習
○			極限物性学	2		○			○ 先端的研究法:X線結晶解析	2	講義・実習
○			高圧物性科学	1		○			○ 先端的研究法:NMR	2	講義・実習
○			惑星内部物質学	1		○			○ 先端的研究法:低温電子顕微鏡	2	講義・実習
○			地球内部物性学	1					○ ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学	1	実習
○			ソフトマター地球惑星物理学	2					○ ナノプロセス・物性・デバイス学	1	実習
○			環境物性・分光学	1					○ 超分子ナノバイオプロセス学	1	実習
○			地球生命論	2					○ ナノ構造・機能計測解析学	1	実習
○			太陽惑星系電磁気学	1					○ ナノフォトニクス学	1	実習
○			理論物質学セミナー	4.5		○			○ Cosmology	2	
○			惑星内部物質学セミナー	4.5		○			○ High Energy Astrophysics	2	

(後期課程)

専門教育科目	高度国際性 領域教育科目	高度教育教育科目	授業科目	単位	備考
○			特別講義 I	1	
○			特別講義 II	1	
○			特別講義 III	1	
○			特別講義 IV	1	
○			特別講義 V	1	
○			特別講義 VI	1	
○			特別講義 VII	1	
○			特別講義 VIII	1	
○			特別講義 IX	1	
○			特別講義 X	1	
○			特別講義 X I	1	
○			特別講義 X II	1	
○			特別講義 X III	1	
		○	科学技術論A1	1	
		○	科学技術論A2	1	
		○	科学技術論B1	1	
		○	科学技術論B2	1	
		○	研究者倫理特論	0.5	
		○	科学論文作成概論	0.5	
		○	研究実践特論	0.5	
		○	企業研究者特別講義	0.5	
		○	Radiation science in the environment	1	講義・実習
○			学位論文作成演習	0.5	
○			高度理学特別講義	0.5	
		○	企業インターンシップ	1	

専門教育科目	高度国際性 領域教育科目	高度教育教育科目	授業科目	単位	備考
○			実践科学英語 A	1	
○			実践科学英語 B	1	
○			科学英語基礎	1	
○			先端機器制御学	2	
○			分光計測学	2	
○			先端的研究法:質量分析	2	講義・実習
○			先端的研究法:X線結晶解析	2	講義・実習
○			先端的研究法:NMR	2	講義・実習
○			先端的研究法:低温電子顕微鏡	2	講義・実習
		○	ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学	1	実習
		○	ナノプロセス・物性・デバイス学	1	実習
		○	超分子ナノバイオプロセス学	1	実習
		○	ナノ構造・機能計測解析学	1	実習
		○	ナノフォトニクス学	1	実習
		○	産学リエゾン PAL 教育研究訓練	5	
		○	高度学際萌芽研究訓練	5	
○			宇宙進化学特別セミナー	9	
○			X線天文学特別セミナー	9	
○			赤外線天文学特別セミナー	9	
○			惑星科学特別セミナー	9	
○			地球惑星物質科学特別セミナー	9	
○			理論物質学特別セミナー	9	
○			惑星内部物質学特別セミナー	9	
○			ソフトマター地球惑星科学特別セミナー	9	
○			レーザー宇宙物理学特別セミナー	9	

別表2(統合理学特別コース授業科目表)

統合理学特別コース
 化学専攻(統合理学特別コース)
 生物科学専攻(統合理学特別コース)
 高分子科学専攻(統合理学特別コース)

(前期課程)

授 業 科 目	単 位	備 考
Basic Biology I	2	
Basic Biology II	2	
Basic Macromolecular Science	2	
Basic Chemistry I	2	
Basic Chemistry II	2	
Introductory Biology	2	
Biological Science I	0.5	
Biological Science II	0.5	
Biological Science III	0.5	
Biological Science IV	0.5	
Biological Science V	0.5	
Biological Science VI	0.5	
Biological Science VII	0.5	
Biological Science VIII	0.5	
Biological Science IX	0.5	
Biological Science X	0.5	
Biological Science X I	0.5	
Biological Science X II	0.5	
Biological Science X III	0.5	
Biological Science X IV	0.5	
Biological Science X V	0.5	
Bio/Chemoinformatics	1	
Biomolecular Chemistry	1	
Advanced Macromolecular Science I	2	
Advanced Macromolecular Science II	2	
Analytical Chemistry for Interface	1	
Complex Molecular Chemistry	1	
Genome Chemistry	1	
Natural Product Chemistry	1	
Organic Biochemistry	1	

授 業 科 目	単 位	備 考
Protein Chemistry	1	
Quantum Chemistry	1	
Structural Organic Chemistry	1	
Topics in Inorganic Chemistry	1	
Thermal and Entropic Science	1	
Advanced Chemical Experiment	1	
Radiation science in the environment	1	
Current Topics I	1	
Current Topics II	1	
Current Topics III	1	
Current Topics IV	1	
Current Topics V	1	
Current Topics VI	1	
Current Topics VII	1	
Current Topics VIII	1	
Current Topics IX	1	
Current Topics X	1	
Current Topics X I	1	
Current Topics X II	1	
Current Topics X III	1	
Current Topics X IV	1	
Current Topics X V	1	
Current Topics X VI	1	
Current Topics X VII	1	
Current Topics X VIII	1	
Current Topics X IX	1	
Current Topics X X	1	
Interactive Seminar	1	
Semestral Seminar	4.5	

(博士課程)

授 業 科 目	単 位	備 考
Current Topics I	1	
Current Topics II	1	
Current Topics III	1	
Current Topics IV	1	
Current Topics V	1	
Current Topics VI	1	
Current Topics VII	1	
Current Topics VIII	1	
Current Topics IX	1	
Current Topics X	1	
Current Topics X I	1	
Current Topics X II	1	

授 業 科 目	単 位	備 考
Current Topics X III	1	
Current Topics X IV	1	
Current Topics X V	1	
Current Topics X VI	1	
Current Topics X VII	1	
Current Topics X VIII	1	
Current Topics X IX	1	
Current Topics X X	1	
Interactive Seminar for Advanced Research	1	
Seminar for Advanced Researches	9	

別表 3

先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラム授業科目表

区分	授業科目	単位	備考
必修科目	量子ビーム実践研修（国内）	2	
	量子ビーム実践研修（海外）	2	
	量子ビーム学際交流 1	0.5	
	量子ビーム学際交流 2	0.5	
	量子ビーム学際交流 3	0.5	
選択必修科目	俯瞰力・社会実装力涵養科目群		別に定める授業科目から1単位以上取得すること
	量子ビーム応用科目 量子ビーム情報系科目群 量子ビーム医学系科目群 量子ビーム応用科目群 量子物理応用科目群 量子ビーム化学系科目群 量子機能分子創製科目群 量子ビーム高分子科学系科目群 量子ビーム総合基礎科目群		別に定める授業科目から4単位以上取得すること
選択科目	量子ビーム実践英語科目群 量子社会学連携科目群		別に定める授業科目から自由選択

別表 4

オナー大学院プログラム授業科目表

区分	授業科目	単位	備考
選択必修科目	理工情報研究室ローテーションⅠ	1	
	理工情報研究室ローテーションⅡ	1	
	理工情報研究室ローテーションⅢ	1	
	理工情報研究室ローテーションⅣ	1	
	理工情報学外研修Ⅰ	1	
	理工情報学外研修Ⅱ	1	
	理工情報学外研修Ⅲ	1	
	理工情報学外研修Ⅳ	1	

4) 大阪大学学位規程

(総則)

第1条 大阪大学(以下「本学」という。)において授与する学位は、学士、修士、博士及び法務博士とする。

2 本学において授与する修士、博士及び法務博士の学位については、大阪大学大学院学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 学士の学位については、大阪大学学部学則の定めるところによる。

(学位に付記する専攻分野等の名称)

第2条 本学において授与する修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

理学(他専攻分野略)

2 本学において授与する博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

理学(他専攻分野略)

3 前2項の規定にかかわらず、専攻分野が学際領域等に係るもので、当該研究科教授会の議を経て総長が適当と認めるときは、学術と付記することができる。

4 本学において授与する法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

(学位の授与要件)

第3条 学位は、学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、学則の定めるところにより、生命機能研究科の博士課程において、修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。

3 第1項に定めるもののほか、博士の学位は、博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)した者にも授与することができる。

(課程を経る者の論文の提出)

第4条 本学大学院の課程(法科大学院の課程を除く。)を経る者(前条第2項に規定する者を含む。以下同じ。)の学位論文は、学則の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。

2 前項の場合において、博士論文にあつては、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添付しなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第5条 第3条第3項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に博士論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書を添え、学位に付記する専攻分野を指定して総長に提出するものとする。

2 前項の申請は、別に定める論文審査手数料を納付後に行うものとし、申請期間は、当該納付した日から4日以内とする。

3 総長は、前項の納付を確認後、第1項の申請書類を受理したときは、専攻分野に応じて、当該研究科長に回付するものとする。

(論文)

第6条 審査を受けるため提出する学位論文(学則第15条第1項本文の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。)は、1篇とし、所定の部数を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、研究科教授会は、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

第7条 受理した学位論文及び論文審査手数料は、返付しない。

(学位論文の審査の付託)

第8条 研究科長は、学位論文を受理(第5条第3項の規定により総長から回付された場合を含む。)したときは、その審査及び最終試験又は学力の確認を当該研究科教授会に付託するものとする。

(審査委員会)

第9条 研究科教授会は、審査を付託された学位論文の審査等を行うため、審査委員会を設けるものとする。ただし、学則第45条に規定する国際連携専攻(以下「国際連携専攻」という。)における学位論文の審査等を行う場合は、学則第46条に規定する連携外国大学院(以下「連携外国大学院」という。)との合同の審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、当該研究科教授2名以上の委員で組織する。ただし、修士論文の審査にあつては、当該研究科の教授1名及び准教授1名以上とすることができる。

3 第1項ただし書に規定する合同の審査委員会の場合は、前項で規定する審査委員会の委員のほか、連携外国大学院の教員が委員として参画するものとする。

4 前2項の場合において、必要があるときは、研究科教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の

協力を得ることができる。

- 5 審査委員会の委員は、公表するものとする。
- 6 審査委員会の委員は、学位論文の審査等に関し、
 供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(論文の発表会)

第9条の2 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を公開で実施するものとする。ただし、当該論文の内容に関し、知的財産を保護する必要があるとき又は秘密保持の義務を課した本学の契約を遵守する必要があるときは、非公開とすることができる。

(課程を経る者の最終試験)

第10条 学則第12条本文に規定する最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある科目について、口答試問又は筆答試問により行う。

(課程を経ない者の学力の確認)

第11条 第3条第3項に規定する学力の確認は、学位論文に関連のある科目及び外国語について、口答試問又は筆答試問により行うものとする。

- 2 前項の外国語については、2種類を課すものとする。ただし、研究科教授会が特別の事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。

第12条 本学大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた退学した者が、博士論文を提出したときは、各研究科で定める年限内に限り、学力の確認を行わないことがある。

(審査期間)

第13条 審査委員会は、博士論文が提出された日から1年以内に、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。ただし、修士の学位については、学位を授与できるか否かの意見のみを報告すれば足りるものとする。

(博士論文研究基礎力審査)

第14条の2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に代えて、学則第15

条第2項に規定する試験及び審査(以下「博士論文研究基礎力審査」という。)を行う場合については、第9条及び前条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「審査を付託された学位論文の審査等」とあり、同条第2項中「修士論文の審査」とあり、及び同条第6項中「学位論文の審査等」とあるのは「博士論文研究基礎力審査」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、博士論文研究基礎力審査の内容、方法等については、当該博士課程の目的に応じ、研究科において定めるものとする。

(学位授与の議決等)

第15条 研究科教授会は、第14条(前条第1項において準用する場合を含む。)の報告を受け、学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。ただし、研究科の定めるところにより、教授会通則第9条に規定する代議員会等に委任し、その議決をもって研究科教授会の議決に代えることができる。

- 2 前項の議決には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

第16条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は、文書で総長に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、博士の学位にあつては、博士論文とともに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を添付するものとする。

(学位の授与)

第17条 総長は、前条の報告を受け、学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位簿への登録)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に当該博士論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

- 2 前項の規定による公表は、本学の機関リポジリ
 の利用により行う。

(博士論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、学位を授与

された日から1年以内に当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科長の承認を得て、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、研究科教授会の議を経て、その公表を承認するとともに、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとし、本学においては機関リポジトリの利用により行うものとする。

(学位名称の使用)

第21条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。ただし、国際連携専攻に係る学位にあっては、連携外国大学院の大学名を併記するものとする。

(学位の取消)

第22条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、総長は、当該研究科教授会の意見を聴いた上、教育研究評議会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により、当該学位を取り消すことがある。

(学位記の様式)

第23条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

2 国際連携専攻における学位記の表記は、別表九及び別表十のとおり日本語とする。ただし、連携外国大学院との協議により、連携外国大学院が所在する国の公用語又は国際的通用性のある第三国の言語を併記することができる。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 国際連携専攻における学位申請手続き及び学位論文の審査方法等については、この規程に定めるもののほか、連携外国大学院との協議により別に定めることができるものとする。

附 則

(以下省略)

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。
(以下省略)

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。
(以下省略)

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。
(以下省略)

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
(以下省略)

附 則

この改正は、平成24年7月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月10日から施行する。
- 2 改正後の第19条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第20条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。
別表 (略)

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。
別表 (略)

附 則

この改正は、平成28年10月19日から施行する。
別表 (略)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。
別表 (略)

大学院理学研究科授業担当等教員名簿(2023.04 時点)

数 学 専 攻

各専攻とも職名ごとに50音順

☆印は専攻長を示す。

職 名	氏 名	分 野	所 属
教 授	石 田 政 司	幾 何 学	理学研究科 数学専攻
〃	内 田 雅 之	数 理 統 計 学	基礎工学研究科 システム創成専攻
〃	太 田 慎 一	幾 何 学	理学研究科 数学専攻
〃	片 山 聡 一 郎	微 分 方 程 式	理学研究科 数学専攻
〃	金 英 子	位 相 幾 何 学	全学教育推進機構 学部共通教育部門
〃	☆鎌 田 聖 一	位 相 幾 何 学	理学研究科 数学専攻
〃	後 藤 竜 司	幾 何 学	理学研究科 数学専攻
〃	杉 山 由 恵	偏 微 分 方 程 式	情報科学研究科 情報基礎数学専攻
〃	関 根 順	数 理 フ ァ イ ナ ン ス	基礎工学研究科 システム創成専攻
〃	高 橋 篤 史	代 数 学	理学研究科 数学専攻
〃	土 居 伸 一	微 分 方 程 式	理学研究科 数学専攻
〃	富 田 直 人	実 函 数 論	理学研究科 数学専攻
〃	中 村 博 昭	整 数 論	理学研究科 数学専攻
〃	中 村 誠	偏 微 分 方 程 式	情報科学研究科 情報基礎数学専攻
〃	深 澤 正 彰	数 理 統 計 学 ・ 確 率 論	基礎工学研究科 システム創成専攻
〃	藤 原 彰 夫	数 理 工 学	理学研究科 数学専攻
〃	降 旗 大 介	数 値 解 析	サイバーメディアセンター コンピュータ実験科学研究部門
〃	三 町 勝 久	特 殊 函 数 論	情報科学研究科 情報基礎数学専攻
〃	盛 田 健 彦	確 率 論 ・ 力 学 系	理学研究科 数学専攻
〃	安 田 健 彦	代 数 幾 何 学	理学研究科 数学専攻
〃	矢 野 孝 次	確 率 論	理学研究科 数学専攻
〃	矢 野 裕 子	確 率 論	基礎工学研究科 システム創成専攻
〃	山ノ井 克 俊	関 数 論 ・ 幾 何 学	理学研究科 数学専攻
〃	吉 永 正 彦	代 数 学 ・ 幾 何 学	理学研究科 数学専攻
〃	渡 部 隆 夫	整 数 論	理学研究科 数学専攻
准 教 授	戌 亥 隆 恭	微 分 方 程 式	理学研究科 数学専攻
〃	内 田 素 夫	微 分 方 程 式	理学研究科 数学専攻
〃	太 田 和 惟	整 数 論	理学研究科 数学専攻
〃	大 川 新 之 介	代 数 幾 何 学	理学研究科 数学専攻
〃	大 場 貴 裕	位 相 幾 何 学	理学研究科 数学専攻
〃	岡 本 葵	微 分 方 程 式	理学研究科 数学専攻
〃	糟 谷 久 矢	幾 何 学	理学研究科 数学専攻
〃	塩 沢 裕 一	確 率 論	理学研究科 数学専攻
〃	武 田 秀 一 郎	整 数 論	理学研究科 数学専攻
〃	茶 碗 谷 毅	力 学 系	情報科学研究科 情報基礎数学専攻

職名	氏名	分野	所属
准教授	縄田紀夫	作用素環論	情報科学研究科 情報基礎数学専攻
〃	馬場伸平	位相幾何学	理学研究科 数学専攻
〃	東谷章弘	代数学	情報科学研究科 情報基礎数学専攻
〃	藤田健人	代数幾何学	理学研究科 数学専攻
〃	松本佳彦	微分幾何学	理学研究科 数学専攻
〃	水谷治哉	偏微分方程式	理学研究科 数学専攻
〃	宮武勇登	数値解析	サイバーメディアセンター コンピュータ実験科学研究部門
〃	森山知則	整数論	理学研究科 数学専攻
〃	安井弘一	位相幾何学	情報科学研究科 情報基礎数学専攻
〃	若林泰央	整数論	情報科学研究科 情報基礎数学専攻
招へい教授	種村秀紀	確率論	慶應義塾大学 理工学部
招へい准教授	生駒典久	偏微分方程式	慶應義塾大学 理工学部
〃	早野健太	幾何学	慶應義塾大学 理工学部
講師	菊池和徳	位相幾何学	理学研究科 数学専攻
助教	庵原隆雄	微分方程式	理学研究科 数学専攻
〃	岩井雅崇	複素幾何学	理学研究科 数学専攻
〃	大野浩司	代数幾何学	理学研究科 数学専攻
〃	小川裕之	整数論	理学研究科 数学専攻
〃	菊田康平	代数学	理学研究科 数学専攻
〃	久野恵理香	位相幾何学	理学研究科 数学専攻
〃	世良透	確率論	理学研究科 数学専攻
〃	中村昌平	調和解析学	理学研究科 数学専攻
〃	原靖浩	位相幾何学	理学研究科 数学専攻

物 理 学 専 攻

☆印は専攻長を示す。

職 名	氏 名	分 野	所 属
教 授	青 井 考	原 子 核 実 験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	青 木 正 治	素粒子実験物理学	理学研究科 物理学専攻
〃	浅 川 正 之	原 子 核 理 論	理学研究科 物理学専攻
〃	浅 野 建 一	物 性 理 論	全学教育推進機構 全学共通教育部門
〃	池 田 陽 一	原 子 核 理 論	感染症総合教育研究拠点 科学情報・公共政策部門
〃	石 川 貴 嗣	原 子 核 実 験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	大 岩 顕	物 性 物 理 学	産業科学研究所 量子システム創成研究分野
〃	大野木 哲也	素 粒 子 論	理学研究科 物理学専攻
〃	緒 方 一 介	原 子 核 理 論	九州大学 大学院理学研究院 物理学部門
〃	小 川 哲 生	物 性 理 論	理学研究科 物理学専攻
〃	兼 松 泰 男	質 量 分 析 学	理学研究科 附属フォアフロント研究センター
〃	☆兼 村 晋 哉	素 粒 子 論	理学研究科 物理学専攻
〃	川 畑 貴 裕	原 子 核 実 験	理学研究科 物理学専攻
〃	菊 池 誠	統 計 物 理	サイバーメディアセンター 大規模計算科学研究部門
〃	木 村 真 一	光物性物理学	生命機能研究科 生命機能専攻
〃	工 藤 一 貴	物 性 物 理 学	理学研究科 物理学専攻
〃	黒 木 和 彦	物 性 理 論	理学研究科 物理学専攻
〃	越 野 幹 人	物 性 理 論	理学研究科 物理学専攻
〃	阪 口 篤 志	原 子 核 実 験	スチューデント・ライフサイクルサポートセンター
〃	千 徳 靖 彦	プラズマ物理学	レーザー科学研究所 理論・計算科学研究部門
〃	民 井 淳	原 子 核 実 験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	豊 田 岐 聡	質 量 分 析 学	理学研究科 附属フォアフロント研究センター
〃	中 野 貴 志	素粒子核実験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	南 條 創	高エネルギー物理学	理学研究科 物理学専攻
〃	新 見 康 洋	物 性 物 理 学	理学研究科 物理学専攻
〃	西 岡 辰 磨	素 粒 子 論	理学研究科 物理学専攻
〃	野 海 博 之	原子核物理実験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	萩 原 政 幸	強 磁 場 物 性	理学研究科 附属先端強磁場科学研究センター
〃	花 咲 徳 亮	物 性 物 理 学	理学研究科 物理学専攻
〃	福 田 光 宏	加 速 器 物 理 学	核物理研究センター 加速器研究部門
〃	藤 岡 慎 介	レーザー核融合	レーザー科学研究所 高エネルギー密度科学研究部門
〃	保 坂 淳	原 子 核 理 論	核物理研究センター 核物理理論研究部門
〃	細 貝 知 直	極 限 科 学	産業科学研究所 量子ビーム物理研究分野
〃	松 野 丈 夫	物 性 物 理 学	理学研究科 物理学専攻
〃	南 谷 英 美	物 性 理 論	産業科学研究所 附属ナノテクノロジーセンター
特任教授	岸 本 忠 史	原 子 核 実 験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	久 野 良 孝	素粒子実験物理学	核物理研究センター 核物理実験研究部門

職名	氏名	分野	所属
招へい教授	渡邊 功雄	物性物理学	国立研究開発法人 理化学研究所
准教授	味村 周平	原子核実験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	有川 安信	レーザー核融合	レーザー科学研究所 高エネルギー密度科学研究部門
〃	石井 理修	原子核理論	核物理研究センター 核物理理論研究部門
〃	井手口 栄治	原子核実験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	岩田 夏弥	プラズマ物理学	レーザー科学研究所 理論・計算科学研究部門
〃	上野 一樹	素粒子実験	理学研究科 物理学専攻
〃	梅原 さおり	原子核実験	核物理研究センター
〃	大田 晋輔	原子核実験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	越智 正之	物性理論	理学研究科 附属フォアフロント研究センター
〃	大塚 洋一	質量分析学	理学研究科 物理学専攻
〃	小田原 厚子	原子核実験	理学研究科 物理学専攻
〃	金 展	極限科学	産業科学研究所 量子ビーム物理研究分野
〃	小林 信之	原子核実験	核物理研究センター データ収集基盤室
〃	佐藤 亮介	素粒子論	理学研究科 物理学専攻
〃	酒井 英明	物性物理学	理学研究科 物理学専攻
〃	塩貝 純一	物性物理学	理学研究科 物理学専攻
〃	嶋 達志	原子核実験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	Keith M. Slevin	物性理論	理学研究科 物理学専攻
〃	嶋海 康雄	強磁場物性	理学研究科 附属先端強磁場科学研究センター
〃	Luca Baiotti	宇宙物理学	インターナショナルカレッジ
〃	福田 光順	原子核実験	理学研究科 物理学専攻
〃	藤田 高史	物性物理学	産業科学研究所 量子システム創成研究分野
〃	堀田 智明	原子核実験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	宮坂 茂樹	物性物理学	理学研究科 物理学専攻
〃	山口 哲	素粒子論	理学研究科 物理学専攻
〃	吉田 賢市	原子核理論	核物理研究センター 核物理理論研究部門
〃	吉田 斉	核・素粒子実験	理学研究科 物理学専攻
〃	吉野 元	統計物理	サイバーメディアセンター 大規模計算科学研究部門
〃	柳 善永	原子核実験	核物理研究センター データ収集基盤室
〃	渡辺 純二	物性物理学	生命機能研究科 生命機能専攻
特任准教授	郡 英輝	原子核実験	核物理研究センター
〃	佐々木 健志	原子核理論	感染症総合教育研究拠点 科学情報・公共政策部門
招へい准教授	小沢 恭一郎	原子核実験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
講師	神田 浩樹	加速器物理学	核物理研究センター 加速器研究部門
〃	依田 哲彦	加速器物理学	核物理研究センター 加速器研究部門
助教	赤松 幸尚	原子核理論	理学研究科 物理学専攻
〃	飯塚 則裕	素粒子論	理学研究科 物理学専攻
〃	上田 浩平	物性物理学	理学研究科 物理学専攻
〃	大橋 琢磨	物性理論	理学研究科 物理学専攻

職名	氏名	分野	所属
助教	金子 竜也	物性理論	理学研究科 物理学専攻
〃	川上 拓人	物性理論	理学研究科 物理学専攻
〃	木田 孝則	強磁場物性	理学研究科 附属先端強磁場科学研究センター
〃	佐藤 朗	素粒子実験物理学	理学研究科 物理学専攻
〃	佐野 孝好	プラズマ物理学	レーザー科学研究所 理論・計算科学研究部門
〃	清水 俊	原子核実験	理学研究科 物理学専攻
〃	菅谷 頼仁	原子核実験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	鈴木 智和	原子核実験	放射線科学基盤機構
〃	白鳥 昂太郎	原子核実験	核物理研究センター 核物理実験研究部門
〃	蔣 男	物性物理学	理学研究科 物理学専攻
〃	田中 実	素粒子論	理学研究科 物理学専攻
〃	中島 正道	物性物理学	理学研究科 物理学専攻
〃	中村 拓人	物性物理学	生命機能研究科 生命機能専攻
〃	廣瀬 穰	高エネルギー物理学	理学研究科 物理学専攻
〃	深谷 英則	素粒子論	理学研究科 物理学専攻
〃	福田 航平	宇宙地球化学	理学研究科 附属フォアフロント研究センター
〃	古野 達也	原子核実験	理学研究科 物理学専攻
〃	三原 基嗣	原子核実験	理学研究科 物理学専攻
〃	村川 寛	物性物理学	理学研究科 物理学専攻
〃	柳生 慶	素粒子論	理学研究科 物理学専攻
〃	渡邊 浩	光物性物理学	生命機能研究科 生命機能専攻
〃	Morace Alessio	レーザー核融合	レーザー科学研究所 高エネルギー密度科学研究部門

化 学 専 攻

☆印は専攻長を示す。

○印はAコース長を示す。

※印はBコース長を示す。

Aコース（無機および物理化学）

職 名	氏 名	分 野	所 属
教 授	赤 井 恵	表 面 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	☆石 川 直 人	無 機 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	上 田 貴 洋	吸 着 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	岡 田 美 智 雄	粒 子 ビ ー ム 化 学	放射線科学基盤機構
〃	奥 村 光 隆	量 子 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	笠 松 良 崇	放 射 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	谷 口 正 輝	1 分 子 科 学	産業科学研究所 産業科学ナノテクノロジーセンター
〃	塚 原 聡	分 析 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	中 澤 康 浩	物 性 物 理 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	中 野 元 裕	凝 縮 系 物 理 化 学	理学研究科 附属熱・エントロピー科学研究センター
〃	船 橋 靖 博	生 物 無 機 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	○松 本 卓 也	反 応 物 理 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	水 口 賢 司	計 算 生 物 学	蛋白質研究所 蛋白質ネットワーク生物学研究部門
〃	水 谷 泰 久	生 物 物 理 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	山 口 和 也	生 物 無 機 化 学	全学教育推進機構
〃	吉 村 崇	放 射 化 学	放射線科学基盤機構
招へい教授	鎌 田 賢 司	非線形光学材料化学	国立研究開発法人 産業技術総合研究所関西センター
〃	栗 山 信 宏	電 池 シ ス テ ム 化 学	国立研究開発法人 産業技術総合研究所関西センター
〃	松 原 一 郎	材 料 化 学	国立研究開発法人 産業技術総合研究所
准 教 授	坏 広 樹	物 性 物 理 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	大 江 一 弘	放 射 化 学	放射線科学基盤機構
〃	大 山 浩	化 学 反 応 論	理学研究科 化学専攻
〃	加 藤 浩 之	表 面 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	筒 井 真 楠	1 分 子 科 学	産業科学研究所 産業科学ナノテクノロジーセンター
〃	豊 田 二 郎	情 報 化 学 ・ 有 機 化 学	総合学術博物館
〃	二 宮 和 彦	放 射 化 学	放射線科学基盤機構
〃	橋 本 浩 介	計 算 生 物 学	蛋白質研究所 蛋白質ネットワーク生物学研究部門
〃	福 田 貴 光	無 機 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	宮 久 保 圭 祐	構 造 物 理 化 学	総合学術博物館
〃	宮 崎 裕 司	凝 縮 系 物 理 化 学	理学研究科 附属熱・エントロピー科学研究センター
〃	山 中 秀 介	量 子 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	吉 成 信 人	錯 体 化 学	理学研究科 化学専攻
講 師	石 川 春 人	生 物 物 理 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	金 子 政 志	放 射 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	蔡 徳 七	反 応 物 理 化 学	理学研究科 化学専攻
〃	野 尻 正 樹	生 物 無 機 化 学	理学研究科 化学専攻

職名	氏名	分野	所属
助教	ANAS SANTRIA	無機化学	理学研究科 化学専攻
〃	川上 貴資	量子化学	理学研究科 化学専攻
〃	小本 祐貴	1分子科学	産業科学研究所 産業科学ナノテクノロジーセンター
〃	諏訪 雅頼	分析化学	理学研究科 化学専攻
〃	高城 大輔	凝縮系物理化学	理学研究科 附属熱・エントロピー科学研究センター
〃	田中 裕行	1分子科学	産業科学研究所 産業科学ナノテクノロジーセンター
〃	長尾 知生子	計算生物学	蛋白質研究所 蛋白質ネットワーク生物学研究部門
〃	永田 光知郎	放射化学	理学研究科 化学専攻
〃	畑中 翼	生物無機化学	理学研究科 化学専攻
〃	水野 操	生物物理化学	理学研究科 化学専攻
〃	山下 智史	物性物理化学	理学研究科 化学専攻
〃	山田 剛司	反応物理化学	理学研究科 化学専攻
〃	山本 茂樹	分析化学	理学研究科 化学専攻
〃	渡部 誠也	表面化学	理学研究科 化学専攻
〃	渡邊 玲子	計算生物学	蛋白質研究所 蛋白質ネットワーク生物学研究部門

Bコース (有機化学)

職名	氏名	分野	所属
教授	※梶原 康宏	有機生物化学	理学研究科 化学専攻
〃	久保 孝史	構造有機化学	理学研究科 化学専攻
〃	鈴木 孝禎	複合分子化学	産業科学研究所 第三研究部門 (生体・分子科学系)
〃	高尾 敏文	プロテオミクス分析化学	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	中谷 和彦	精密制御化学	産業科学研究所 第三研究部門 (生体・分子科学系)
〃	深瀬 浩一	天然物有機化学	理学研究科 化学専攻
〃	北條 裕信	蛋白質有機化学	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	村田 道雄	生体分子化学	理学研究科 化学専攻
特任教授	島本 啓子	構造生命化学	サントリー生命科学財団 生物有機科学研究所
招へい教授	上垣 浩一	酸素構造機能学	近畿大学農学部
〃	乾 達也	ペプチド化学	(株)ペプチド研究所
〃	吉矢 拓	ペプチド化学	(株)ペプチド研究所
〃	林 文晶	NMR分光化学	国立研究開発法人 理化学研究所 放射光科学研究センター
〃	山本 敏弘	ペプチド化学	(株)ペプチド研究所
准教授	伊藤 幸裕	複合分子化学	産業科学研究所 第三研究部門 (生体・分子科学系)
〃	樺山 一哉	天然物有機化学	理学研究科 化学専攻
〃	堂野 主税	精密制御化学	産業科学研究所 第三研究部門 (生体・分子科学系)
講師	岡本 亮	有機生物化学	理学研究科 化学専攻
〃	平尾 泰一	構造有機化学	理学研究科 化学専攻
〃	山下 健一	物性有機化学	理学研究科 化学専攻
助教	伊藤 駿	蛋白質有機化学	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	梅川 雄一	生体分子化学	理学研究科 化学専攻
〃	柴田 知範	精密制御化学	産業科学研究所 第三研究部門 (生体・分子科学系)
〃	下山 敦史	天然物有機化学	理学研究科 化学専攻
〃	武居 俊樹	蛋白質有機化学	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	高田 悠里	複合分子化学	産業科学研究所 第三研究部門 (生体・分子科学系)
〃	谷 洋介	物性有機化学	理学研究科 化学専攻
〃	西内 智彦	構造有機化学	理学研究科 化学専攻
〃	真木 勇太	有機生物化学	理学研究科 化学専攻
〃	真鍋 良幸	天然物有機化学	理学研究科 化学専攻
〃	山下 泰信	複合分子化学	産業科学研究所 第三研究部門 (生体・分子科学系)
〃	山田 剛史	精密制御化学	産業科学研究所 第三研究部門 (生体・分子科学系)
特任助教	阿部 純平	有機生物化学	理学研究科 化学専攻
〃	Bimolendu Das	精密制御化学	産業科学研究所 第三研究部門 (生体・分子科学系)
〃	Wang Qiuyi	プロテオミクス分析化学	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門

生 物 科 学 専 攻

☆印は専攻長を示す。

職 名	氏 名	分 野	所 属
教 授	石 谷 太	生 体 統 御 学	微生物病研究所 環境応答研究部門
〃	石 原 直 忠	細 胞 生 命 科 学	理学研究科 生物科学専攻
〃	上 田 昌 宏	1 分 子 生 物 学	生命機能研究科 生命機能専攻
〃	大 岡 宏 造	物 質 生 物 学	全学教育推進機構 全学共通教育部門
〃	岡田 眞里子	細 胞 シ ス テ ム	蛋白質研究所 蛋白質ネットワーク生物学研究部門
〃	小布施 力史	染色体構造機能学	理学研究科 生物科学専攻
〃	柿 本 辰 男	植物生長生理学	理学研究科 生物科学専攻
〃	加 藤 貴 之	電子線構造生物学	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
〃	栗 栖 源 嗣	蛋 白 質 結 晶 学	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
〃	黒 田 俊 一	生体分子反応科学	産業科学研究所 第3研究部門
〃	☆昆 隆 英	細 胞 構 築 学	理学研究科 生物科学専攻
〃	志 賀 向 子	比較神経生物学	理学研究科 生物科学専攻
〃	篠 原 彰	ゲノム-染色体機能学	蛋白質研究所 蛋白質高次機能学研究部門
〃	高 尾 敏 文	機能発現プロテオミクス	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	高 木 淳 一	分 子 創 製 学	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	中 川 敦 史	超分子構造解析学	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
〃	原 田 慶 恵	蛋 白 質 ナ ノ 科 学	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	疋 田 貴 俊	高 次 脳 機 能 学	蛋白質研究所 蛋白質高次機能学研究部門
〃	廣 瀬 哲 郎	R N A 生 体 機 能 学	生命機能研究科 生命機能専攻
〃	古 川 貴 久	分 子 発 生 学	蛋白質研究所 蛋白質高次機能学研究部門
〃	古 屋 秀 隆	動 物 形 態 学	理学研究科 生物科学専攻
〃	北 條 裕 信	蛋 白 質 有 機 化 学	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	松 野 健 治	細 胞 生 物 学	理学研究科 生物科学専攻
〃	水 口 賢 司	計 算 生 物 学	蛋白質研究所 蛋白質ネットワーク生物学研究部門
招へい教授	蘇 智 慧	分 子 系 統 学	株式会社 生命誌研究館
〃	橋 本 主 税	発 生 生 物 学	株式会社 生命誌研究館
准 教 授	有 賀 隆 行	1 分 子 生 物 学	生命機能研究科 生命機能専攻
〃	有 森 貴 夫	分 子 創 製 学	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	今 井 薫	発 生 生 物 学	理学研究科 生物科学専攻
〃	岡 島 俊 英	生体分子反応科学	産業科学研究所 第3研究部門
〃	奥 村 宣 明	体内機能統合蛋白質学	蛋白質研究所 附属蛋白質次世代構造解析センター
〃	川 上 徹	蛋 白 質 有 機 化 学	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	木 下 充 代	神 経 行 動 学	総合研究大学院大学 先導科学研究科
〃	久保田 弓子	核 機 能 学	理学研究科 生物科学専攻
〃	鈴 木 守	超分子構造解析学	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
〃	田 中 秀 明	蛋 白 質 結 晶 学	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
〃	茶 屋 太 郎	分 子 発 生 学	蛋白質研究所 蛋白質高次機能学研究部門
〃	富 永 恵 子	比 較 生 理 学	生命機能研究科 生命機能専攻

職名	氏名	分野	所属
准教授	中井 正人	オルガネラバイオロジー	蛋白質研究所 蛋白質高次機能学研究部門
〃	長尾 恒治	染色体構造機能学	理学研究科 生物科学専攻
〃	中川 拓郎	分子遺伝学	理学研究科 生物科学専攻
〃	橋本 浩介	計算生物学	蛋白質研究所 蛋白質ネットワーク生物学研究部門
〃	久富 修	生物物理学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	宮ノ入 洋平	機能構造計測学	蛋白質研究所 附属蛋白質次世代構造解析センター
〃	古郡 麻子	ゲノム-染色体機能学	蛋白質研究所 蛋白質高次機能学研究部門
〃	松木 陽	機能構造計測学	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
〃	藪田 紀一	発癌制御学	微生物病研究所 附属遺伝情報実験センター
〃	山下 栄樹	超分子構造解析学	蛋白質研究所 附属蛋白質次世代構造解析センター
〃	和田 洋	生体分子反応科学	産業科学研究所 第3研究部門
特任准教授	中村 昇太	ゲノム情報解析学	微生物病研究所 附属遺伝情報実験センター
招へい准教授	小田 広樹	分子進化学	株式会社 生命誌研究館
〃	川口 喬吾	生体非平衡物理学	国立研究開発法人 理化学研究所
〃	古田 健也	生体分子機械設計学	国立研究開発法人 情報通信研究機構
〃	LI-KUN PHNG	血管形成研究学	国立研究開発法人理化学研究所 生命機能科学研究センター
講師	稲木 美紀子	細胞生物学	理学研究科 生物科学専攻
〃	梅津 大輝	細胞生物学	理学研究科 生物科学専攻
〃	後藤 直久	ゲノム情報解析学	微生物病研究所 附属遺伝情報実験センター
〃	鈴木 団	蛋白質ナノ科学	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	山崎 智弘	RNA生体機能学	生命機能研究科 生命機能専攻
助教	穠枝 佑紀	生体統御学	微生物病研究所 環境応答研究部門
〃	浅田 哲弘	植物・形態学	理学研究科 生物科学専攻
〃	飯田 溪太	細胞システム	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	石谷 閑	生体統御学	微生物病研究所 環境応答研究部門
〃	磯部 真也	染色体構造機能学	理学研究科 生物科学専攻
〃	市川 彩花	細胞システム	蛋白質研究所 蛋白質ネットワーク生物学研究部門
〃	伊藤 将	ゲノム-染色体機能学	蛋白質研究所 蛋白質高次機能学研究部門
〃	今井 洋	細胞構築学	理学研究科 生物科学専攻
〃	小笠原 絵美	細胞生命科学	理学研究科 生物科学専攻
〃	荻沼 政之	生体統御学	微生物病研究所 環境応答研究部門
〃	小澤 貴明	高次脳機能学	蛋白質研究所 蛋白質高次機能学研究部門
〃	川本 晃大	蛋白質結晶学	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
〃	坂本 勇貴	植物細胞生物学	理学研究科 生物科学専攻
〃	外間 進悟	蛋白質ナノ科学	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	曾宮 正晴	生体分子反応科学	産業科学研究所 第3研究部門
〃	高田 忍	植物生長生理学	理学研究科 生物科学専攻
〃	立松 健司	生体分子反応科学	産業科学研究所 第3研究部門
〃	武居 俊樹	機能発現プロテオミクス	蛋白質研究所 蛋白質化学研究部門
〃	QIAN PINGPING	植物生長生理学	理学研究科 生物科学専攻

職名	氏名	分野	所属
助教	長尾 知生子	計算生物学	蛋白質研究所 蛋白質ネットワーク生物学研究部門
〃	二宮 賢介	RNA生体機能学	生命機能研究科 生命機能専攻
〃	長谷部 政治	比較神経生物学	理学研究科 生物学専攻
〃	瀨中 良隆	比較神経生物学	理学研究科 生物学専攻
〃	Hung-Ya Tu	分子発生学	蛋白質研究所 蛋白質高次機能学研究部門
〃	藤田 佑里香	ゲノム-染色体機能学	蛋白質研究所 蛋白質高次機能学研究部門
〃	松岡 里実	1分子生物学	生命機能研究科 生命機能専攻
〃	松島 雄一	細胞生命科学	理学研究科 生物学専攻
〃	Macpherson Tom	高次脳機能学	蛋白質研究所 蛋白質高次機能学研究部門
〃	渡邊 怜子	計算生物学	蛋白質研究所 蛋白質ネットワーク生物学研究部門
〃	山田 温子	発生生物学	理学研究科 生物学専攻
〃	山本 遼介	細胞構築学	理学研究科 生物学専攻

高 分 子 科 学 専 攻

☆印は専攻長を示す。

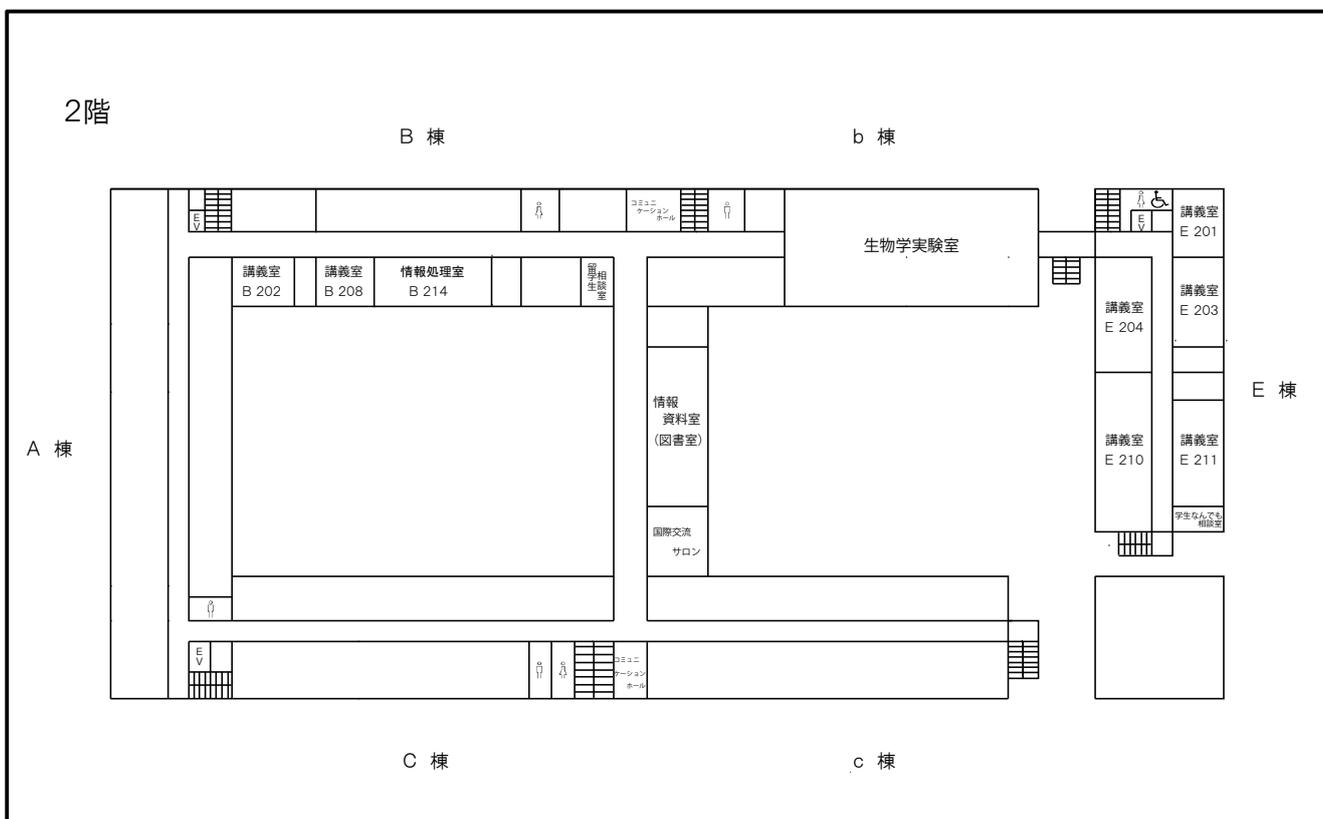
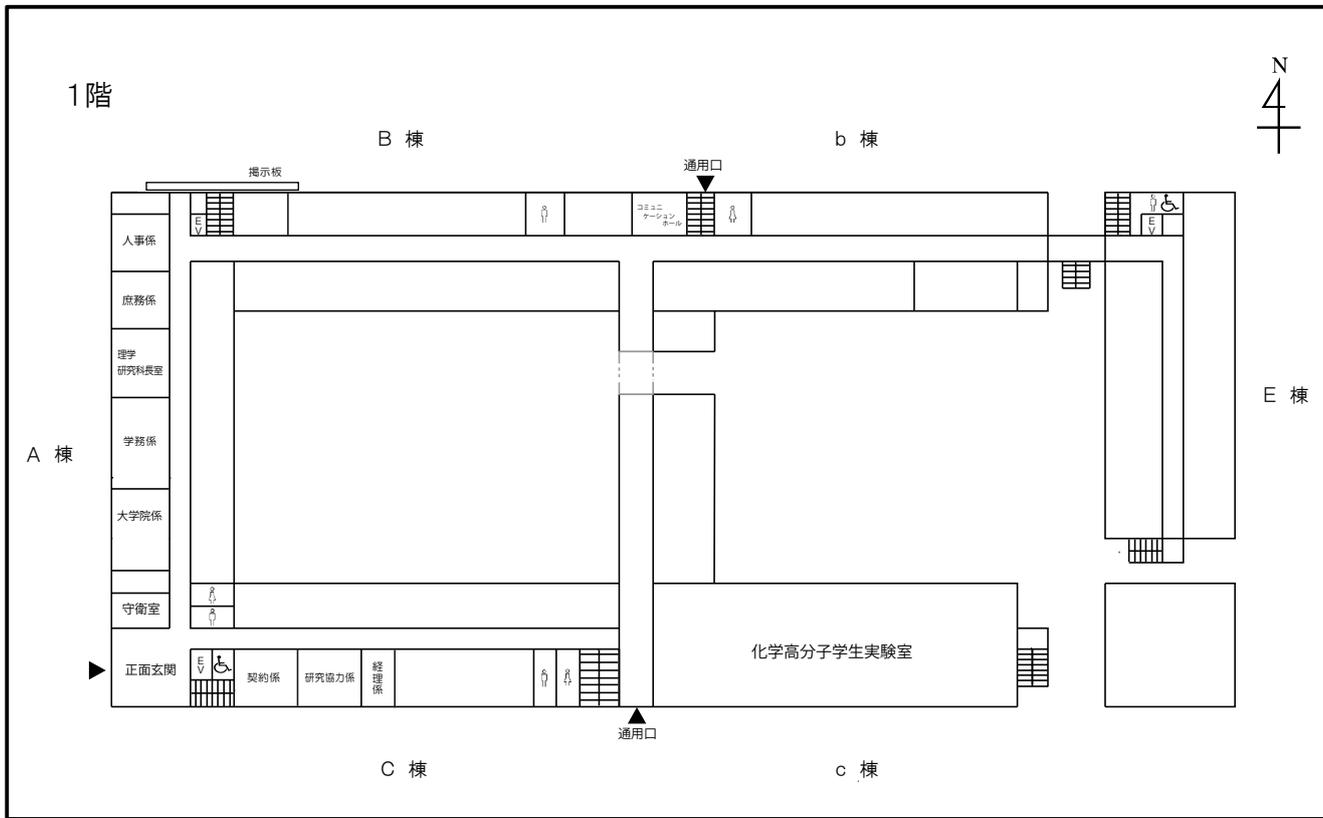
職 名	氏 名	分 野	所 属
教 授	青 島 貞 人	高分子合成化学	理学研究科 高分子科学専攻
”	井 上 正 志	高 分 子 物 性 論	理学研究科 高分子科学専攻
”	今 田 勝 巳	生体高分子科学	理学研究科 高分子科学専攻
”	鬼 塚 清 孝	高分子反応化学	理学研究科 高分子科学専攻
”	加 藤 貴 之	構 造 生 物 学	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
”	栗 栖 源 嗣	生体高分子機能論	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
”	高 島 義 徳	高分子材料科学	理学研究科 高分子科学専攻
”	寺 尾 憲	高 分 子 溶 液 論	理学研究科 高分子科学専攻
”	中 川 敦 史	生体高分子構造論	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
”	橋 爪 章 仁	高分子精密科学	理学研究科 高分子科学専攻
”	☆山 口 浩 靖	超分子機能化学	理学研究科 高分子科学専攻
”	山 本 仁	環 境 安 全 化 学	安全衛生管理部
准 教 授	浦 川 理	高分子材料科学	理学研究科 高分子科学専攻
”	岡 村 高 明	高分子反応化学	理学研究科 高分子科学専攻
”	金 子 文 俊	高分子構造物性論	理学研究科 高分子科学専攻
”	鈴 木 守	生体高分子構造論	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
”	田 中 秀 明	生体高分子機能論	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
”	山 下 栄 樹	生体高分子構造論	蛋白質研究所 蛋白質次世代構造解析センター
”	金 澤 有 紘	高分子合成化学	理学研究科 高分子科学専攻
講 師	川 口 辰 也	高分子構造物性論	理学研究科 高分子科学専攻
助 教	川 本 晃 大	生体高分子機能論	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
”	神 林 直 哉	高分子反応化学	理学研究科 高分子科学専攻
”	岸 川 淳 一	構 造 生 物 学	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
”	小 林 裕 一 郎	超分子機能化学	理学研究科 高分子科学専攻
”	高 崎 寛 子	構 造 生 物 学	蛋白質研究所 蛋白質構造生物学研究部門
”	竹 川 宜 宏	生体高分子科学	理学研究科 高分子科学専攻
”	中 畑 雅 樹	高分子精密化学	理学研究科 高分子科学専攻

宇宙地球科学専攻

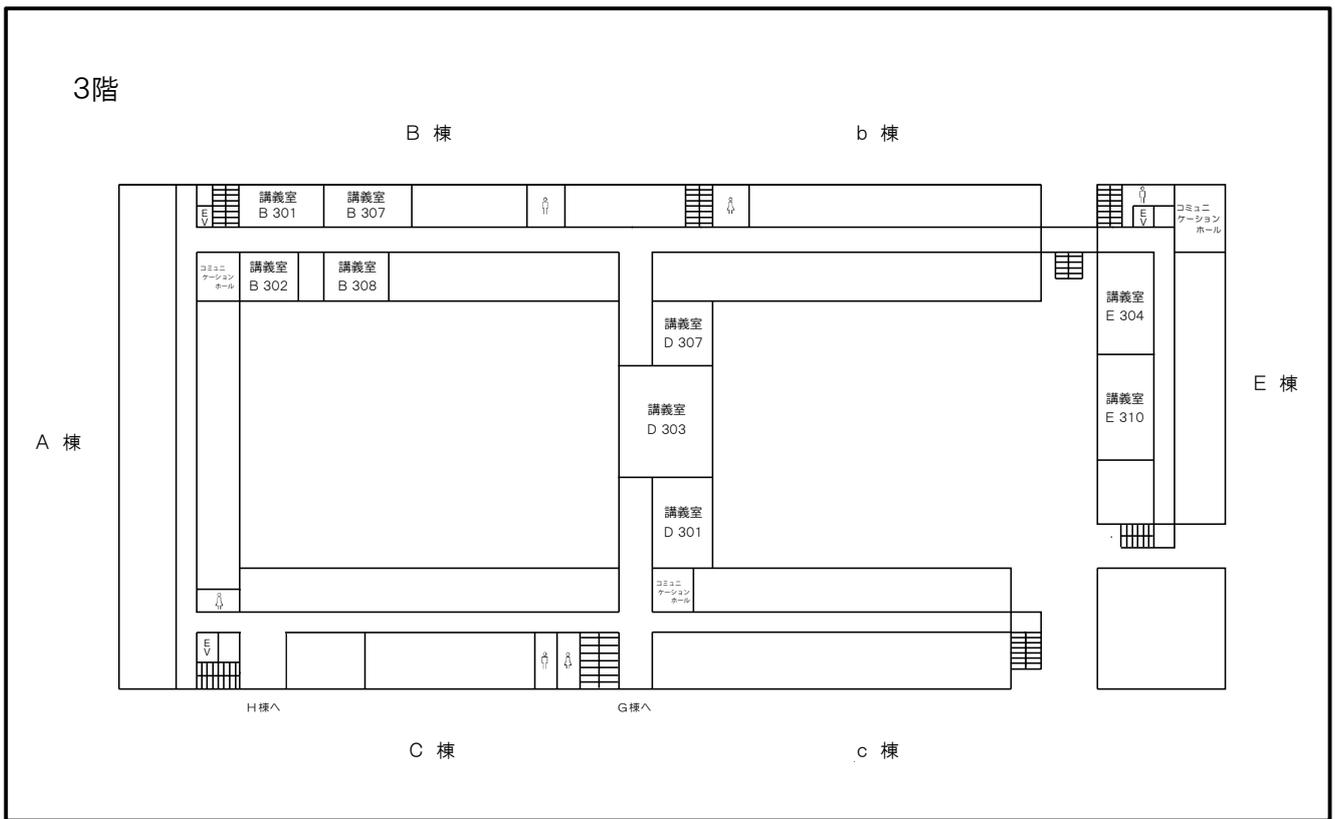
☆印は専攻長を示す。

職名	氏名	分野	所 属
教授	桂木 洋光	ソフトマター地球惑星物理学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	近藤 忠	惑星内部物質学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	佐々木 晶	惑星探査学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	住 貴宏	赤外線天文学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	寺田 健太郎	宇宙地球化学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	長峯 健太郎	宇宙物理学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	波多野 恭弘	非平衡物理学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	☆松本 浩典	X線天文学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
准教授	井上 芳幸	宇宙物理学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	植田 千秋	惑星科学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	大高 理	高圧物性学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	小高 裕和	X線天文学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	佐伯 和人	固体惑星科学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	坂和 洋一	レーザー宇宙物理	レーザー科学研究所 高エネルギー密度科学研究部門
〃	西 真之	惑星内部物質学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	久富 修	生物物理学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	横田 勝一郎	惑星科学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	山中 千博	地球物性学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	湯川 諭	物性理論	理学研究科 宇宙地球科学専攻
助教	青山 和司	物性理論	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	桂 誠	地球物理化学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	河井 洋輔	宇宙地球化学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	木村 淳	固体惑星科学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	境家 達弘	惑星内部物質学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	鈴木 大介	赤外線天文学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	高棹 真介	宇宙物理学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	田之上 智宏	非平衡物理学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	野田 博文	X線天文学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	増田 賢人	赤外線天文学	理学研究科 宇宙地球科学専攻
〃	山本 憲	ソフトマター地球惑星物理学	理学研究科 宇宙地球科学専攻

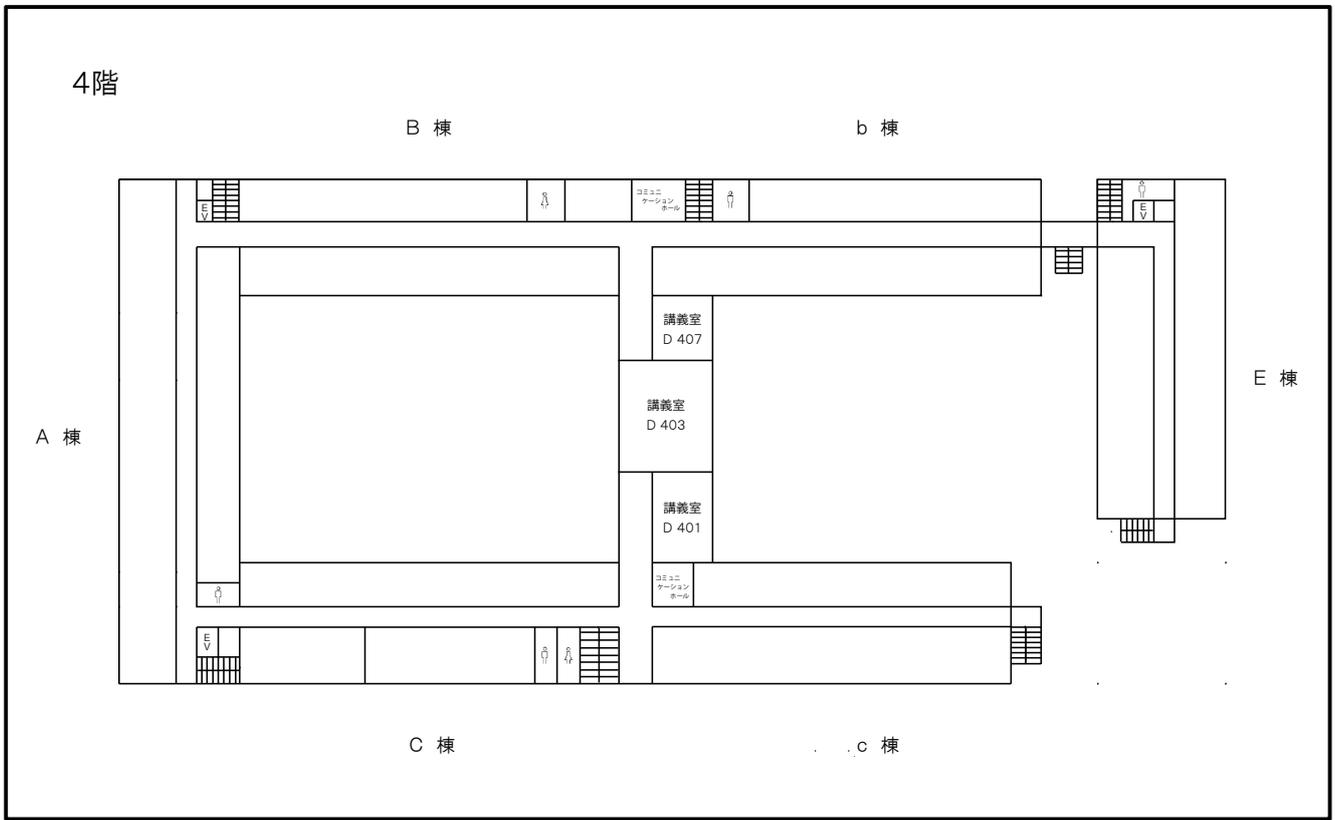
講義室等案内図



3階



4階

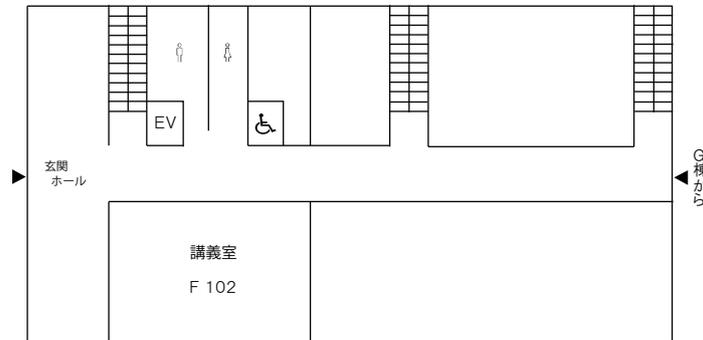


5階

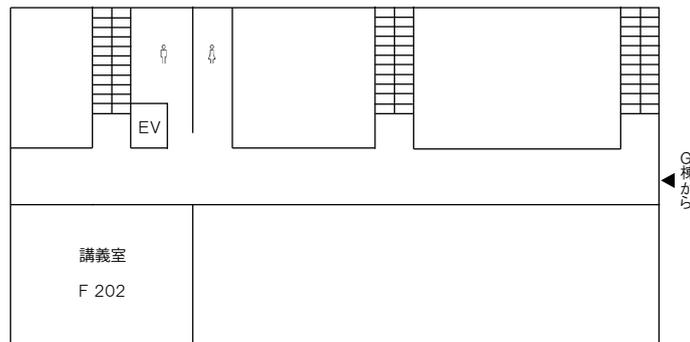


F棟

1階



2階



大阪大学大学院理学研究科
〒560-0043 豊中市待兼山町1番1号
電話 06 (6850) 6111 (代表)
<https://www.sci.osaka-u.ac.jp>